

「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」に係る意見募集 提出意見及び意見提出者の一覧

【留意事項】

- ・提出された意見は、誤字・脱字と思われる部分も含めて、原文のまま掲載しています。
- ・意見提出者名は、団体として意見提出されたものについての団体名・団体の代表者名のみ掲載し、個人として意見提出されたものについては単に「個人」と記載しています。

番号	意見	意見提出者
1	<p>Ⅲ 消防職員の団結権についての意見です。</p> <p>「消防職員の団結権については、付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める。」ありますが、消防はもともと警察組織から戦後に分離された公安職ですよね。消防は警察と役割分担し、行政の効率性と効果を高め、権力の分散を図っただけで、国民の安心と安全を守るという共通のミッションを持った重要な組織だと思います。その消防職員に団結権を付与するとは、一体、総務省は何を考えているのか。国民の意識をしっかりと把握、確認（世論調査をしてください。）して、多くの国民が望むように対応する必要があります。一部の国民の意見を数の力で政策を進めたり、民主党政権になってから自治労の意見を強く反映させた政策が、酷く目につきます。所詮官僚は政治家に弱いということの表れですかね。こんなことなら早く自民党に戻しましょう。</p> <p>「消防職員の団結権は付与すべきではない」と強く意見を言います。</p> <p>今回の大震災での消防の活躍は、消防職員に組合がないからこそ迅速に出動し、警察とか自衛隊、海上保安庁の公安職との緊密な連携が取れた活動ができたはずです。共通なミッション、処遇や環境だからこそ、円滑な活動ができたんだと思います。消防職員にだけ団結権が付与された場合、今回のような活動はできなかったと確信します。</p> <p>したがって、「消防職員に団結権を付与する」という考えには絶対に反対します。</p> <p>総務省はパブコメという既成事実を狙っているんでしょうが、こんなのインチキで、国民の意識をしっかりと把握してください。</p> <p>新聞に掲載して、多くの国民から意見を募集する必要があります。</p>	個人
2	<p>1. 団体交渉等について</p> <p>(1) 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象外としているが、「管理運営事項」に関することでも、労働条件に関わることについては、団体交渉の対象事項とすることを強く求める。</p> <p>(2) 職員が勤務時間中の適法な団体交渉に参加する際の手続きの整備にあたり、地方公共団体の職員は、その地域の至る所に出先機関があり、そこから団体交渉に参加することを想定したものとすること。</p> <p>(3) 法整備にあたり、団体交渉の人数制限などはしないこと。</p> <p>(4) 法整備にあたり、勤務条件を定める条例の制定改廃を要する内容の団体協約を締結し、条例案を議会に提出する場合は労使</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	合意を前提とし、議会においても労使合意を尊重するよう整備すること。	
3	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員に遅れることなく、早急に法案を国会に提出すべきです。とりわけ、一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を早期に確立すべきものと考えます。</p> <p>同時に、消防職員に対しても団結権を付与すべきです。</p>	自治労岩手県本部 執行委員長 来内 広幸
4	<p>◎「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」についてへの総論 地方公務員の労働基本権については全面回復を旨として、早急に法案を国会に提出し、</p> <p>労使の交渉によって賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を早期に確立すべきである。 同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して労働基本権を付与すべきである。</p> <p>◎「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」についての個別意見 I 趣旨「国家公務員に係る自律的労使関係制度の措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることとする。」については</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公務員の任用制度を雇用契約制度とすべきである。 ■ 労働組合法、労働基準法全面適用を原則とすべきである <p>2 団体交渉の当事者（1）労働側の当事者 「認証の要件は、規約が法定の要件を満たすこと、構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること等とする。」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 労働組合についての制限は不要・不当。労組法全面適用とし、一部権利について適用除外とすべき。とくに臨時・非常勤職員が構成する労働組合には地域合同労組（様々な企業・自治体の社員・職員で構成されている）形式の労組も多くあり、場合によっては労働委員会を利用する機会が制限される。 <p>3 団体交渉等（2）「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、引き続き団体交渉の対象とすることができないこととする。」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「なにが管理運営事項か」自体は交渉事項とすべき。 <p>以上です。</p>	個人
5	労組（自治労）による公務員支配を強めるだけの政策です。	個人

番号	意 見	意見提出者
6	<p>今回の公務員制度改革については大いに不満があります。公務員である前に労働者でありますので「労働基本権回復」を謳ったのであれば、三権全て返ってくるべきだと思います。また「協約締結権」付与といっても自治体の賃金・労働条件の決定は議会の議決に委ねているところが多いことから、そちらの制度を変えないまま「協約締結権付与」されても「絵に描いた餅」にしかならないと思います。</p> <p>とは言っても今回の取り組みが「自立的労使関係」構築の第一歩となることは間違いないことから、国家公務員の改革に遅れることなく、地方公務員についても法案提出されることを望みます。あわせて今後も公務員に対して真の「労働基本権回復」が図られるよう不断の改革を行われることを要請します。</p>	美馬市職員労働組合連合会
7	<p>労組（自治労）による公務員支配を強める政策です。 こんなの必要ない</p> <p>労組は余計な考えを持たず、言われた事をしてあげばよい</p>	個人
8	<p>地方公務員の立場から意見を致しますが、給与・労働条件を労使間の交渉により 決定する「自律的労使関係制度」の確立を、国家公務員に遅れることなく確立するよう求めます。</p> <p>また、消防職員に対する団結権についても、職務上、難しいこともあるのかもしれませんが、基本的には、ILOから勧告を踏まえて、早期に回復すべきと考えます。</p>	自治労岩見沢市職員組合 執行委員長 山下 徹
9	<p>労働基本権について、国家公務員と地方公務員の間で差異があるべきではないため、地方公務員についても早急に法案を作成して、国会に提出するべきと考えております。</p> <p>特に一般職の地方公務員について、自立的労使関係制度を最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきと考えております。</p> <p>また、長年にわたるILOからの勧告を踏まえて、消防職員の団結権は早急に回復するべきと考えております。</p>	自治労北海道十勝地方本部 執行委員長 倉崎 景一
10	<p>地方公務員の労働基本権については、同じ公務員である国家公務員における制度と整合性があるか検討いただいた後、 国家公務員に遅れることのないよう、早急に法案作成し国会に提出すべきである。</p> <p>特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使双方が責任を持って賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を早期に確立することが不可欠である。</p> <p>また、長年にわたりILOから勧告を受けていることをふまえて、消防職員に団結権を付与すべきである。</p> <p>なお、団体交渉の議事の概要及び団体協約の公表については、地方公共団体の当局の裁量とし、「公表できる」といった旨にすべきである。今日における情報公開の考え方には理解をするが、公開すべきものとすべきでないものの判断は地方公共団体当局に委ねられるべきものとする。</p>	佐伯市職員労働組合 執行委員長 奥村 正二
11	1. 地方公務員の労働基本権については、公共サービスの提供という観点から、国家公務員における制度と整合性をもって検討の	自治労全北海

番号	意 見	意見提出者
	<p>上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。</p> <p>2. 一般職の地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を、最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。</p> <p>3. 消防職員の団結権を否認している現行制度は、結社の自由を否定しているものであり、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を確立するよう強く求めます。</p>	<p>道庁労働組合 連合会十勝総 支部 執行委員長 竹鼻 隆児</p>
12	<p>労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を確立するため、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与する法案を、早急に国会に提出すべきである。国家公務員に遅れることなく早期に「自律的労使関係制度」を確立すべきである。</p> <p>同時に、ILOからの永年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権と協約締結権を付与すべきである。</p>	<p>自治労柳川市 職員労働組合 執行委員長 竜 晴美</p>
13	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度を基本として早急に法案を作成し、国会への提出を早急に行う必要があります。とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使が責任をもって賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきです。</p> <p>同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与しなければなりません。</p>	<p>自治労三原市 職員労働組合 執行委員長 辻村 健治</p>
14	<p>消防職員の団結権付与を含めた地方公務員の労働基本権等に係る法案の可及的速やかな策定・国会提出を強く求める。とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p>	<p>大分県市町村 職員共済組合 事務局労働組 合 執行委員長 原田 哲也</p>
15	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、賃金・労働条件を決定する自立的労使関係制度の確立を、国家公務員と同時期にスタートできるよう早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。</p> <p>また、消防職員の団結権については、「付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める。」ということにとどまっているのは極めて不十分であると考えます。消防職員に対して団結権を保障し、協約締結権を付与することは当然のことと考えます。</p>	<p>自治労小樽市 役所職員労働 組合 執行委員長 岩本 毅</p>
16	<p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方に対する意見募集」につきまして、労働組合の立場から、ご意見を投稿させていただきます。</p> <p>一人の労働者の立場から考えても、諸外国の状況から判断しても、また、国際機関のILOからの勧告もあわせ考えたとしても、消防職員に団結権を付与するべきであります。</p>	<p>姫路市社会福 祉事業団労働 組合 執行委員長</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>地方公務員への労働基本権については、自立的労使関係制度を確立することを基本に、国家公務員に遅れることなく認めるべきです。</p> <p>このためには法案を作成し、国会に提出することが必要であり、早急な取組みを望みます。</p> <p>また、争議権についてもしかるべき場面で検討するべきであると考えます。</p>	堀内 泰介
17	<p>地方公務員の労働基本権付与については、長年ILOから勧告を受けていることを踏まえ、国家公務員における制度と整合性をもって検討し、早期に法案の国会提出に向けた作業を行うべきである。</p> <p>また、一般職地方公務員に対して、協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自ら賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係」を国家公務員と同年度内に実施されるものとなるべきである。</p>	自治労大分県本部玖珠町職員労働組合 執行委員長 衛藤 善生
18	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し国会に提出すべきである。とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任をもって自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>同時に、消防職員の団結権を否認している現行制度は、まさに人権問題である。ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	各務原市職員労働組合連合会 執行委員長 金武 健稔
19	<p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」に対する意見を次のとおり提出しますので、よろしく願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員に対する新たな労使関係制度を構築は、国家公務員に遅れることなく対応すること。 ・民間の給与等の実態を調査・把握する方法については、自治体における調査主体の検討のほか、中央（国家公務員）が行う民間給与実態調査との関係及び整合をどのように図るのか、また調査結果をいつ、どのように労働組合側に開示するのか、明らかにすること。 	岐阜県職員組合 中央執行委員長 内記 淳司
20	<p>労働基本権については、全ての労働者に対し憲法で保障された権利であり、公務員に対しては、長年ILOから見直しを勧告されています。</p> <p>地方公務員の労使関係制度も、国家公務員における制度と整合性をもった法案となるよう早急に作成し国会に提出することを望みます。</p> <p>地方公務員に対しても協約締結権を早期に付与し、労使がともに責任を持って賃金や勤務労働条件を決定する自律的労使関係を確立し、公務員が気持ちよく効率的に働く環境をつくるのが重要な問題だと思われます。</p> <p>2003年当時に民主党の幹事長だった岡田克也氏は『ILOは、日本政府案について、「労働基本権を制約し、国際労働基準に反している」として内容の勧告を見直しており、そうした勧告を一顧だにしない政府案には大きな問題があると考えている。政府はILO勧告を最大限尊重し、関係者との十分な交渉協議、同意を得るなどの手続きを得たうえで法案を国会に提出すべきだ』と記者会見し小泉首相に申し入れ書を提出しています。</p>	自治労大分県本部竹田市職員労働組合 執行委員長 相馬 隆英

番号	意 見	意見提出者
	長年にわたるILOの見直し勧告を十分尊重し、消防職員に対しても団結権を付与することが重要であると思います。	
21	<p>地方公務員の労働基本権については、特に、一般職の地方公務員に協約締結権が与えられていない現状は早急に是正し、労使協議・合意で賃金労働条件が決定される「自律的労使関係制度」が確立されなければなりません。そして均衡の原則から国家公務員との整合性を確保した制度として遅れることなく実施される必要があります。そのための関係法案の国会への早期の提出を求めます。</p> <p>また、消防職員等が団結権すら保障されない実態は、長年にわたるILOからの勧告も踏まえて早急に解消に向けた法改正を行なうこともあわせて求めます。</p>	自治労広島県 本部府中市職員労働組合 執行委員長 土井 基司
22	<p>公務員は「労働者」です。</p> <p>故に「労働者」としての権利である労働三権は、基本的に保障されるべきだと考えます。就中、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>同時に、ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえ、消防職員に対しては団結権を付与すべきである。</p>	自治労宇佐市 職員労働組合 執行委員長 岡部 輝明
23	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員の制度と整合性をとり、早期に法案を国会に提出すべきと考えます。</p> <p>一般職の地方公務員に対して、協約締結憲を回復し、労使において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する制度を国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。</p>	自治労日高町 職員組合 青年部長 磯谷 朋範
24	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員の制度と整合性をとり、早期に法案を国会に提出すべきと考えます。</p> <p>一般職の地方公務員に対して、協約締結憲を回復し、労使において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する制度を国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。</p>	自治労日高町 職員組合 執行委員長 柴田 哲
25	<p>早急に一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、「自律的労使関係制度」を確立すべきである。併せて、消防職員に対して速やかに団結権を付与すべきである。</p>	自治労桂川町 職員労働組合 執行委員長 原中 康
26	<p>1 自立的な労使関係の構築は、地方自治体における分権・自治という観点からも、推奨されるべきものである。</p> <p>2 国家公務員・地方公務員双方共、法律や条例また議会という同じシステムの中で、業務に従事していることから、地方公務員も国家公務員における制度と整合性を持つことが必要である。</p> <p>3 国と地方での扱いに違いがあった場合には混乱が予想されることから、制度改定は国家公務員と地方公務員が同時期となるこ</p>	上越市職員労働組合

番号	意見	意見提出者
	<p>とが望ましい。</p> <p>4 消防職員に対して、団結権を保障するよう法改正を行うべきである。</p>	
27	<p>地方公務員の労働基本権のあり方については、地方公務員制度としての特性を踏まえた上で、国家公務員に係る制度との整合性をもって検討し、速やかに法案作成し国会に提出すべきと考えます。</p> <p>特に、地方公務員（一般職）に対し協約締結権を付与し、労使が互いに真摯に向き合い、自らの「賃金・労働条件」を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく確立すべきです。</p> <p>また、消防職員に対しても国際的見地からも団結権を付与すべきであると考えます。</p>	<p>安来市職員労働組合 執行委員長 二岡 敦彦</p>
28	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与することは当然のこととして、国公・地公を問わず、争議権を含めた「労働三権」を早急に付与すべきと考える。</p> <p>同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>自治労大分県本部書記労働組合 執行委員長 今宮 出津己</p>
29	<p>国際労働基準に基づき、労働三権の全面的な付与は、当然の社会情勢である。</p> <p>この基本的考え方において、議会の関与を制限することなしには、協約実行の担保がなされない恐れが多分にあり、とてもこの内容では、公正労働の確立とは言い難い。</p> <p>特に、消防職員へも協約締結権の付与について明確に、していないことや争議権の回復は、対等な労使関係を保証することには繋がらない。</p> <p>以上の点から、誠に不十分な対応策と考える。</p>	<p>個人</p>
30	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって法案となるよう早急に国会に提出すべきである。</p> <p>とくに、地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使交渉で勤務労働条件を決定する自律的労使関係を構築することが必要である。また、協約締結権もさることながら、争議権を含めた「労働三権」を早急に付与すべきである。同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>自治労大分県本部 執行委員長 村田 正利</p>
31	<p>1、意見の趣旨 「6 勤務条件の決定方法及び団体協約の効力」は削除または労使自治を認める形で緩和すべきである。</p> <p>2、理由 すでに国家公務員の自律的労使関係を確立するために国家公務員法の一部を改正する法案が提出されており、同法案においては団体協約締結に伴う政府の法律案手出義務および、法律案不成立の場合における団体協約の失効規定が盛り込まれている。このような規定は現行の労働法理を大きく覆す危険性をはらんでいる。</p>	<p>個人</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>というのは、現行法制における労働基準などを定める効力は、労働協約、就業規則、法律の順にその優位性が認められているところであるが、国家公務員に関する「自律的労使関係」法案では労働協約の上にさらに法律改正義務をかぶせているのであり、労使関係に対して第三者の介入を可能とする点で大きな問題があるといわねばならない。法律不成立の場合における協約の失効規定は、国会が当該労使関係に事後干渉する権利を認めているもので、「自律的」とは大きく逆行している。</p> <p>また、公務におけるこのような「他律的」労使関係が一般の労使関係に波及していく危険性を考えるとその影響は軽視できない。民間の労働組合が締結した協約に対して、株主総会や親会社の干渉が許されてしまうと団体交渉権の実体は崩壊する。</p> <p>さて、このたび総務省が示した「地方公務員の労使関係に係る基本的な考え方」においても、国家公務員と同様の趣旨が見られる。ただし、協約締結後における当局の条例案提出義務にはふれているが、否決の場合の協約失効までは言及していない。この点で、地公の場合はやや緩やかな制度が志向されているとの見方もできるが、じっさいの法律案がどうなるか不明である。</p> <p>いずれにしても、団体協約の再条例化は屋上屋を重ねるもので不要である。新協約に関する条例改正はいずれはやった方がいいという意味で努力目標とすべきである。また、公務員の勤務条件法定主義との関係がどうなるかとの指摘も予想されるが、条例は勤務条件の最低基準を定めるものと解釈することで問題はないと思われる。</p>	
32	<p>労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく確立するため、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与する法案について、早急に国会に提出し成立を図るべきである。同時に、長年にわたるILOからの勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権と労働協約締結権を付与すべきである。</p>	<p>自治労福岡県 職員労働組合 朝倉支部 支部長 岩佐 一郎</p>
33	<p>地方公務員の労働基本権についても、国家公務員と同様、早急に法案を作成し、国会に提出するものであると考える。特に一般職の地方公務員への協約締結権の付与、消防職員への団結権の付与は早急にすべきである。地方分権が叫ばれる中、今後求められるのは自治体自身、職員自身がともに責任を持って自治体運営、公共サービスの提供に従事することである。その意味では労使双方が責任を持ち、自らの勤務労働条件を決定していくことは必須であると考ええる。</p>	<p>別府市職員労働組合 執行委員長 梶原 悟</p>
34	<p>” 「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」に対する意見”</p> <p>上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。</p> <p>とくに、一般職の地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使において責任を持って自らの賃金 労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、 国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。</p> <p>また、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を回復するのは当然のことと考えます。</p>	<p>自治労岩見沢 市立病院職員 組合 執行委員長 坂本 哲哉</p>
35	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性を持たせることは当然であり、関係法令の改定スケジュールも国家公務員と同時となるよう努めるべきである。</p> <p>また、今回示された「基本的な考え方」によると、勤務条件の決定原則や条例主義が残る等、一定の制約下における「自立的労</p>	<p>沖縄県関係職員 連合労働組合</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>使関係制度」となっており、労使間の合意が必ずしも担保されないという不安定な制度であることから、意図的な政治介入を許さない工夫が必要である。</p> <p>更に、自立的労使関係とは言え、利潤追求と相反する行政の性質上、財政課題を安易な人件費抑制で解決するようなことがあってはならない。</p> <p>公務員の勤務条件が不当に労働市場と乖離することがないように、自治体の長に調査・説明責任があることを改めて明示すべきである。</p>	書記長 新垣 一智
36	<p>地方公務員への労働基本権付与については、国家公務員における措置に遅れることなく、整合性を持って検討し、法案を作成して、国会に提出すべきである。特に、地方公務員の一般職については、協約締結権を付与し、労使が主体的に自らの賃金、労働条件を決定できる「自立的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく、早期に確立する必要がある。</p> <p>また、ILOからの勧告をふまえ、消防職員への団結権の付与を同時に実施すべきである。</p>	安中市職員労働組合 執行委員長 須藤 隆
37	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任をもって自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p> <p>また、労使が公務を取り巻く環境や課題に対する認識を共有することと併せ、市民サービス向上に向けた政策・制度を議論することにより、効率的・効果的な事務事業の遂行に繋がることや、それぞれの立場で、率直な意見交換をしていく制度を作ることが、市民が必要とする良質な公共サービスが安定的に提供できる行政組織となる可能性がある。こうしたことから、「自律的労使関係制度」の措置と併せて、労使協議制(公共サービス労使協議会、政策・制度意見交換会)等を検討すべきである。</p>	自治労広島県本部福山市職員労働組合 執行委員長 的場 豊
38	<p>地方公務員の労働基準権は、国家公務員制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべき。とりわけ、一般職の地方公務員に協約締結権を付与し、労使が自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべき。</p> <p>同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべき。</p>	厚木市職員組合 中央執行委員長 杉山 浩一
39	<p>結論から言って、断固反対です。</p> <p>第一線で活動する消防職員として、自信と誇りを持って地域住民のために誠心誠意頑張っているつもりです。安心して現場活動ができる大前提として、隊長・隊員等相互の信頼関係に基づくチームワークが不可欠であります。</p> <p>個人の利益を追求する手段の一つである団結権を付与されることによって、消防活動に不可欠であるチームワークや指揮命令系統等に乱れが生じ、そのことから災害現場活動へも悪影響を及ぼすことが非常に強く懸念されます。</p> <p>従って、消防職員に対する団結権の付与については、強く反対するものです。</p>	個人
40	2011年6月2日に総務省が公表した「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」において、「一般職の地方公務員に協	自治労板野町

番号	意見	意見提出者
	<p>約締結権を付与する」ことが明記されたことにより、国・地方公務員の労働基本権について確認されたものと受け止め、制度設計の基本的な枠組みには賛同する。</p> <p>しかし、「地方公務員の労働関係を律する法律」は未だ国会に提出されていない。国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、国と同時期にスタートさせるよう早急に法案を作成し、国会に提出・成立させ、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を確立すべきである。</p> <p>同時に、ILOから長年にわたる勧告をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	職員労働組合 執行委員長 山田 裕子
41	<p>非現業の国家公務員及び地方公務員の労働基本権は、これまでILOによる4度の勧告にも関わらず、国の不作為により未だ実現していません。日本は世界の中で先進国であり、他国の模範となるべき存在です。速やかに国際労働基準を満たした対等・平等な労使関係を構築すべきです。また、消防職員の団結権についてもILOから同様の勧告を受けており、早急に付与すべきです。地方自治・地方分権の時代にふさわしい民主的な公務員制度の整備を強く要望します。</p>	自治労福島市 役所職員労働組合 執行委員長 邨松 秀紀
42	<p>現在、公務の職場では、定員削減のもと人手不足と超過勤務が慢性化し、疲弊しています。行政需要は複雑化し、高度化、迅速性を求める住民に対する十分な対応が難しくなっています。人員を増やして働きがいのある職場と労働条件をつくるのが、公務・公共サービスを拡充させ、住民の安心・安全を確保していくことにつながります。</p> <p>そのためにも国家公務員の制度改革と同時に、一般職の地方公務員についても、協約締結権を付与すべきです。また、消防職員に対しても、長年にわたるILOの勧告を踏まえ、直ちに団結権を付与すべきです。</p>	大町町職員労働組合 執行委員長 森 光昭
43	<p>消防職員への団結権採用に断固反対します。国民の生命・身体・財産を災害等から守る者には警察も含め導入してはならないものです。</p>	個人
44	<p>6月3日、国家公務員制度改革関連4法案が閣議で決定され、地方公務員の労働基本権の在り方については、地方公務員制度としての特性等を踏まえた上で、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進めていくことが示された。労使双方で勤務条件を自律的に決定し得る仕組みが構築されることにより、労使が真摯に向き合い、当事者意識を高め、時代の変化にも対応しながら、主体的に人事・給与制度の改革に取り組むことができ、また、職員の意欲を高め、質の高い行政サービスの実現を図る観点においても、できるだけ早期に自立的労使関係制度が確立されることを求めます。</p> <p>また、消防職員の団結権については、付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進めていくことが示された。質の高い消防サービスの実現と消防職員の生活と権利の向上、消防行政の更なる発展のため、できるだけ早期に団結権を付与すべきである。</p>	自治労島根県 本部浜田市職員労働組合 執行委員長 竹内 正行
45	<p>地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方に基づき、国家公務員に遅れることなく法案を作成し、早急に国会提出を求めます。一般職の地方公務員に対しても協約締結権を付与する自立的労使関係制度を早期に確立するよう要望します。</p> <p>また、消防職員についてもILO勧告に基づき、団結権を早期に付与することを要望します。</p>	真庭市職員労働組合 執行委員長 片山 誠

番号	意見	意見提出者
46	労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく確立するため、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与する法案について、早急に国会に提出し成立を図るべきである。同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権と労働協約締結権を付与すべきである。	自治労福岡県 職員労働組合 執行委員長 石川 和正
47	早急に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与する法案を国会に提出し成立を図るべきである。同時に、消防職員に対して団結権と労働協約締結権を付与すべきである。また、現業職員にかかわる特例（地公法57条、地公企労法附則5項）を廃止すべきである。	自治労福岡県 現業職員労働 組合 執行委員長 久恒 哲美
48	「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく確立するため、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与する法案を早急に国会に提出し成立を図るべきである。同時に消防職員に対しても団結権と労働協約締結権を付与すべきである。	自治労福岡県 職員労働組合 ユース部長 中村 徹
49	地方公務員の労使関係について、特に一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任をもって自らの賃金・労働条件を決定できる「自律的労使関係」を早期に確立すべきである。国家公務員における制度と整合性をもち、遅れることなく法案を作成し、国会に提出すべき。また、ILOからの勧告を踏まえ、消防職員に対して団結権を付与すべく、法案を作成し、国会に提出すべき。	江津市職員労働 組合 執行委員長 味田 亘
50	地方公務員の労使関係に係る考えとして、地方公務員の労働基本権については、国家公務員改革基本法において国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもちて検討するとあるとおり、早急に法案を検討・作成し、国家に提出すべきであると考えます。 特に、一般職の地方公務員が、自らの賃金・労働条件を労使交渉により決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に併せて早急に定めるべきだと考えます。 また、消防職員の団結権確立についても、長年にわたるILOからの勧告などをふまえると、早急に付与するべきだと考えます。	自治労宮崎県 本部新富支部 執行委員長 出口 敏彦
51	労働基本権について、国家公務員と地方公務員に同等の権利を与えるべきである。 特に一般職の地方公務員に対しても協約締結権を認め、労使の協議によって自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を確立すべきである。 また、消防職員に対しても団結権を認めるべきである。	隠岐広域連合 職員組合 執行委員長 古川 みね
52	国家公務員制度改革基本法に基づく改革の「全体像」においては、地方公務員の労働基本権について「国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもち、速やかに検討」とされています。国家公務員制度改革関連法案が閣議決定された現状にあっては、速やかに検討の上、法案を作成し、その法案を国会に諮るべきと考えます。	前橋市役所職 員労働組合 中央執行委員

番号	意見	意見提出者
	<p>また現在の動向からも、国家公務員の制度案と同様、一般の非現業地方公務員についても、自立的労使関係制度を確保することが必要と考えます。そのために、労働協約締結権を一般地方公務員にも付与し、労使が信頼と合意の上で労働条件を決定するシステムの法的な裏付けが必要であると考えます。</p> <p>あわせて、消防職員については、「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」の報告書をふまえつつ、ILO勧告の内容を真摯に受け止めて頂き、枝野官房長官の発言のとおり、団結権を付与するべきであると考えます。</p>	<p>長 高松 秀光</p>
53	<p>自律的労使関係制度を確立するため、一般職の地方公務員についても国家公務員に遅れることなく早期に協約締結権を付与すべきである。同時に、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>自治労宮崎県 本部川南支部 執行委員長 橋口 幹夫</p>
54	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性を持って検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。</p> <p>とくに、一般職の地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を、最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。</p> <p>また、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を回復するのは当然のことと考えます。</p>	<p>自治労士幌町 職員組合 執行委員長 石垣 好典</p>
55	<p>日頃からの地方自治に対するご理解に心から敬意を表します。</p> <p>さて、標記の件につきまして、自治労に所属する一職員労働組合の執行委員長の立場からいくつか意見を述べさせていただきます。</p> <p>時々、公務員には労働組合そのものが不要であるという声を耳にします。公務員は民間とは違う公益的な立場があり、もともと一定の身分や待遇が保障されている見方から、そのような声が発せられるようです。</p> <p>しかしながら公務員も勤労者であり、憲法第28条（勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。）によって労働基本権は保障されなければならないはずで、歴史をたどれば、終戦直後は公務員も労働組合法などの適用対象でした。それが1948年のマッカーサー書簡（公務員のストライキを禁止）を契機に公務員の労働基本権の制約が進み始めました。それ以降、現在に至るまで公務員には争議権や協約締結権が認められず、警察と消防職員には団結権も否定されてきました。</p> <p>一方で、ILO（国際労働機構）は151号条約で、公務員の団結権、団体交渉権、争議権、市民的権利を定めていたことは周知のとおりです。2002年11月のILO理事会では、日本政府に対して「公務労働者に労働基本権を付与すべき」の勧告も採択していました。それに対し、日本政府は条約の批准を見送り、このような国際的な要請にも応えない姿勢に終始してきました。</p> <p>今回、ようやく国家公務員に対して、協約締結権など労働基本権回復の一步が踏み出されるようになりました。つきましては、</p>	<p>自治労立川市 職員労働組合 執行委員長 乙幡 洋一</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>地方公務員に対しても国家公務員の制度改革を踏まえ、労使が自己の責任で給与をはじめとした労働条件の問題を決める「自律的労使関係制度」の構築を急ぐべきものと考えています。また、その際は労使対等の関係性で、自主交渉、自主決着がはかれるような点についても留意されることを願っています。</p> <p>合わせて、ILOからの勧告に応え、消防職員の団結権の付与についても、実現に向けて尽力されることを強く望んでいます。</p> <p>以上の点につきまして、ぜひとも、ご努力いただけるようよろしくお願いします。</p>	
56	<p>地方公務員の労働基本権について、本来は争議権も含めて三権を確立するべきであると考えますが、現段階の到達点として、最低限、協約締結権の確立を中心に国家公務員制度改革と整合性を確保した上で、早急に法案を作成し、国会に提出、成立させるべきと考えます。</p> <p>一般職の地方公務員に対しては、労使が自らの賃金・労働条件を自主的に決定する「自律的労使関係制度」を、早期に確立すべきである。</p> <p>また、ILOからの長年の勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	個人
57	<p>地方公務員の労働基本権については、これまでの議論の経過を踏まえた上で早急に法案を作成し、国会に提出するべきであると考えます。とりわけ一般職の地方公務員については協約締結権を付与し、いわゆる自律的労使関係制度を国家公務員に合わせて一刻も早く確立すべきであると思います。そして消防職員の団結権についても、これまでの経緯から一刻も早く付与するべきであると考えます。</p>	鳴門市役所職員組合
58	<p>「地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度との整合性を十分に検討し、一刻も早く法案の作成を行い国会に提出すべきです。特に、一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使が対等の立場で共に責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」の確立を、国家公務員に遅れることなく早期に実現すべきです。</p> <p>また、同時に、日本の消防職員に団結権が認められていないのは世界的にも異例中の異例といわなければなりません。ILOからの長年にわたる勧告をふまえ、消防職員に対しても同様の団結権を付与すべきです。」</p>	天理市職員組合 執行委員長 藤田 幸司
59	<p>国家公務員に遅れることなく、一般職の地方公務員に労働協約締結権を付与し、労使相互の責任において賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を早期に確立すべきである。</p> <p>また、同時に消防職員にも団結権を付与すべきである。</p>	自治労朝倉市職員労働組合 執行委員長 三原 大
60	<p>Ⅲ 消防職員の団結権 について</p> <p>団結権について今後前向きに検討されていくことは大きな前進であるが、協約締結権についても合わせて、前向きな検討を望みま</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>す。 ただし、争議権の付与については、生命・身体・財産を守る消防職員が、市民生活に影響を及ぼす可能性も排除できないことから、望みません。</p> <p>全国消防長会が、労働3権について、反対の要望書を出していたが、結局、トップの方々の意見であって、末端職員の意見を考慮していないと感じます。 今後、中立的な有識者による前向きな検討されていくことを望みます。</p>	
61	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員と同時期に、早急に法案を国会に提出・成立させて協約締結権などを付与して欲しい。また、消防職員にも労働組合を作る権利を認めるべきと思う。</p>	個人
62	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>同時に、ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえ、消防職員に対してこれまで問題とされてきた課題を改善する、真の「団結権」を付与すべきである。</p>	徳島市民病院 職員労働組合
63	<p>消防への団結権付与反対</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公安職であるため、労働組合等のしがらみが介入してくると、本来の健全業務推進に口がはさまれ、円滑な業務に支障が出るのは必至である。 2 職員間での団体勧誘が盛んになり、加入職員と非加入職員間での軋轢が生じるため、職場内が不安定になりやすい。 3 団体の理解が必要なため、休みに行われる行事等、様々な面で業務停滞が発生する。 4 警察と消防は公安職であり、一般の事業所とは違うため、実際に団結権が行われた場合の、地方市民へのトータル被害は多大である。 5 過去の経緯をよく理解し、団結権が公安に認められるべきなのか考え、国民に調査かける必要がある。 6 どうぞ、命の現場で戦っている職員に、純粋に業務をさせてあげてください。心からのお願いです。OBより 	個人
64	<p>消防職員の団結権付与には反対です。 理由は次のとおりです。</p> <p>消防業務の中には住民への防災訓練指導や消防団への訓練指導など土曜、日曜、平日夜間等に住民に参加を求めることが非常に多くなってきている。当然のことながら職員の仕事も住民の都合に合わせて休日、夜間対応をせざるを得なくなる。また、本来業務</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>である災害活動能力を高める為の訓練、知識の蓄積、管内調査、自己啓発も職務時間とは別にプライベートの時間を使うことが多くなっている。</p> <p>現在は職員の消防職員としての職業意識や目的意識に支えられて対応ができており、住民からの信頼や協力を得ているが、団結権が付与され職員の団体が結成され権利意識が声高に叫ばれるようになると、この支えや協力が失われることが危惧される。</p> <p>これは単なる杞憂ではなく、実際に市区町村部局と連携して防災訓練などを実施すると、職員組合との取り決めにより係員が確保できないので土日はできないとか、係長以上の職員しか確保できないとか、住民よりも自分たち身内の事情を最優先にしていることがしばしばある。また、労使交渉の場に立ち会った時も、労働側の主張は既得権を訴えるばかりで現状からかけはなれた主張が目立ち、とても外部、住民には通用しない論理展開だった。</p> <p>重ねて申し上げますが、消防職員には団結権はいりません。これにかわる消防職員委員会がしっかりと機能しています。</p>	
65	<p>団結権に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務条件オタクのような職員にとっては生き甲斐ができるかもしれないけれど、大半の職員にとっては今のように特に何もしないでいても給料や休暇が与えられるのが一番いいのであって、組合費負担が発生し組合の行事に参加を求められ、あるいは加入職員と非加入職員との軋轢が生じて気遣いが必要な面倒くさい勤務環境になるのは迷惑でしかない。団結権すらない可哀想な公務員だからこそ社会に応援してもらえると現在の状況の方が、はるかに恵まれている。 ・政権与党を支持する連合の意向を受けて、減少傾向の加入組合員を増加させるために消防職員を狙ったのが政治的理由だろうが、消防や警察には滅私奉公してもらいたいという世間の期待とは明らかな乖離がある。 ・団結権で労使が真正面から交渉するのではなく、不当な労働条件や改善意見を気軽に提出でき、審査、勧告してもらえるような第三者機関を設置するのが現実的である。 	個人
66	<p>地方公務員の労働基本権については、本来労働者に対し憲法上認められている基本的権利を制約していたものであり、このたびの国家公務員における制度改正との整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考える。</p> <p>特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきと考える。</p> <p>同時に、以前よりILOから長年にわたり勧告を受けてきた、消防職員の団結権付与について、早期に実現を図るべきと考える。</p>	自治労長岡市 職員労働組合 執行委員長 近藤 太一
67	<p>基本的な考え方では、「一般職の地方公務員に協約締結権を付与する」ことから、国、地方の公務員の労働基本権について、国地方の公務員の労働基本権については全体のパッケージとして改革すべきである。また実施時期も国に遅れることなくすべきである。また、消防職員の団結権はILOからの長年にわたる勧告等からも付与すべきであることから、法案提出を速やかに行うべきである。</p>	兵庫県淡路広 域水道企業団 職員労働組合 委員長 細川 博史
68	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出し</p>	草津町職員組

番号	意 見	意見提出者
	<p>て下さい。</p> <p>とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立していただくようお願いいたします。</p>	<p>合 組合長 干川 正彦</p>
69	<p>私たち地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出していただきたいと考えます。特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきであります。</p> <p>また、消防職員の団結権を否認している現行制度は、結社の自由を否定した組合権の重大な侵害であり、まさに人権問題です。ILOにおいて、最も関心の高い問題であることからしても、早急に消防職員の団結権を確立されることを強く求めます。</p>	<p>島根県川本町 職員組合 執行委員長 櫻本 博志</p>
70	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討のうえ、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>地方公務員の労働組合は、自治体規模により組織規模も様々である。国家公務員制度と同一的な制度では、小規模自治体においては、労使ともに適切な労使交渉等の実施が困難である。小規模自治体を考慮した地方公務員の労使関係制度を確立すべきである。</p>	<p>玉村町職員組 合 委員長 原田 英樹</p>
71	<p>1 地方公務員の労働基本権に関しては、国家公務員における制度及び整合性を検討した上で、法案を作成し、速やかに国会に提出すること。</p> <p>2 一般職の地方公務員に対しては、協約締結権を付与し、労使双方が責任を持って自らの賃金及び労働条件を決定できる「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく、早期に確立すること。</p> <p>3 国際労働機関（ILO）からの長年にわたる勧告等を真摯に受け止め、消防職員に団結権を付与すること。</p>	<p>城南衛生管理 組合労働組合 執行委員長 谷口 富士夫</p>
72	<p>非現業の国家及び地方公務員の労働基本権については、ILOが再三にわたり「公務労働者に労働基本権を付与すべき。」との勧告を行ってきており、今回の国家公務員の「自律的労使関係制度」確立のための制度改正にあわせ、当然地方公務員についても同様の制度改正が遅滞なく行われなければならない。</p> <p>また同時に消防職員に対する団結権についても、ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえて早急に付与すべきである。</p>	<p>自治労須賀川 市職員労働組 合 執行委員長 牧野 桂男</p>
73	<p>違法スト、ヤミ専従、ヤミ献金、大量の選挙動員と政治活動、職務専念義務違反、既存の公務員労組の現状を鑑みればそれを助長するような法律改正には断固反対です。</p> <p>ついこの前もヤミ献金で小林某という女性が粘りに粘って裁判沙汰の末、やっと議員辞職したばかりであり、全国的にも違法ストを中心に裁判係争中の事案が多いと聞きます。</p>	<p>個人</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>これらを追認するような法改正よりは既存公務員労組の憲法に定める全体の奉仕者としての再教育と労組活動の正常化が優先されるべきであり、今回の法改正は全く時期尚早であり、それらの反省総括を経て正常化の定着状況を見てからでも遅くはないと史料します。</p> <p>とりわけ、日本人は過去の例を持ち出すまでもなく、集団組織の中にはいると個々の意見よりも集団のおごりが一人走りする「むら」意識が強く、それらの集団組織が労使経済的範疇にとどまらず政治的影響力を脱法行為的に行使するようになるとギリシャのように国を滅ぼしかねない。</p> <p>いずれにしてもこれは消防職員の団結権も含めて国民全体と憲法にも関わる大問題であり、この程度の意見聴取ではなく、総選挙の争点として、提案責任を明確にして、きちっと国民的議論を尽くした上で国民的結論を出すべきである。</p>	
74	<p>消防への団結権付与反対</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公安職であるため、労働組合等のしがらみが介入してくると、本来の健全業務推進に口がはさまれ、円滑な業務に支障が出るのは必至である。 2 職員間での団体勧誘が盛んになり、加入職員と非加入職員間での軋轢が生じるため、職場内が不安定になりやすい。 3 団体の理解が必要なため、休みに行われる行事等、様々な面で業務停滞が発生する。 4 警察と消防は公安職であり、一般の事業所とは違うため、実際に団結権が行われた場合の、地方市民へのトータル被害は多大である。 5 過去の経緯をよく理解し、団結権が公安に認められるべきなのか考え、国民に調査かける必要がある。 6 どうぞ、命の現場で戦っている職員に、純粋に業務をさせてあげてください。心からのお願いです。OBより 	個人
75	<p>今回、国家公務員制度改革により、国家公務員へ協約締結権が付与されようとしています。当然のことながら地方公務員にも同様に協約締結権が付与されるべきです。</p> <p>地方公務員ではこの間、財政難を理由に、労働基本権剥奪の代償措置である人事院勧告、人事委員会勧告を無視した独自の減額措置が行われてきました。つまり、実質的に代償機能が失われており、国家公務員の制度改革に遅れることなく、労働基本権の回復、協約締結権の付与を行い、労使で責任を持って賃金・労働条件を決定できる「自律的労使関係制度」を確立すべきです。</p> <p>また、同時にILOからの長年の指摘を踏まえ、国際基準にあわせて消防職員にただちに団結権を付与し、一般職の非現業職員と同様に取り扱いすべきです。</p>	自治労佐賀県本部 執行委員長 宮島 康博
76	<p>地方公務員の労働基本権と自律的労使関係制度の確立に向けるにあたり、国家公務員の制度と整合性をもって検討し、早期に法案を作成し、国会へ提出すべきであること、そして国家公務員の自律的労使関係制度と同時期にスタートできるように地方公務員の自律的労使関係制度を確立すべきであることを、最後に、長きにわたるILOからの勧告をふまえ、消防職員に対して団結権を</p>	北上市職員労働組合

番号	意 見	意見提出者
	付与すべきことを意見とする。	
77	<p>一、 地方公務員の労働基本権について、国家公務員における制度との整合性を検討した上で、早急に法案を作成して国会に提出すべきであると考えます。</p> <p>二、 とくに、一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与すべきこと。労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、地方公務員にも、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきであると考えます。</p> <p>三、 同時に、ILOからの長年にわたる勧告等を十分に鑑み、消防職員に対しても団結権を付与すべきであると考えます。</p>	自治労京都府本部 執行委員長 橋元 信一
78	<p>地方公務員への労働基本権については、国家公務員に遅れることなく法案提出を行うべきである。</p> <p>その上で、一般職地方公務員へ協約締結権を付与し、自律的労使関係制度を確立するべき。</p> <p>また消防職員にも団結権を付与すべきである。</p>	自治労姫路市 従業員労働組合
79	<p>「地方公務員の労働基本権は諸外国にならぬ争議権を含めて労働三権を早急に確立すべきである。</p> <p>また、今国会においては、最低限、協約締結権の確立に向けて法案を国会で成立させるとともに、ILOからの長年の勧告等をふまえ、消防職員の団結権も回復すべきである。」</p>	秋田県職員連 合労働組合 中央執行委員 長 羽澤 斉志
80	<p>国家公務員制度改革関連4法案が閣議決定されました。これまでILOが指摘してきた事項であり、地方公務員の労働基本権についても、国家公務員の制度との整合性を考慮し、早急に法案を国会に提出すべきと考えます。特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与するべきと考えます。労使が主体的に賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきです。</p> <p>また、消防職員についても長年にわたりILO勧告が出されていることをふまえ、早期に団結権を付与すべきと考えます。</p>	自治労群馬県 本部 中央執行委員 長 吉田 登
81	<p>反対します。</p> <p>公務員としての本来業務が遂行できないことは誰の目にも明らかである。</p> <p>納税者が期待しているとは全く思えない。</p>	個人
82	<p>一般職の地方公務員に対して、協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って、自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。あわせて、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	自治労福岡県 職員労働組合 本庁支部長 宮崎 秀幸
83	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員との制度と整合性をもって検討し、労使関係において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する自律的労使関係制度を国家公務員に遅れることなく確立すべきだと考えます。</p> <p>また、長年にわたるILOからの勧告等をふまえ、消防職員の団結権は当然と考えます。</p>	自治労両竜町 職員労働組合 執行委員長 北川 忠

番号	意見	意見提出者
84	<p>労使がともに自らの責任により賃金・労働条件を決定できるよう、速やかに、地方公務員（一般職）に協約締結権を付与する法案を提出すべきであると考えます。</p>	<p>自治労春日那 珂川水道企業 団職員労働組 合 執行委員長 日下部 正浩</p>
85	<p>地方公務員の労使関係については、両者がともに責任を持って交渉を行い、合意事項については誠意を持って履行されるべきものであり、真の労使関係が確立できるように国際情勢およびILO勧告等の観点からも労働協約締結権の付与について、早急に法案を国会に提出することが望ましい。なお、内容および確立時期は国家公務員と同様とすること、さらに消防職員に対しても団結権を付与すべきである。</p>	<p>豊後大野市職 員連合労働組 合 執行委員長 加藤 郁</p>
86	<p>公務員についても他の一般労働者と同様、基本的権限は必要と思えるが、公安職である消防職員については以下の理由により、協約締結権の付与に対し疑問を生じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員と協働関係にある消防団員は、郷土愛に基づき自主的にその任務に当たっている。このような中、一方の当事者である消防職員が協約締結権により団体交渉を行うということは、消防団員との信頼関係を少なからず損なう恐れがあると思われる。 2 災害現場という強固な指揮命令系統が求められる状況下、職務とは異なる関係が存在することは、任務遂行に影響を及ぼし住民の期待に十分に答えられない可能性が考えられる。 また、日常業務においても職務以外の関係、組織はチームワークに少なからず影響を及ぼすと思われる。 <p>以上の理由により、協約締結権の付与については賛成しかねる。</p>	<p>成城消防懇話 会 会長 加賀見 貞夫</p>
87	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。とくに、一般職の地方公務員に対する協約締結権の付与は長年の懸案事項であった労働基本権回復を前進させるものである。勤務労働条件に対し、労使双方が責任感を持つこととなる「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。 同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>嬉野市職員労 働組合 執行委員長 早瀬 宏範</p>
88	<p>国家公務員の労使関係制度については、国家公務員制度改革関連4法案として閣議決定され、国会に提出されました。可決成立した場合、1年6カ月以内には施行されることとなれば、あまり時間は残されていません。国家公務員制度改革基本法に「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性を持って、検討する。」とされていますので、早急に一般職の地方公務員</p>	<p>佐賀市職員労 働組合 執行委員長</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>への協約締結権の付与を国家公務員の制度改革と同時に進められるように、進めていただきたい。</p> <p>地方公共団体の職員には、地方公営企業との異動を経験した職員も多くいますが、労働協約締結権を有する地方公営企業においても、労使関係は健全であり、団体交渉を含めた意見の交換は有意義なものとなっていると聞いています。</p> <p>また、消防職員についても、国際労働基準であるILO勧告等を踏まえ団結権の付与を行なっていただきたい。</p> <p>繰り返しとなりますが、早期に「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」から地方公務員の新たな労使関係制度の具体化をはかっていただきたい。</p>	西山 功
89	<p>地方公務員の労働基本権は、国家公務員の制度を元に早急に検討し、法案を国会に提出下さい。</p> <p>また、地方公務員に対して協約締結権を付与して、労使が共に賃金や労働条件を決める「自立的労使関係制度」を、国家公務員に遅れる事なく確立すべきである。</p> <p>同時に、ILOからの長きにわたる勧告もふまえ、消防職員についても団結権を付与すべきである。</p>	自治労群馬県 本部東吾妻町 職員組合 委員長 玉橋 晃
90	<p>1. 何のためのパブリックコメントなのか、今後の進め方も含め提示すべき</p> <p>そもそも、今回のパブリックコメントが何を目的にしているのかよくわからない。「意見公募の趣旨・背景」の所で、「総務省において『地方公務員の労働基本権の在り方に係る関係者からの意見を伺う場』を開催し、関係者からの御意見を伺ったところです。今般、この場での意見や国家公務員に係る法案の内容を踏まえて、総務省としての『地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方』を取りまとめたところです。総務省としては、本『基本的な考え方』について、国民の皆様から御意見を伺うためとしているが、関係者との共通認識ができていない。</p> <p>というのは、「関係者から意見を伺った」というが、下記でも触れることになるが、自治労連として疑問として提出した内容が、どう検討されたのか、不明であり、「意見を伺った」という事実だけが強調されると、今回のパブリックコメントが、「パブリックコメントを行った」という既成事実をつくるためになされているのではないかと、との疑念がぬぐえない。</p> <p>本来、今回の公務員制度改革は、長年の懸案であった地方公務員の労働基本権回復の有り様を決めるものであり、また、ILO勧告に対して日本政府がどう対応するのかという国際的な問題であり、ILO勧告の趣旨からしても、当該の労働組合との交渉・話し合いそのものが決定的に重要である。</p> <p>あらためて、「ご意見を伺う」というレベルではなく、当該の労働組合との誠実な協議、交渉を求めるとともに、今後の進め方について考え方を示し、一方的に進めることがないよう強く求めるものである。</p> <p>2. 「基本的な考え方」に対する疑問点及び意見</p> <p>①地方公務員の労使関係制に係る法体系について</p> <p>現行の地方公務員の労使関係に係る法体系を、どう改変するのか不明である。国公と同様に「地方公務員の労働関係法」を制定するのか？制定するとした場合、これに関する地公法や地公企労法を廃止するのか？明らかにすべきである。</p>	京都自治体労働組合総連合 執行委員長 山村 隆

番号	意見	意見提出者
	<p>②職員の範囲—(協約締結権の範囲、交渉の当事者の範囲にも関わって)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、協約締結権を付与する職員の範囲として、「一般職の地方公務員」としているが、これは、地公法で規定する17条、22条を含む一般職をさしているのか?それなら、地公法3条3項3号で「特別職」であっても、嘱託職員等一般職と変わらない職務を担っている非正規雇用職員の協約締結権の範囲や効力は現状と変わるのか。 ・「団体交渉の当事者」として、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること等とする」というとしているが、組合構成員をどうするかは、「結社の自由」であり、要件からははずすべきだと考えるが、それ以前に、ここでいう「職員」に、地公法22条の臨時職員は入るが、3条3項の非常勤職員は含まれないとするならば、職場の実態からも大きく乖離することになる。 ・「重要な行政上の決定を行う職員」とは、企業では言えば取締役、地方自治体で言えば3役レベルと考えるが明らかにするとともに、同一労働組合結成を否定する現行地公法52条の管理職員等の規定改定を含め、当該組合との協議において決定すべき。 ・「団結権を制限される職員」、「地方公営企業等に勤務する職員等」にかかわって、消防職員はじめ「団結権を制限される職員」(警察官も)を無くしていくべきであり、あわせて協約締結権付与すべきと考える。また、地方公営企業職員等には、地方独立行政法人の職員も含まれるのか、労働協約締結権については、現行の地公企労法を適用するという事なのか。 <p>③団体交渉の当事者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労組法では、「労働条件の維持改善その他経済的地位の向上をはかることを主たる目的として」となっており、労働組合の活動は多面的であり、(例えば震災支援や職種別の研修会などスキルアップ、共済活動等)「主たる」という言葉は絶対に必要である。 ・認証について、現行の民間労組、労組法と同様に、労働委員会の申立て時の審査で十分であり、事前認証は不必要である。また、「国公労法」のように、「財産」や「監査証明」を認証要件とするならば、町村など職員数60人という所もあり、「公認会計士」の監査費用まで捻出することは不可能であり、憲法28条の団結権を阻害するものと言わざるをえない。 ・前述の「職員の範囲」の所でも触れたが、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員」の職員がどの範囲なのか明確ではないが、実態として、非正規雇用職員が全職員数の3~5割近くを占め、処遇に大きな格差があるもとの、労働組合をどう組織するかは、労働者の自由である。実際に、消費生活相談員はじめ複数の自治体で勤務する労働者も存在し、短期間で他の自治体に職場を替る職員も少なくない中で、異なった地方公共団体に働く労働者が単一の労働組合を組織して活動している実態も広く存在している。また、正規職員でも連合体でなく産別単一労働組合を組織することも自由であり、「団体交渉の当事者」の要件としての、この項目は「結社の自由」を侵し憲法違反であり、削除すべきである。 <p>④団体交渉等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体交渉事項を列挙すると同時に、「管理運営事項」は「団体交渉の対象とすることができない」とわざわざ規定しているが、この「対象外」の規定は削除すべきである。労働組合と当局との間で、「職員の勤務条件」に関する問題であるとするか「管理運営事項」とするか、見解が相違することが予想されるなかで、この規定があれば、当局は安易に「管理運営事項であるか 	

番号	意見	意見提出者
	<p>ら交渉できない」とする可能性があり、場合によっては、職員の雇用や勤務条件に関わる問題でも、交渉拒否を行い、労働組合が救済手続きに入る等、物理的にも時間的にもロスが発生することが予想される。また、例えば職務内容の研修の充実など、労働条件でなくても交渉の中で、業務の改善がされることもある。この規定は削除すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交渉手続き(時間、人数等)について、協定化することは、労使協議で行い協定化すべきであって、一律に法定化することは協約締結権付与ということから逆行する。 議事の概要と団体協約の公表を義務付けているが、これも、法定化すべき問題ではなく、労使の自主判断に委ねるべきである。 <p>⑤不当労働行為の禁止</p> <p>不当労働行為については、労組法の適用で十分であると考えるが、民間でも労働委員会の救済命令に対して行政訴訟に移行するなど、現行の労働委員会の救済制度が迅速かつ実効性を高めることも検討すべきである。</p> <p>⑥勤務条件の決定原則等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情勢適応の原則等、現行の規定については引き続き法定する」とは、職務給の原則、均衡の原則、条例主義及び、賃金決定の5要素(生計費、国、、、等)はじめ、現行地公法24条、25条を残すと考えて良いのか。 残すとした場合、「人事委員会勧告制度を廃止」とすると、民間の給与実態調査や生計費の調査など、どうやって行うのか、「更に検討を進める」としているが、各自治体で「公務員庁」に替るものの設置は不可能であり、本来、国も含め「第三者機関」が客観的な調査をすべきである。現行の人事委員会の調査機能は存続すべきと考える。 現行の地公法25条に示すような条例で詳細まで決定しなければならないような法定化はすべきではない。国と異なり、首長と議会の2元代表制をとる地方公共団体では、当局との「労働協約」が「条例主義」のもとで、条例可決されなければ無効になる危険が大きい。条例事項の法定化は廃止し、予算を伴う措置についても議会への「尊重義務」を課すべきである。 <p>⑦勤務条件の決定方法及び団体協約の効力</p> <ul style="list-style-type: none"> 前述したが、条例詳細主義は廃止し、労働協約に委ねるべきである。 また、首長の議会への提出義務とあわせて、議会の「尊重義務」を法定化すべきである。 労働組合が複数ある場合の「協約の効力」について、触れられていないが、民間の労働裁判の判例に沿った考え方でいいのか。労働条件の不利益変更など、少数の組合が軽視されることのないようにすべきである。 <p>⑧交渉不調の場合の調整システム</p> <p>前述⑤で触れたように、現行の労働委員会のあり方の改善とあわせ、公務専門の体制を充実させるべきである。</p> <p>⑨人事行政の公正の確保</p> <p>「引き続き第三者機関が所掌する」としているが、新たな「第三者機関」を設置するよりは、現行の人事委員会を残置するとともに、市町村の「公平委員会」が十分機能を発揮していない事例も多く、都道府県単位の人事委員会が苦情処理等の事務を担い、人事委員会への労使代表の参加等、改善を図るべきである。</p> <p>⑩消防職員の団結権</p>	

番号	意見	意見提出者
	消防職員の団結権の回復は、ILO 勧告にもあるように、一刻の放置も許されない。速やかな実施を求めるものである。	
91	<p>非現業国家公務員に対する協約締結権については、国家公務員制度改革関連4 法案において付与されることが閣議決定されましたが、国と地方の公務員の労働基本権について、全体のパッケージとして改革することが必要であるので、一般職の地方公務員においても、協約締結権を付与するよう求めます。</p> <p>なお、その実施時期も国家公務員の制度改革と同時期に行うよう求めます。</p> <p>また、消防職員の団結権について、「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」において、「付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める」ということにとどまっているのは、極めて不十分と考えます。ILO の長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して、団結権を付与するよう強く求めます。</p>	<p>自治労みやき町職員労働組合 執行委員長 大塚 敏樹</p>
92	地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方については、国家公務員の制度と整合性をもたせ、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。地方公務員の非現業に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する制度を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。あわせて、消防職員に対して団結権を付与すべきである。	はつかいちユニオン
93	<p>・地方公務員の労働基本権については、国家公務員の制度と整合性をもった検討を行い、法案の作成、成立に取り組んでもらいたい。</p> <p>なお、地方公務員に対する協約締結権を付与し、労使が対等の立場により、賃金・労働条件を決定する制度を早期に確立すべきと考える。</p> <p>おって、消防職員に対する団結権を付与することも必要と考える。</p>	<p>岩手県社会福祉事業団職員労働組合 執行委員長 種綿 茂</p>
94	<p>地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方については、「国家公務員に係る自律的労使関係制度の措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることとする」という趣旨を踏まえ、地方公務員についても、国家公務員の制度との整合性を図り、直ちに法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。</p> <p>特に、一般職の地方公務員に対しては、協約締結権を付与し、労使対等の立場で、ともに責任を持って、賃金、労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく確立する必要があります。</p> <p>また、争議権の付与についても検討すべきであり、同時に、諸外国の状況、及びILOからの長年にわたる勧告を踏まえ、消防職員に対しては、団結権を付与すべきと考えます。</p>	<p>自治労兵庫県職員労働組合 中央執行委員長 志水 圭助</p>
95	<p>1. 「協約締結権・・・範囲」について</p> <p>①. 付与する範囲の職員に協約締結権とともに争議権も付与すべきである。</p> <p>②. 地方公営企業等に勤務する職員を一般職の地方公務員から除くべきではない。</p> <p>③. 重要な行政上の決定を行う職員に極めて重要なとし職務を特定すべきである。</p> <p>理由</p> <p>①. 人事院勧告制度に基づかずに自主的な労使交渉での賃金決定と言うのであれば、労使対等での交渉が原理である。労使対等の条件は労働者の争議権があってはじめて対等と言える。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>③範囲から行政上の決定する立場の職員を除外する場合、事実上決定権限を持つ者に与えるべき。現在のような「名ばかり管理職」が「行政上の決定する立場の職員」となっている実態を直視すべき。</p> <p>2. 団体交渉の当事者について</p> <p>①. 認証された労働組合との規定を「届け出た」とすべきである。</p> <p>理由 認証は憲法の結社の自由とも相反する重大問題である。</p> <p>3. 団体交渉等について</p> <p>①. 地方公共団体の事務の…団体交渉の対象外」ではなく、労働条件変更の可能性があるものについては、交渉事項とすべき理由</p> <p>労働条件の変更は交渉事項であることを原則とすべき。労働条件変更の可能性や予測は、当局側からと同時に職員側（労働者側）からの指摘がされた場合は交渉に応じる義務を明記すべき。</p> <p>4. 不当労働公営の禁止について</p> <p>①. 不当労働行為として、団体交渉の正当な理由がない拒否をあげているが、交渉には応じるものの責任あるもの出席を拒むなど、いわゆる「不誠実団交」も不当労働行為とするべき。</p> <p>5. 勤務条件の決定原則等について</p> <p>①. 労働基準法 第二条「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」などの、労働基準法第一章「総則」を勤務条件決定の原則として明記すべき。</p> <p>6. 消防職員の団結権について</p> <p>①. 日本国憲法やILO勧告に従って、消防職員の団結権、協約締結権を当然のことながら認めるべきである。</p>	
96	<p>地域主権推進の点からも、国家公務員と対等な立場であるべき地方公務員においても、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」は、国家公務員に遅れることなく必ず早期に確立すべきである。そのため、地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって速やかに検討をすすめ、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を早期に付与すべきである。同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	津久見市職員 労働組合 執行委員長 江藤 智章

番号	意見	意見提出者
97	<p>反対です。</p> <p>理由は、職員団体への勧誘盛んになり、加入職員と非加入職員と軋轢が生じ、円滑な消防行政ができなくなる可能性がある。また、職員委員会があるため、組合の必要性もない。更に、指揮系統の乱れが生じる等のデメリットが考えられる。</p>	個人
98	<p>「国際労働基準から見て、非常に遅れている公務員の基本権問題に関しては 争議権も含め回復すべきである。</p> <p>また、現在、国公法改正で言われている団体協約でなく労働協約としなければ、議会の関与、介入も含め自律的な労使関係の構築とは言えない。</p> <p>よって、早急に意見をまとめ今国会に上程を求めるものである。」</p>	個人
99	<p>○地方公務員についても国家公務員に遅れることなく、協約締結権を付与すべきである。</p> <p>○消防職員の団結権については、「付与することを基本的な方向としつつ必要な検討を進める」としている。しかし、これまでILOによる長年にわたる勧告にもかかわらず放置されてきた経緯がある。もはや検討の時期は過ぎており、早急に団結権を付与すべきである。</p>	自治労広島県 本部竹原市職員労働組合 執行委員長 辻 庄八郎
100	<p>「自立的労使関係制度」確立のために</p> <p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性を持って検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>「自立的労使関係制度」を確実なものとするために必要な改革が2点ある。</p> <p>その第1は、「勤務条件の条例決定主義廃止」である。</p> <p>勤務条件の決定方法について、これまでどおり「条例で定める」としているが、労使交渉結果が確実に実行されなければ、労働基本権が保障されないこととなる。そのため、勤務条件の決定については、それぞれの首長が行うことができる制度にすべきである。</p> <p>その第2は、「総務省からの指導等の廃止」である。</p> <p>「自立的労使関係制度」「地方自治への不介入」という観点から、総務省から地方自治体への指導等を一切廃止すべきである。</p> <p>「労働基本権回復」</p> <p>ILOから日本の公務員制度に対して、長年にわたって勧告等が出されているが、早急にこれを実行しなければならない。</p> <p>その第1は、争議権の復活である。</p> <p>「自立的労使関係制度」を担保する前提として、争議権は必要不可欠である。労使対等という条件なくして自立的労使関係は成立しない。また、強大な権限を持つ首長と労使対等の関係を確立するためには、争議権が付与されなければならない。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>その第2は、消防職員に対するの団結権である。地方公務員としての立場をもちながら、一切の労働基本権を付与されない状態は異常である。そのため、最低限「団結権」は早急に付与されなければならない。</p> <p>「政治行為の制限・専従期間制限撤廃」 日本国憲法に保障されている権利を制限する条項は廃止・撤廃すべきである・</p>	
101	<p>地方公務員への労働基本権については、国家公務員の制度と整合性を図り、早急に法案作成に着手し、国会へ提案すべきである。</p> <p>とりわけ、一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与すべきであり、国家公務員の制度と同じく、「自立的労使関係制度」（労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定するもの）を確立すべきである。</p> <p>また、消防職員についても、ILOからの勧告等をふまえ、団結権を付与すべきである。</p>	<p>芦屋市嘱託職員ユニオン 委員長 松本 和代</p>
102	<p>地方公務員への労働基本権に関しては、国家公務員の制度と整合性を図りながら、直ちに法案を作成し国会に提出すべきであると考えられる。</p> <p>とりわけ、一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を確立すべきである。</p>	<p>自治労播磨町職員組合 委員長 藤原 秀樹</p>
103	<p>われわれ地方公務員の基本労働権については、国家公務員における制度と整合性を持って検討のうえ、国会に提出していただくようお願いします。特に一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立する必要があります。</p> <p>同時に、国際労働機関（ILO）からの長年にわたる勧告等をふまえ、全国の消防職員に対して団結権を付与していただくよう、合わせてお願い申し上げます。</p>	<p>美郷町職員組合 執行委員長 上田 俊彦</p>
104	<p>「速やかに、一般職の地方公務員に対して、協約締結権を与える法案を国会に提出すべきである。また、消防職員に対しても団結権と協約締結権を与えるべきである。」</p>	<p>自治労篠栗町職員労働組合 執行委員長 大内田 幸介</p>
105	<p>基本的な考え方では、「一般職の地方公務員に協約締結権を付与する」ことから、国・地方の公務員の労働基本権について、国・地方の公務員の労働基本権については全体のパッケージとして改革すべきである。また実施時期も国に遅れることなくすべきである。</p> <p>また、諸外国の事例からも、またILOからの勧告もあることから、消防職員に団結権を付与した上、地方公務員への労働基本権については、自立的労使関係制度を確立することを基本に、国家公務員に遅れることなく確立するべきである。そのためには、早急に法案作成の上、国会に提出を行うべきである。また、争議権の付与についても検討するべきである。</p>	<p>自治労・神戸市従業員労働組合 執行委員長 本多 義弘</p>

番号	意見	意見提出者
106	<p>地方公務員の労働基本権については、早急に国会に提出すべきである。その作成にあたっては、当然、国家公務員の制度との整合性について検討されるべきである。</p> <p>なかでも、一般職の地方公務員に対し、協約締結権を付与し自らの賃金や労働条件などの条件を決定していく自律的労使関係制度を、国家公務員と時期を同じくして早期に確立すべきである。</p> <p>なお、消防職員に対する団結権についても、長年のILOからの勧告を踏まえ、早期に付与すべきと考える。</p>	<p>自治労庄原市 職員労働組合 執行委員長 福本 敬夫</p>
107	<p>地方公務員の労働基本権については、一般職の地方公務員に対して協約締結権を回復し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、早期に確立すべきであり、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>また、ILOからの度重なる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>自治労奥州市 職員労働組合 執行委員長 菊池 要助</p>
108	<p>地方公務員の労働基本権については、「基本的な考え方」趣旨で示される「新たな労使関係制度」の設置に向け、国家公務員の制度と整合性をもって、早急に法案を国会に提出すべきと考えます。</p> <p>また、一般職の地方公務員に対しては、諸外国と同様に協約締結権を回復し、労使において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員と同時期に確立すべきです。さらに、ILOからの勧告等をふまえ、消防職員の団結権を回復することは当然のことと考えます。</p>	<p>自治労名寄市 職員労働組合 執行委員長 佐々木 憲一</p>
109	<p>地方公務員においても、国家公務員と同様に一般職に対して「協約締結権」を付与していただきたい。</p> <p>このことは、労使が労働条件等について真摯に協議を行い、労使自らの責任において、諸条件を決定する「自律的労使関係制度」の確立に結びつくものでありますので、早急に国家公務員における制度との整合性を検討したうえ、この件に関する法案を、消防職員の団結権付与とあわせて国会への提出をお願いいたします。</p>	<p>自治労大分県 本部別府市 総合振興センタ ー労働組合 執行委員長 渡辺 祥夫</p>
110	<p>この間、地方公務員においては、国からの交付税削減により厳しい財政状況のもと賃金カットが行われています。また、総務省からの指導のもと集中改革プランの作成が行われるとともに、人員削減が実施されています。多くの職員が過密・長時間労働となっており、病気休暇者や現職死亡者は増加傾向となり、今も増え続けていると聞きます。</p> <p>このような状況を改善するために現存の職員団体は、職員の意見を取りまとめ、改善要求しているようですが、自治体当局は、要求を聞くのみで、改善にむけた具体的な政策や努力・実践は行われない状況と聞きます。こうした結果は、職場に閉塞感や職員間のひずみや亀裂を生み出し、住民へのより良いサービスの提供にも影響が生じていると感じます。</p> <p>自治体管理者と職員が、住民のためにより良い公共サービスを提供し続けていくためにも、正常な労使関係のもと、双方の知恵と工夫を出し合い、賃金・労働条件が決定されることが望ましいと考えます。国家公務員に遅れることなく、民間と同様の労使の話し合い、労使の力関係で決定される制度が確立されることを、強く望みます。それでこそ、世界に誇れる民主主義が成熟した国家と言えるのではないのでしょうか。</p>	<p>個人</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>また、Ⅱ－６－（１）では、「引き続き条例で定めること」とありますが、労使の話し合いで決定したことが、議会で承認されない場合は、どのように決定されるのでしょうか。Ⅱ－７の「交渉不調の場合の調整システム」は、労使の話し合いが不調に至った場合であり、議会が承認されない場合とは一致するものではないと考えられます。一度、労使で決定したことを、様々なしがらみを持ち、私欲に走る議員が口を挟むものではないと考えます。Ⅱ－５－（４）では、「団体交渉の議事・概要や団体協約を公表すること」となっており、直接住民にその監視をさせるのであれば、議会の関与はますます不要と思います。</p> <p>その他、団体行動権についての記載がありません。団結権と団体交渉権および団体行動権は憲法でも保障された労働者としてのあたり前の権利であり、３権揃ってはじめて労使対等であるものです。その権利も与えず、議会により最終決定される制度ということは、労働者側への２重・３重もの拘束を行っており、労使対等とはとてもかけ離れた状態と考えられ、正常な交渉が行われるとも思えません。団体交渉権とあわせて団体行動権の付与についても早急に行うべきと考えます。</p> <p>もし３権そろって付与できないなら、それに代わる権利や制度を与えるべきではないかと思えます。例えば、労働組合に必ず加入させるべき制度です。労働者として憲法でも保障された当然の権利を行使しない、労働者としても不適格な公務員はいないものと思っておりましたが、意外にも存在すると聞きました。民間企業では、会社に入社することとあわせて、その会社の労働組合に加入することが条件として義務付けられているところもあると聞きます。その様な方策も含め、早期に検討を進めていただき、民間労働者と公務員労働者の賃金・労働条件決定制度における格差を是正していただき、労働者間の公平性を確立するように強く求めます。</p>	
111	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員制度改革基本法において、『国家公務員における制度と整合性をもって検討する。』とされている主旨からも、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。とくに、一般職の地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する『自律的労使関係制度』についても、国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべき事項と考えます。また、国際情勢をきちんと反映し、ILOからの長年にわたる勧告等が行われている消防職員に対して団結権を回復するのは当然のことと考えます。</p>	自治労森町職員労働組合 執行委員長 宮崎 渉
112	<p>我々、地方公務員の労働基本権については、国家公務員のそれと整合性を図りながら、早急に法案を作成し、同時期に改革すべきである。</p> <p>特に、一般職の地方公務員に対しては、協約締結権を付与することで、労使がともにそれぞれの責任と自覚を持って自らの賃金・労働条件等を決定する「自律的労使関係制度」の設立を国家公務員に遅れることなく、すべきである。</p> <p>また、長年にわたるILO勧告等を踏まえ、消防職員に対しての団結権の付与についても、早急の法整備し、改革すべきである。</p>	自治労洲本市職員労働組合 執行委員長 巽 文男
113	<p>労使がお互いに責任を持って賃金や労働条件等を決定していく自律的労使関係制度を確立していくためには、一般職の地方公務員に対しても同じような制度を確立していく必要がありますので、地方公務員に対しても協約締結権を付与する法案を早急に国会に提出すべきです。また、同時に消防職員に対しても団結権を付与すべきです。</p>	個人
114	<p>地方公務員の労働基本権については、法案を作成し、国会に提出すること。</p>	大和高田市職員組合

番号	意 見	意見提出者
	労使がともに責任を持ち、賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」の早期確立を求めます。	執行委員長 志茂 裕三
115	国家公務員の労働基本権について、関連法案が閣議決定され、具体的に進められている状況ですが、地方公務員の労働基本権についても早期に法案を作成し国会に提出する必要があります。 また、ILOの勧告にあるとおり、消防職員にも早急に団結権を付与すべきです。	自治労徳島県 本部三好市職 員労働組合連 合会 執行委員長 田中 一幸
116	現在、欧米では軍隊など一部を除き公務員の労働基本権の保障は常識となっており、日本は以前よりILOから「日本の公務員制度は国際基準から逸脱している」と問題を指摘されている。 この経過を重く受け止め、国家公務員の制度改正に遅れることなく、地方公務員制度においても協約締結権を付与するなど「自律的労使関係制度」を確立しなければならないものとする。 また、ILOが一貫して「消防職員の団結権を保障すべき」と勧告している経過を踏まえ、消防職員の団結権についても早急に付与すべきと考える。	福島県市町村 職員共済労働 組合 執行委員長 村上 達哉
117	一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使が職員の勤務条件について真摯に向き合い、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。あわせて、労使対等の立場での意思疎通がはかられ、目的意識の共有や公務能率の向上のためにも消防職員に対して団結権と労働協約締結権を付与すべきである。	自治労福岡県 職員労働組合 福岡支部 支部長 川添 修
118	地方公務員への労働基本権に関しては、国家公務員の制度と整合性を図りながら、直ちに法案を作成し国会に提出すべきである。 とくに、一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく確立すべきである。 同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。	自治労兵庫県 本部 執行委員長 本多 義弘
119	公務員の労働基本権にかかわり、「自律的労使関係」確立に向けた公務員制度改革の中で、すでに現国会に国家公務員法改正案が提出されています。このため、地方公務員の労働基本権についても、国公に遅れることなく、その回復が図られるべきものだと考えます。 今回の国公法改正案では、この協約締結権にかかわり、「団体協約」という「新たな」枠組みが作られています。この「団体協約」がこれまでの「労働協約」と大きく異なる点は、労使が交渉により合意した内容が「団体協約」として締結されても、議会で関係法案が否決された場合、その協約内容は廃棄されるという点であります。	自治労奈良県 本部 代表者 古川 友則

番号	意見	意見提出者
	<p>このことは、労使交渉の結果に対して、「第三者」が介入できうることに制度的に道を開いたものと判断せざるを得ません。現在広く適用されている民間労働者の「労働協約締結権」とは「似て非なるもの」とも言えます。</p> <p>地方公務員については、地方公務員の一部である公営企業職場（水道部門等）で働く自治体企業職員や、現業職員（地公企労法準用）については、すでにこれまで、「地方公営企業等労働関係法」（地公企労法）の適用のもとで、自治体において長年の間労使関係を確立し、「労働協約」が締結され、安定した労使関係の発展に寄与してきました。</p> <p>言わば、地方自治体においてはすでに労働協約締結権は「お試し済み」であり、一般職の地方公務員についても十分導入可能なものとなっています。</p> <p>以上のことから、地方公務員についても国公に遅れることなく、「自律的労使関係の確立」がはかられるべきであることはもちろんのこと、その根幹である文書協約の締結権については、現行の地公企労法の水準を下回ることのないよう、制度化されるべきだと考えます。</p> <p>なお、同時に、ILOから長年にわたり、そして何度ともなく勧告されています、消防職員に対する団結権付与についても、同時に実現されるべきものであることについても、併せて主張致します。</p>	
120	<p>国家公務員に関しては国会に法案が提出されたところであり、地方公務員に関しても、国に遅れることなく法改正が行われるべきである。</p> <p>その際に労働条件決定は協約締結権の付与することになっていることから、これまでのような人事院勧告準拠ではなく、自立的な労使交渉で決着を図るようすべきである。</p> <p>特に、実施時期については国に遅れることがないよう改正の手続きを進めるべきである。</p> <p>ただし、国とちがって小規模自治体の使用者側は給与決定システム及び水準の調査決定能力に自信がないことが想定され、そのことで小規模自治体の首長から導入についての否定的意見がでることも想定される。</p> <p>その点については、地域的に賃金など労働条件のガイドラインを組合側の上部団体と自治体当局のある程度の連合体との間で労使協議をおこなうようにするようなシステムなどを検討すれば足りる話である。</p> <p>また、相変わらず勤務条件条例主義であるが、協約を交わしたのちに議会で協約内容の条例がことごとく認められない事になった場合に、交渉での不調調整システムだけでなく、その部分に対しての一定の対策を検討すべきである。</p>	自治労兵庫県本部高砂市職員組合 執行委員長 後藤 猛虎
121	<p>2011年4月5日、国家公務員制度改革推進本部は「国家公務員制度改革基本法に基づく改革の『全体像』について」を決定し、地方公務員の基本権に関して「地方公務員としての特性等を踏まえた上で、関係者の意見を聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進める」としています。</p> <p>争議権を含めた労働基本権の全面的な回復を求めてきた立場からすると不満な到達点であり、勤務条件法定主義の枠組みが依然として残り、管理運営事項を協約締結の対象外とする等の問題点があり、労使対等の原則、労使合意の遵守など基本的な原則を確保すべきです。</p> <p>しかし、当面国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性を図り、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。</p>	自治労東京都庁職員労働組合 執行委員長 宮本 知樹

番号	意見	意見提出者
	また、地方公務員の新たに賃金や労働条件決定の「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく確立すべきであることを申し添えます。	
122	労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員と同時期に、一般職の地方公務員に対して労働協約締結権を付与する法案について、早急に国会に提出し成立を図るべきである。同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権と労働協約締結権を付与すべきである。	自治労福岡県 職員労働組合 南筑支部 支部長 平山 貞夫
123	地方公務員の労働基本権については、国家公務員と整合性をもって検討し、国会に提出されるべきです。 地方公務員に協約締結権を付与し、労使が責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきです。 ILOから勧告されているとおり、消防職員に対して団結権を付与すべきです。	三次市職員労働組合 執行委員長 竹田 恵
124	地方公務員への労働基本権に関しては、国家公務員の制度と整合性を図りながら早急に法案を作成して国会に提出を行うべきであり、また、争議権の付与についても検討するべきである。特に一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使が共に責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、早急に確立すべきである。 また同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。	豊岡市職員労働組合 執行委員長 水嶋 弘三
125	地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度との整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきです。 特に一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきです。 同時に、ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえ、消防職員に対して団結権を付与すべきです。	自治労長野市 職員労働組合 中央執行委員長 神山 勝
126	① 地方公務員の労働基本権の制度設計に当たっては、国家公務員に係る措置と整合性をもって検討し、速やかに法案を作成の上、国会に提出すること。 ② 一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使で責任をもって賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」については、国家公務員に遅れることなく早期に確立すること。	自治労島根県 本部出雲市職員労働組合 執行委員長 岸 道三
127	① 労働三権の全てがない(団結権・団体交渉権のみ)なかで、はたして地方公共団体の当局は団体交渉に応じ、更に協約の締結をすることができるのか。 一部制限のある争議権が必要ではないか。 ② 消防職員については、団結権・団体交渉権も必要ではないのか。また、逆に人命等に関わるので、争議権は難しいのではない	天草広域連合 事務局次長 浦島 幸成

番号	意見	意見提出者
	<p>か。</p> <p>③ 人事勧告がなくなると財政規模の大小に給与等が影響されるため、職員の処遇が低下する市がでてくるのではないかと。結果として、人事権を持つ首長の専決事項の中で処理されることにより、公平、公正は保てないのではないかと。</p> <p>④ 地方や人口の少ない地域で、給与等の処遇調査を行うことは難しいため、組合の交渉を行う場合の根拠や市が議会上程する場合や市民に対する説明が難しいのではないかと。まして、一部事務組合や広域連合などは、更に難しくなるのではないかと。</p>	
128	<p>「地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度との整合性を図り、早急に法案作成し制度化すべきと考える。」</p>	<p>自治労豊山町 職員労働組合 執行委員長 佐藤 正司</p>
129	<p>一般職の地方公務員に対して、早急に協約締結権を回復し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を構築すべきと考えます。</p> <p>同時に、ILO勧告を踏まえ、消防職員に対して団結権、及び協約締結権を付与するべきであると考えます。</p>	<p>自治労筑後市 職員労働組合 執行委員長 佐々木 徹</p>
130	<p>I 趣旨 地方公務員の労働条件については、新法を制定し規定するのが妥当と考えます。</p> <p>II 制度の概要 2 団体交渉の当事者 職員の在職専従については、認証された労働組合により組織された連合体の専従を含むべきと考えます。</p> <p>3 団体交渉等 団体交渉によらない労使協議や予備交渉、その他の方法による協議事項についても、協約を結ぶことができる旨を規定すべきと考えます。 当局が行う公表については、その内容を労働組合と協議し、確認した上で行うべきと考えます。</p> <p>6 勤務条件の決定方法及び団体協約の効力 労使協議の実効性と柔軟性を確保するため、条例で定める勤務条件は最低限の基準にとどめ、具体的な内容は労使協議にて決定すべきと考えます。</p>	<p>自治労標茶町 役場職員労働組合</p>

番号	意 見	意見提出者
	<p>Ⅲ 消防職員の団結権 消防職員に対して団結権を回復するのは当然のことであり、協約締結権も付与すべきと考えます。</p> <p>※ その他 国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。 労働基準法の適用範囲については、地方公務員の職務の特殊性や争議権が付与されていないことを鑑み、使用者に有利な制度とならないよう、労働組合の基準や労働者の代表の選出において適当な措置を講ずるべきと考える。</p>	
131	<p>①我々地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきです。</p> <p>②一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきです。</p> <p>③「不当労働行為の禁止」、「交渉不調の場合の調整システム」について労働者を守る観点から必要不可欠な項目です。</p> <p>④ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきです。</p>	自治労佐久市 職員労働組合 執行委員長 大工原 良昭
132	<p>地方公務員の労働基本権は、国家公務員の制度と同等の内容で検討を行い直ちに法整備を行うべきである。 国家公務員だけが「自律的労使関係制度」を確立するのではなく、地方公務員にも協約締結権を付与して「自律的労使関係制度」を確立するべきである。</p>	八幡市職員労働組合 執行委員長 山本 幸美
133	<p>平素からの地方自治の確立、地方公務員の賃金・労働条件改善に向けたご努力に敬意を表します。 地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性を持った上で検討し、早急に国会に法案を提出すべきと考えます。 とくに、一般職の地方公務員に対しては、諸外国同様に協約締結権を回復し、労使間において賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく確立すべきです。 また、消防職員の団結権回復は、ILOからの長年にわたる勧告等からも当然のことだと考えます。</p>	自治労美深町 職員労働組合 執行委員長 小林 一仙
134	<p>地方公務員への労働基本権については、国家公務員の制度と整合性を図りながら、遅れることなく法案提出を行うべきである。 とくに、一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく確立すべきである。 また、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員にも団結権を付与すべきである。</p>	丹波市職員労働組合 執行委員長 亀井 昌一
135	<p>地方公務員の労働基本権については、自律的労使関係制度を措置するための法案を提出し、この制度を確立し公務員の生活基盤がこれ以上政争により脅かされることのないように成立してほしい。</p>	宮崎県木城町 役場職員労働

番号	意見	意見提出者
	戦後一貫して制約されてきた公務員の労働基本権を守るために、労使交渉による賃金・労働条件を自律的に決定していただきたい。	組合 書記長 白岩 修
136	<p>地方公務員への労働基本権については、国家公務員に遅れることなく協約締結権を早期に付与し、労使が自らの賃金・労働条件を決定する自律的な労使関係制度を確立するべきである。</p> <p>また、多年にわたり無視してきたILOからの勧告等をふまえ、消防職員への団結権付与についても、法案提出等速やかに行うべきである。</p>	小野市職員組合 執行委員長 上田 雅康
137	ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえ、消防職員に対し団結権を付与すべきであるとともに、一般の地方公務員に対しても協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って該当自治体における職員の賃金・労働条件を決定し確立していく仕組みを早急に確立すべきである。	自治労直方市 職員労働組合 執行委員長 熊井 康之
138	<p>地方公務員は、地方財政が逼迫する中で、県民や住民からの距離が近く、また、首長の強行姿勢が世論の指示を集める状況があります。労働基本権が制約されている中で、人事委員会の勧告が無視され、賃金カットも行われている実態があります。そのため、地方公務員の労働基本権についても、国家公務員に準じた形で、早急に法案を作成し、国会に提出する必要があると考えます。</p> <p>また、非現業の地方公務員についても、しっかりした労働協約締結権を付与し、労使交渉により、自らの賃金・労働条件を決定する自律的な労使関係を担保できる制度を、国家公務員と同様に早期に確立する必要があると考えます。</p>	個人
139	<p>(1) 新制度の導入、運用についての基本的な意見</p> <p>一般職の地方公務員に、協約締結権を付与する事は職員の労働者としての権利を高め、労働条件の向上、職場環境の改善に役立ち、ひいては職員の仕事への取り組みがより意欲的になる事が期待されます。</p> <p>しかしながら、職員の担当する業務について、民間企業のような競争原理が働かないこと、身分が保障されていること、法令等を墨守し考え方が硬直的になりがちなこと等を考えると自治体内部で、独善的に運用されるおそれがあります。</p> <p>そこで、民間企業と異なる特質を十分考慮して、導入、運用に当たっての基本的な考え方として、技術の変化、住民ニーズの変化、地域の環境の変化に対して、絶えず能率的、合理的に業務を変革し、遂行すること、そして締結した協約等、制度の運用の具体的内容を、逐一速やかに住民に公開することを明記すべきであると考えます。</p> <p>(2) 具体的な意見</p> <p>まず対象となる労働組合については、地方公共団体の中に、幾つもの労働組合が認証されると、団体交渉等によって業務の能率的遂行が阻害されるので、認証の要件は、当該地方公共団体の対象職員の3分の1以上を組合員とする労働組合に、限るようすべきである。</p> <p>制度の運用に当たっては、既得権が固定化し、業務能率向上を阻害しないようにまた環境条件等の変化に柔軟に業務を変革</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>できるようにするため、協約の有効期間は、締結日から1年とすべきである。 また延長更新に当たっては、都度団体交渉を行うべきである。</p> <p>次に運用に係わる情報の公開について、団体交渉記録書および、締結した協約は、1ヶ月以内に住民に公開する（住民に公開しないヤミ協約は禁止する）とともに、住民からの質問に、団体交渉の使用者側当事者は回答するように定めるべきである。</p> <p>団体交渉の対象について、自治体の管理および運営に関する事項は、団体交渉の対象外としているが、けっこうあいまいな概念である。全国の中小自治体まで判断が分かれる事のないよう、具体的な判断基準と例を示すべきである。</p> <p>また団体交渉が決着せず交渉不調の場合に、都道府県労働委員会によるあっせん、調停および仲裁の制度を設けるとしている。しかし労働委員会には職員の権利の擁護は期待できるが、企業のような業務能率等からの合理的な判断は期待できない。そこで各自治体に、議員および地域の企業経営者からなる労使関係諮問委員会を設け、労働委員会への対応の前置を、義務付けるべきである。</p> <p>そして職員の人事考課に関連して、労働条件が団体交渉によって定まるということは、より民間企業に近くなったことを意味する。従って職員の能力の発揮、創意工夫、業務の能率的推進がより求められるので、人事考課に当たっては、この点を重視するよう明記すべきである。</p> <p>(3) 消防職員の団結権についての意見</p> <p>消防職員については、現在団結権も協約締結権も付与されていないが、私は一般職員と同様に両権利とも付与したほうが良いと考えます。</p> <p>その理由は、業務の特殊性から、業務命令には厳格に服することは当然であるが、労働条件、職場環境については、団体交渉による改善の道を設けることが、その向上に役立つと考えるからです。</p>	
140	<p>○「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」に係る、地方公務員の「労働基本権」については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早期に法案を作成していただき、国会に提出するべきと考えます。</p> <p>特に、一般職の地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」について、最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきと考えます。</p> <p>また、ILO からの長年にわたる勧告等を踏まえ、消防職員に対して団結権を回復するのは当然のことと考えます。</p> <p>以上、意見させていただきます。意見に沿ったご検討をよろしく申し上げます。</p>	<p>自治労全北海道 道庁労働組合 連合会札幌総 支部 執行委員長 千葉 繁</p>
141	<p>地方公務員の労働基本権は、国家公務員における制度と整合性を図り決定すべきである。また、労使がともに責任を持ち自らの賃金・労働条件を決定するためにも、全ての地方公務員に対し協約締結権を付与することが適当であると思われる。そのためにも国家公務員に遅れることなく「自立的労使関係制度」を早急に確立すべきである。</p>	<p>飯南町職員組合 執行委員長 長島淳二 飯南町公企現 業職員労働組</p>

番号	意見	意見提出者
		合 執行委員長 長島淳二
142	<p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」に対する意見を次のとおり提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員の働基本権についても、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すること。 ・ 協約締結権の早期確立を強く希望する。特に一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すること。 ・ 同時に、ILO からの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すること。 ・ 地方公務員の労使関係制度の検討については、十分な議論の上、審議される事を望みます。 	自治労岐阜県本部 中央執行委員長 櫻井 靖雄
143	<p>1 日でも早く消防職員の団結権を回復し、併せて、地方公務員と同時期に、消防職員を含む全ての一般職の地方公務員に対して、労使協約締結権を回復すべきであると思います。</p>	京築広域圏消防本部職員協議会 会長 佐藤 良文
144	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討し、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を早期に確立するべきである。</p> <p>また、ILO 勧告をふまえ、消防職員への団結権付与も行なうべきである。</p>	個人
145	<p>基本的な考え方では、「一般職の地方公務員に協約締結権を付与する」ことから、国・地方の公務員の労働基本権について、国・地方の公務員の労働基本権については全体のパッケージとして改革すべきである。</p> <p>また実施時期も国に遅れることなくすべきである。</p> <p>また、消防職員の団結権は ILO からの長年にわたる勧告等からも付与すべきであることから、法案提出を速やかに行うべきである。</p>	自治労南あわじ市職員労働組合 執行委員長 三明 耕司
146	<p>今回の意見募集にあたり、ひとこと申し上げます。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>私は 40 年にわたり地方公務員として働いてまいりました。</p> <p>地方公務員の賃金については労働基本権の代償措置である人事委員会勧告制度によってきましたが、昨今多くの自治体において、財政危機を理由として勧告制度を無視して賃金引き下げが進められてきました。</p> <p>このことから公務員の賃金についても労使交渉で決着するべきではないかと常々考えてまいりました。</p> <p>このたびの国家公務員法改正案における自律的労使関係制度については賛意を表すものです。</p> <p>地方公務員の労働基本権についても、国家公務員法改正案との整合性をもって地方公務員法改正案を整備し早急に国会に提出すべきだと考えます。</p> <p>とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を回復させ、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきであると考えます。</p> <p>また、消防職員の団結権については、ILO からの長年にわたる勧告や、内閣官房長官が、政府の公式見解として消防職員の団結権付与を表明していることなどから、法改正にあたっては、消防職員の団結権回復に必要な法改正を行うべきと考えます。</p>	
147	<p>ILO 結社の自由委員会中間報告（第 2177 号-第 2183 号案件）には、公務員に労働基本権を付与すること、消防職員に団結権を付与することとある。よって、今までの議論を無視すること無く、地方公務員の労働基本権については、国公改正に遅れることなく、法案を作成し、国会に提出するべきであり、また消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>山口市職員労働組合 執行委員長 田中 克典</p>
148	<p>地方公務員の労働基本権について、国家公務員の扱いと同様の制度とし、地方自治体の労働組合の意見も聞き入れていただき、すみやかに法案を作成し、国会に提出すべきであると考えます。</p> <p>一般職の地方公務員に対しては、協約締結権を付与されることはもちろん、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を早期に確立すべきであると考えます。</p> <p>また、地方自治体の消防職員に対しても団結権を付与すべきであると考えます。</p>	<p>自治労広島市労働組合 執行委員長 中野 正記</p>
149	<p>地方公務員への労働基本権付与については、国家公務員の情勢と整合性を図りつつ実施すべきである。ただ、管轄官庁から一方的にトップダウンで行うのではなく、各方面と意見交換し、よりよい形で導入すべきである。</p> <p>また、ILO からの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>たつの市職員組合 執行委員長 土井 富生</p>
150	<p>労働基本権の代償措置である人事院勧告制度は、歴史的幕を閉じるべきである。議会や第三者機関が労使交渉、労使合意事項に介入することなく、自らの賃金・労働条件は、労使が責任を持って決定していく、このルールを早急に確立することだ。地方公務</p>	<p>流山市職員組合</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>員は長年労働者としての権利を侵害されてきた。今こそ、労働協約締結権を付与し、国家公務員に遅れることなく、「自律的労使関係制度」を早期に確立することが望まれるところだ。早急に法案を作成し、国会に提出することを願う。</p> <p>同時にILOからの長年にわたる勧告等を踏まえ、消防職員に対しても団結権を付与すべき時がきたといえよう。</p>	<p>代表 梶間 恒夫</p>
151	<p>IL0からの勧告を真摯に受け止め、消防職員に対して早急に団結権を付与すべきであり、併せて国家公務員、消防職員を含む一般職の地方公務員に対して労働協約締結権を回復すべきである。</p>	<p>那珂川町職労 執行委員長 伊藤 俊佐</p>
152	<p>憲法28条では「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他団体行動をする権利は、これを保障する」とし、労働3権を保障しているが、戦後一貫して日本のすべての公務員は一定の制限を受けており、公務労働者の基本的人権は保障されているとはいえない。</p> <p>そういった状況の中で、国家公務員における制度改革により、国家公務員に協約締結権が付与され、自立的労使関係制度が確立されるのであれば、地方公務員においても同様に制度改革すべきであり、その取扱いに国家公務員との差異をつけることに正当性は認められない。</p> <p>すべての地方公務員の労働基本権について、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。</p>	<p>自治労東広島 市職員労働組 合 執行委員長 中谷 浩美</p>
153	<p>地方公務員の労使関係制度についてご意見申し上げます。</p> <p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」を是非推進していただきたい。</p> <p>国家公務員の制度と整合性をもち、且つ遅れることなく早急に法案を国会に提出し、法改正を図っていただきたい。</p> <p>労働基本権につきましては、協約締結権はもちろん、ストライキ権につきましても付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金労働条件を決定する自律的労使関係の制度を確立していただきたい。</p> <p>そうでなければ、どうしても使用者側の意見が強く、対等な労使関係を築くことはできず、本当の意味での自律的労使関係は達成できないと考えます。</p> <p>さらに、長年の課題である消防職員の団結権付与について早急に実現していただきたい。</p> <p>地方公務員の自律的労使関係制度が早急に実現しますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>徳島市役所職 員労働組合連 合会</p>
154	<p>『労働基本権は、公務員労働者にも当然に保障されなければならない憲法上の権利です。今般、国家公務員制度改革関連4法案が閣議決定され、国家公務員の自律的労使関係制度の確立が具体化されようとしています。</p> <p>地方公務員に関しては、今回法案化はされていませんが、基本的な考え方として「一般職の地方公務員に協約締結権を付与す</p>	<p>朝来市職員労 働組合 委員長</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>る」こととされています。</p> <p>そこで、国・地方それぞれの公務員労働者の労働基本権を区別することなく全体のパッケージとして同時に改革すべきであると考えます。また実施時期も、国に遅れることなく行うべきであると思います。</p> <p>また、消防職員の団結権は、ILOからの長年にわたる勧告等からも付与すべきであると考えます。』</p>	宮崎 隆史
155	<p>地公の労使関係制度に関して</p> <p>労使が共に責任をもって自らの賃金労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を確立するため一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与する法案を早急に国会に提出し、国家公務員に遅れることなく早期に確立するべきである。また、消防職員に対する団結権の付与も同時期か、できるだけ速やかに行うべきである。</p>	個人
156	<p>地方公務員の労働基本権については、一般職の地方公務員に協約締結権を付与し、労使交渉によって自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきです。</p> <p>消防職員に対しては、ILOの勧告にもあるように、団結権を付与すべきです。</p>	渋谷区職員労働組合 執行委員長 大角 正司
157	<p>賛成の立場で意見します。地方公務員の労働基本権について、国家公務員の制度と整合性を持たせるため、速やかに国会へ法案を提出すべきと考えます。一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきと考えます。消防職員の団結権については、ILOからの長年にわたる勧告等を鑑み、国際社会をリードする国づくりの必要条件として、早急に付与すべきと考えます。</p>	自治労広島県本部安芸高田市職員労働組合 執行委員長 宮本 智雄
158	<p>国家公務員のみならず、地方公務員においても労働者の権利である協約締結権を付与し、労使による自律的な賃金・労働条件の締結ができるようにするべきである。</p> <p>また、消防職員においても、過去よりのILOの勧告、並びに諸外国の情勢と比較し、著しい労働者の権利搾取を解き、団結権を付与すべきである。</p>	大垣市役所職員労働組合連合会 委員長 子安 英俊
159	<p>地方公務員の労働基本権については、総務省が公表した「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」で、「一般職の地方公務員に協約締結権を付与する」ことが明記されており、国家公務員制度改革基本法附則第2条において、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性を持って、検討する。」とされていることから、国家公務員に係る法案とともに、早急に法案を国会に提出すべきである。</p> <p>併せて、消防職員に対する団結権を付与についても、ILOの勧告等を踏まえ、地方公務員に係る法案において、盛り込まれることを強く求めるものである。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
160	<p>私たち地方公務員の労働条件は人事院勧告制度のもと、国家公務員の労働条件に大きく影響を受けている。この現状を踏まえた上でも、人事院勧告制度の廃止後も開かれた労使関係となるよう、地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性を持って検討していただいた上で、早急に法案を作成していただき、国会に提出すべきである。地域の実情に合わせ労使がともに責任を持って賃金・労働条件を決定することができるよう、一般の地方公務員に対しても協約締結権を付与し、国家公務員に遅れることなく「自立的労使関係制度」が早期に確立できるようにしていただきたい。</p> <p>また、現状では労働組合ではなく協議会として交渉を行っている消防職員に対しての団結権についても、長年にわたるILOからの勧告等も踏まえ付与すべきである。</p>	<p>美波町職員労働組合 執行委員長 神 一美</p>
161	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員制度改革基本法附則第2条において、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」とされており、すでに、国家公務員の労働協約権回復のための「国家公務員の労働関係に関する法律案」が閣議決定後、国会の場に出されている。</p> <p>地方公務員の労働基本権と自律的労使関係の下での賃金・労働条件決定制度が国家公務員と同時期にスタートすることが基本であり、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>法案では、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきであり、内容的には、現行の「地方公営企業等の労働関係に関する法律」と整合性を持たせたものとすべきである。</p> <p>また、ILOからの長年にわたる勧告等や昨年6月のILO総会で政府を代表しての「細川厚労副大臣発言」などを踏まえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>自治労埼玉県本部 執行委員長 山下 弘之</p>
162	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性を持って検討の上、早急に法案を作成し国会に提出すべきである。それは、地方公務員も労働者であり、労働者として当然労使との間で自律的關係が構築させるべきであり、そのため、国家公務員に遅れることなく協約締結権を付与すべきだからである。</p> <p>また、他国では消防職員に対して団結権が付与されている。このことを考えると国際社会では消防職員に団結権が付与されることは当然である。また、ILOからの長年にわたる勧告等を無視したままでは国際社会の一員とは言い難い。消防職員への団結権を早急に付与することを求める。</p>	<p>九重町職労 執行委員長 小幡 靖彦</p>
163	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。とくに、地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>しかし、公務員の賃金・労働条件の水準について、そこで働く者の水準はどうあるべきなのか、一定の参考指標は必要であると考えられる。公務という特性から、その水準のあり方については非常に難しいと思うが、公務員も労働者である。そのことをふまえた水準設定が不可欠である。</p> <p>したがって、民間賃金を調査する機関は必要であると考えられる。そして、地域主権・地方分権の時代、その水準については地域ごと</p>	<p>大阪市職員労働組合 執行委員長 比嘉 一郎</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>に違って当然である。さらに、それは労使での議論・合意のうえのものでなければならぬし、賃金改定にあたっては同様に当然である。そして、労使合意した事項については、労使ともに市民に対し説明責任を果たさなければならない。</p> <p>さらに、議会との関係性について、賃金・労働条件の枠組みについては議会での承認が必要であることは理解するが、労使で合意した事項、例えば制度の運用等については尊重されるべきものであることから、議会での承認を求めないものとするべきと考える。こうしたことを含めた労働協約がなされるべきであると考え。</p> <p>また、国家公務員の退職管理、労使関係の実態と地方公務員のそれは大いに違っており、国家公務員の任命権者は内閣総理大臣1人なのに対し、地方公務員の任命権者は1つの市でも複数人いることを理解し、制度設計を行うことを併せて求めておく。</p> <p>また、ILO 勧告にもあるように、消防職員の団結権もこれに併せて付与されるよう求めておく。</p>	
164	<p>① II 「制度の概要」について・・・争議権を付与すべき！ 人勸制度が廃止されるのであれば、当然に労働基本権である争議権を付与すべきである。 労働基本権は、地方公務員にも憲法上当然に付与されるべき性質のものである。</p> <p>② II-2-(2)「使用者側の当事者」・・・当事者の明確化を！ 地方公共団体の当局は、具体的に誰を指すのか具体的に定めるべきである。また、交渉を委任する場合の手続きについても明確にすべきである。</p> <p>③ II-3-(2)「団交対象事項」・・・殊更に、管理運営事項を記載し、除外する旨の規定を設ける必要性は見当たらない。 団体交渉事項は(1)で労働条件等と規定しているため、殊更に管理運営事項を記載し、除外する旨の規定を設ける必要はない。 また、規定を設けるのであれば、管理運営事項でも労働条件に関わることであれば団体交渉の対象となる事を明記すべきではないか。混乱することがないように！</p> <p>④ II-3-(4)「団体交渉の議事概要・団体協約の公表」・・・必要ない！ 民間の会社では、労使において交渉した事項の概要や協約事項は公表していない。 各自治体においては、情報公開条例が制定されている。また、殊更に国が決まなくても各自治体の労使双方において、必要があれば公表するか否かを、任意に定めるべきである。 したがって、住民が情報開示すれば事足りることであり、殊更に地方公共団体に公表を義務化し、業務を拡大させる必要性はない。不要な仕事を地方に増加させることは不効率不経済である。</p> <p>⑤ その他 国家公務員の制度改革と同時に行うこと。</p>	佐賀県職員労働組合 執行委員長 武廣 辰次

番号	意見	意見提出者
	<p>イ) 国家公務員と地方公務員はともに同じ公務員であり、同様の仕事をしている。したがって、労働条件の決定システムも同じシステムにおいてなされるべきではないでしょうか。仮に、地方に人事委員会を残せば、地方公務員には協約締結権+労働基本権代償機能の人事委員会が与えられていることとなり、一方の国家公務員には協約締結権のみの権利となれば、公平性の見地から問題が生じるのではないかと。</p> <p>ロ) 国の制度が改正されれば人事院が解体されることとなるが、この間の経過を見れば県等の人事委員会のみでは民間給与の適正な把握調査ができるとは思われない。現人勧制度は、人事院・人事委員会制度双方が両輪となりその使命を果たしてきたと言える。その片方の機能が喪失された場合、もう一方のみでその機能発揮されることはできない。仮に国公法のみ先行して改革されれば、地方は混乱することが予想される。したがって、国家公務員の制度改革と<u>同時に</u>地方公務員の制度改革を行う必要が生じるものである。</p> <p>ハ) 地方公務員の給与決定原則には当然に国家公務員の給与水準が影響するものであり、国家公務員の給与水準自体も当然に地方公務員の給与水準が影響するものであり、国家公務員の給与と地方公務員の給与は相関関係にあると言える。したがって、その片方が第三者機関において労働条件を決定する現行のシステムを維持するのであれば、もう一方のシステムの改正(労使交渉による決定システム導入)の意味は薄くなる。今回、国のシステムを変更するのであれば、当然、同時に地方のシステムも変更されるべきである。</p> <p>消防職員にも労働基本権を! ・憲法の趣旨から消防職員にも団結権のみならず争議権まで付与すべきである。</p>	
165	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって同時並行で検討のうえ、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任をもって自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立し、協約締結事項が確実に履行される制度とすべきである。</p> <p>同時に、ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえ、アメリカやヨーロッパなどの先進国同様に、消防職員に対しても団結権と協約締結権を付与すべきである。</p>	<p>新潟県職員労働組合南魚沼支部 執行委員長 石沢 薫</p>
166	<p>①地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。</p> <p>②とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきであると考えます。</p> <p>③同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきと考えます。</p>	<p>亀岡市水道職員労働組合 執行委員長 河原 浩一</p>
167	<p>・消防職員に団結権を付与することは反対です。 ・消防は警察、自衛隊と同様に、階級に基づく指揮命令システムを確保した部隊行動が大前提となっています。</p>	<p>個人</p>

番号	意見	意見提出者
	<ul style="list-style-type: none"> ・これは、一般の地方公務員の上司・部下の関係とは全く異なり、階級に基づく下命と服従の関係であり、上位の指揮者は絶対的な責任を持つとともに、訓練等を通じて部下との信頼関係の構築に常に努めているのです。 ・生命を賭して活動する災害現場においては、厳正な指揮命令系統こそが生命線です。 ・東日本大震災において、消防部隊が同様な階級組織である警察、自衛隊、海上保安庁と連携して、消火・救助・救急活動ができたことは、その証左であります。 ・国民の皆様は、まさに、現在の消防組織を信頼し、期待しているのではないのでしょうか。 ・仮に団結権が付与されて、職務と異なる階層が存在した場合、消防部隊の指揮命令系統の混乱、更に、消防団、警察、自衛隊等との連携活動に重大な支障が生じると懸念しております。 ・労働基本権の尊重は大切ですが、既に「消防職員委員会」が法制化されており、勤務環境等の改善については、その充実を図ることで十分可能であると実感しています。 ・更に、平成 22 年度に「消防職員の団結権のあり方に関する検討委員会」において議論された結果、「団結権付与の可否に触れず、両論併記とした。」にも関わらず、今回、「付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める。」となったことも、現場の消防職員にとっては唐突な感が否めず、プロセス的にも乱暴であると言わざるを得ません。 ・是非、もう一度「現場の消防職員」の声に耳を傾けていただきたいと思います。 	
168	<p>先進諸国では普通一般的に付与されている労働基本権を日本の公務員にも付与すべきである。そのためには早期に法案を作成し国会へ提出すべきである。</p> <p>労使が対等に賃金労働条件を決定することができるよう、また、消防職員に団結権を付与するように、長年のILOからの労働基本権回復の勧告を尊重し早期に条約を批准すべきである。</p>	<p>牟岐町職員労働組合 執行委員長 久 秀明</p>
169	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきです。特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきです。</p> <p>同時にILOから長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきです。</p>	<p>中之条町職員労働組合 中央執行委員長 永井 経行</p>
170	<p>地方公務員への労働基本権に関しては、国家公務員の制度と整合性を図りながら、直ちに法案を作成し国会に提出すべきである。特に、一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使がともに責任をもって自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく確立すべきである。</p> <p>同時に、ILOから長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>自治労川西市職員労働組合 執行委員長 大坪 滋章</p>
171	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員に係る自律的労使関係制度の措置との整合性を踏まえ、一般職の地方公務員に協約締結権を付与し、労使が誠意をもった協議・交渉により、自らの賃金・労働条件について責任をもって決定する自律的労使関係制度を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきであり、関連法案について早急に作成し、国会に提出をすべきである。</p>	<p>下仁田町職員労働組合 執行委員長</p>

番号	意見	意見提出者
	同時に、ILO（国際労働機関）が長年にわたり付与を勧告している消防職員の団結権問題を解決すべきである。	大河原 覚俊
172	<p>意見として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員における制度と整合性のある制度とする。 ・ 地方公務員に対して、協約締結権を付与する。 ・ 自ら賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく確立する。 ・ 消防職員に対して、団結権を付与する。 	有田町職員労働組合 執行委員長 山口 政幸
173	<p>このまま制度化されれば、公正性を欠く印象を受けました。</p> <p>労使がともに公務員であり住民サービスの提供者である視点が必要と思いますが、この基本的考え方では、使用者側の視点で制度化が考えられている感じです。</p> <p>労働者側を抑えるということは、権限を持つ使用者側が力を持ち、意見反映ができなくなるということで、使用者側に都合の悪い情報は隠蔽されるという弊害も招きます。</p> <p>労使の力関係の均衡を保つことが相互監視にもなります。公正性を欠くと思われる点は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 民間労組と同じように労働組合の認証制度は不必要である。または労基法第5条但し書きのような、労働者保護が否定されないような文言が必要と考える。 2) 交渉事項の制限、団体交渉の打ち切りなどは、権限を持つ使用者側にのみ都合が良くなるもので、勧告制度がなくなることを考えると、使用者側が著しく有利になることを法律で後盾することは避けるべきと考える。 3) 情勢適応の原則について、これまでは第三者機関である人事委員会がこの原則に基づいて勧告をしていた。当事者間での交渉では、結果としてそこに落ち着くものであって、はじめから法定化されることに違和感がある。情勢に適応しているかどうかは、情報公開等で補完されると考える。また、労使交渉で決定する場合には、定義を明確にしないと、当事者の一方に、概ね使用者側の有利な解釈になる可能性がある。情勢適応の中身を明確にし、その上で法定化も含め扱いを労使で決めるべきである。 4) 民間実態調査の中身や精度を現在と同程度確保する必要がある。その扱いについても労使の公平性が保たれる必要がある。そうしないと情勢適応の原則が揺らぐことになる。 5) 協約締結権を付与することに伴って勧告制度を廃止するのであれば、協約締結事項は勧告と同様の効力を持たせるべきである。勧告制度のような明確な労働基本権の代償措置がなくなるのに、争議権もなく、団体協約を締結しても議会で否決される効力程度の団体協約締結権付与ならば、憲法に抵触すると考える。抵触しないようにするなら権利上の争議権を認めるか、交渉結果による協約が議会で否決されない効力又は権利の整備が必要である。情報公開がこのことを補完すると考える。 6) 消防職員は基本権を与えたら消防活動に支障が出るというのは、根拠のないものであり、職員は十分社会的責任と自覚を持って業務にあたっている。勧告制度をなくす以上、不当に基本権が制限されることにならないよう、国際的に標準的な相応の権利を認めるべきである。 	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>7) 今回の「基本的な考え方」には触れられていなかったが、これまでも総務省からの指導や財務省の交付税削減など、国の影響が大きく働いてきている。労使関係や議会、情報公開など地方公務員の給与や勤務条件決定には様々な要素が働く中で、国の関与や影響はないことが望ましいと考える。</p> <p>8) 本年1月の国家公務員の自律的労使関係に対する意見募集結果発表において、争議権の付与に否定的な意見は、原文では勧告制度が存続していることが前提で書かれていたものもあつたにもかかわらず、概要では単に「否定的な意見」としてのみまとめられておりそのことは読み取れなかった。誤解の生じない発表を望む。</p>	
174	<p>消防職員の団結権を付与(回復)し、一般職の地方公務員に対して労働協約締結権を付与すべきである。</p> <p>特に、消防職員については長きにわたりILO(国際公務労連)より、団結権について勧告をうけている。団結権を付与(回復)すべきと考ええる。</p>	<p>福岡県直方市 消防職員協議会 会長 平田 信一</p>
175	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員制度との整合性を担保しうる法整備を求める。特に、一般職地方公務員への労働協約締結権と消防職員への団結権を速やかに付与し、労使が共に責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を確立すべきである。</p>	<p>高崎市役所職員労働組合 中央執行委員長 小坂橋 保徳</p>
176	<p>○真の地方公務員制度改革とするために、今回の改正内容のとおり非現業公務員に対する協約締結権付与を早期に実現し、それを皮切りに民間労働者と同様の法的権利を有するような方向性を明確にすること。</p> <p>早急に協約締結権付与を含む改正法案を作成し、国会に提出すべきです。</p> <p>地方公務員が、世の中の公務員バッシングを真摯に受け止め、住民から真に信頼される公務員制度を構築するためには、労働基本権回復、即ち協約締結権を地方公務員にも付与し、他力本願な「ただ乗り」公務員を根絶する以外に方法はないと考えます。</p> <p>新たな労使関係制度案に対して、一部の自治体当局関係者の間では、交渉・調査能力の自治体間格差などを理由に、反対の立場を取っている者もいますが、やる前から出来ない等の消極的発言は、単なる怠慢です。民間企業が行っていることをなぜ出来ない、なぜやらないのか甚だ疑問です。だから企業感覚がないのでしょうか。</p> <p>むしろ、改革を促進することで、身分保障という隠れ蓑が無くなり、仕事をやらなくても給料が支給される、仕事をやらなくてもめったに解雇されないといった、地方公務員独特の悪しき体質を改善し、しかも自らの労働条件に責任も持とうとしない「ただ乗り」公務員を根絶する絶好の機会と捉えるべきではないでしょうか。</p> <p>しかし大多数がまじめに働く公務員です。その働きを支えるために重要な労働条件を、自ら主体的に確立するためにも重要な制度改革です。</p>	<p>個人</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>早急に、協約締結権を付与し、近い将来には公務員の身分保障を廃止を見据えた、自律的労使関係制度が確立されることを切に願います。</p>	
177	<p>地方公務員の労働基本権の在り方については、国家公務員の労使関係制度改革を踏まえてそれと整合性をもつよう早急に検討の上、法案を作成して国家に提出すべきである。</p> <p>同時に、消防職員の団結権問題については、今回の公務員制度改革を機に、「消防職員に団結権を保障すべき」との長年にわたるILO勧告を踏まえた対応を行うべきである。</p>	<p>延岡市役所職員労働組合 執行委員長 吉岡 英明</p>
178	<p>責任ある労使関係を構築するためには、透明性の高い労使間の交渉に基づき、労使が自律的に勤務条件を決定するシステムへの改革を行わなければならない。そのためには、地方公務員の労働基本権の制約の緩和について早急に検討の上、法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>とくに、一般職の地方公務員に対する協約締結権の付与については、責任ある労使関係を構築し、労使がともに責任を持ちながら自らの賃金・労働条件を決定するためには必要不可欠であり、このような「自律的労使関係制度」を早期に確立すべきである。</p> <p>また、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対する団結権についても付与すべきである。</p>	<p>大竹市職員労働組合 執行委員長 榎原 研介</p>
179	<p>今回の「考え方」では、消防職員の団結権に関し、「付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める」と明記されましたが、東京消防庁では、消防職員に対し、団結権は付与すべきでないと考えています。今後、以下のような現場の消防本部の意見も十分踏まえて慎重に検討されるよう強く要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 消防職員の団結権問題では、総務省で実施された検討会やヒアリングの場で指摘された多くの懸念事項が、未だ払拭されていません。この懸念事項について、「国民的な議論」が必要です。 東日本大震災では、東京消防庁は、約3,250人の隊員を緊急消防援助隊として被災地に派遣しました。その際、現場職員の勤務体制を即座に変更する等して当庁管内の消防体制を確保しています。団結権が付与されると、勤務体制の変更には職員団体へ事前に打診することが必要になると予想されるため、即座の変更は困難となり、緊急消防援助隊の活動に多大な影響を与えることが危惧されます。また、福島原発への放水活動のような重大な活動、リスクを伴う活動への迅速な対応についても、同様の危惧があります。こうした危惧は、東日本大震災のような、地震、津波、火災、原発事故等が複合的に発生した大災害においては、消防の他に警察、自衛隊、海上保安庁等との連携活動にも影響します。つまり、災害時の混乱で、消防だけが労使の手続きに時間がかかり、部隊の派遣に遅れを生じさせたり、災害現場における状況の変化に応じた指示命令に従って臨機に対応することができない等すれば、他機関は消防との連携に疑念を抱くことになると考えられます。 	<p>東京消防庁 消防総監 新井 雄治</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>3 消防団、地域の自主防災組織、災害時支援ボランティアの方々は、「自分たちの町は自分たちで守る」という使命感のもと、休日返上で訓練等を行っています。団結権を付与された消防職員が団体を結成し、勤務条件等について殊更に自己の権利を主張すれば、これらの方々との間に心情的な溝が生じ、相互の連携に支障をきたすと考えられます。その結果、地域防災力の強化を図ることができなくなってしまう恐れがあります。</p> <p>4 東京消防庁は東京都の一組織でもありますが、東京都では職員団体が多数存在し、その組織系統も複雑多様です。消防職員に団結権が付与され、主義主張が異なる複数の職員団体が組織されると、労使間及び職員間に複数の対抗関係が生じてしまい、指揮命令系統や、部隊内の信頼関係に深刻な影響を与えることが考えられます。</p> <p>5 東京消防庁と警視庁は、同じ東京都の公安職として、都民の安心・安全を守るという目的達成のために共に活動しているところであり、今後も、大規模災害への対策やテロ対策等のために、消防と警察がより連携を強めることが必要です。また、消防職員と警察職員の団結権は同一の法条項において同列に制限されており、これまでの政府見解では、日本の消防の作用は「警察」に含まれるとされてきました。こうした状況で、消防職員のみには疑問があります。</p> <p>6 東京消防庁では、消防職員委員会が創設される以前の昭和51年より、職員懇談会が実施されてきました。東京消防庁の消防職員委員会制度は、職員懇談会を含め35年もの間、職員の勤務環境の向上に成果をあげ、職員に幅広く浸透しています。個々の職員が主体的に意見を提出し、その要望を組織全体で実現できるという本制度の優れた面に着目し、全国的にも消防職員委員会の一層の充実を図っていくことが、団結権が付与されることよりも、消防職員の勤務環境の向上につながるものと考えます。</p>	
180	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員制度改革基本法附則第2条において、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」とされています。このことから早急に法案を作成し国会に提出すべきであると考えます。とりわけ、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきであると考えます。</p> <p>次に消防職員の団結権についてですが、これまでILO（国際労働機関）から「政府がこの種の労働者についても団結権が認められるよう適当な措置をとることを希望する」旨の意見を計4回にわたって出されているにもかかわらず、わが国では未だ付与には至っていません。ILO勧告を踏まえ、早急に消防職員に対して団結権を付与すべきであると考えます。</p>	<p>国東市職員労働組合 執行委員長 小俣 義夫</p>
181	<p>これまでのILOによる再三に渡る勧告にも関わらず、地方公務員の労働基本権が制約されていることは、世界的な基準に照らし合わせて不当な人権の制約が続いているということである。早急に地方公務員の労働基本権を回復するべきである。</p> <p>特に、地方公務員について協約締結権を付与し自律的労使関係を確立することは、国家公務員における制度との整合性をもって、これに遅れることなく早急に確立するべきである。</p>	<p>自治労広島県本部 中央執行委員長 戸守 学</p>

番号	意見	意見提出者
	また、消防職員に対する労働基本権の制約についても同様に不当なものであり、特に団結権については早急に付与すべきである。	
182	日本が世界に向かっての発信力を維持し続けるためにも、ILOの勧告を尊重し、消防職員へ団結権を付与することは急務と考える。 また地方公務員への労働基本権についても、国家公務員に遅れることなく法案提出を行い、自律的労使関係制度を確立するべきである。	自治労明石市職員労働組合中央執行委員長 宮本 誠之
183	地方公務員の労働基本権については、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきです。また、本来は自律的労使関係を構築するため、諸外国の公務員制度やILOからの長年にわたる勧告等を踏まえ、協約締結権だけでなく労働三権のすべてが保障されるべきと考えます。 消防職員に対しても同様と考えます。	飯田市職員労働組合執行委員長 後藤 武志
184	地方公務員の労働基本権については、この間、ILOが日本政府へ再三にわたって勧告を行っている経過を重く受け止め、国家公務員における制度と整合性のある内容で早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使が共に責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。 また、消防職員の団結権についても、ILOが一貫して「消防職員の団結権を保障すべきであること」を勧告している経過を踏まえ、消防職員の団結権についても早急に付与すべきである。	自治労喜多方市職員労働組合執行委員長 蓮沼 正浩
185	消防職員に団結権がないのは日本だけであり、また消防は警察とは違い、 権力行政ではなくサービス行政であるため、ILOからの長年にわたる勧告を 踏まえ、速やかに消防職員の団結権を回復すべきである。併せて、全ての 一般職の地方公務員に対して、労働協約締結権を回復すべきである。	大川市消防行政推進委員会委員長 津村 道彦
186	地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性を持つことはもちろんのこと、「全体像」の中で示されたように、「地方公務員としての特性を踏まえた上で」とあるように、これまでも地方公務員の労使関係がより民間に近いものであったことをふまえ、少なくとも、現在の地方公営企業等の労働関係に関する法律の労働基本権後退することのないように、法の早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。そして、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。 同時にILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。	新潟県職員労働組合南蒲原支部執行委員長 池田 順一

番号	意見	意見提出者
187	<p>以下の懸念事項が考えられるため、国民を守る公務員として、慎重な判断をお願いします。</p> <p>①地域住民との信頼感の欠如 地域住民の方がたは、我々消防機関に対し、大震災を始め、あらゆる災害に対し、防災の第一線活動部隊として大きな信頼と期待を寄せています。また、地域の防災指導で接する中で、住民みなさんの、個人利害を超える、自助、共助に対する高い防災意識が手に取るようにわかる中で、果たして、自己の権利を消防職員が主張していいものか。私は、はっきり言えます。できません。なぜなら、国民・市民の気持ちがわかるからです。</p> <p>②消防団のみなさんとの連帯感の欠如 消防は、消防職員と消防団員の協力関係の上に維持されています。特に、私の田舎では、消防団との連携が不可欠です。また、東京においても、大地震時の同時多発災害や風水害時の現場活動、更には、日常における地域住民とのパイプ役など、消防団は地域の防災上欠くことのできない存在です。 消防団は自分の仕事を持ちながら、自分の町は自分の手で守るという、高いボランティア精神に支えられており、近年消防団員が減少傾向にある中で、我々消防職員が自己の権利を主張することにより、連帯感と協力関係は損なわれ、住民サービスの低下と組織の破壊に繋がるのは目に見えている。</p> <p>③指揮命令系統の乱れ 消防は、災害現場の指揮責任者が統括する活動方針や個々の小隊等への任務付与により、災害を鎮圧させ、住民の安全を守るという使命と責任を持ち、活動を円滑に遂行するためには、上命下服の指揮命令系統を確保した部隊行動が大前提となってくる。 よって、職員団体の加入、非加入職員間での軋轢、団結権の賛否に伴い、職務とは異なる場所で、階層が存在することにより、指揮命令系統が分裂され、部隊行動に多大な影響が危惧され、消防活動の根幹に大きな歪みが入るのは必至である。このような、つまらないことで、国民・住民のみなさんに迷惑をかけることになってしまうのは目に見えている。</p> <p>④職場でのチームワークの減退 消防は階級に基づく階層や独自の勤務体制を構築することにより、指揮命令系統の確保と、職員間の指揮統一体制を確保している。仮に団結権が付与されると、職務とは異なる階層が存在することになり、帰属意識や行動判断に必ず混乱を生じさせることになる。また、24時間の勤務体制で、同じ釜の飯を食べていた仲であったはずの同僚が、団結権付与により、複数の職員団体間の方針等の相違により、職員間に不協和音や軋轢が生じ、信頼関係が損なわれ、統制がとれた部隊行動を維持していくことが困難になり、適正な消防活動が図れなくなる危険が大である。</p> <p>⑤消防体制の崩壊 消防力確保という観点から、部隊活動を行う上で、最低限の人員確保が必要となってくる。この中で、仮に、消防職員に団結権が付与された場合、職員団体の活動に伴い、多数の職員が同時に休暇等を取得することにより、人員確保が困難になる恐れがある。また、これまでの公務員労働運動の現状を見ても、消防職員のみが違法な争議行為を行うことがないという保証がなく、出動の遅れ等が発生した場合は、国民の安全・安心を確保するという、消防本来の使命達成に重大な支障を発生させかねない。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>⑥消防行政を行う上での弊害</p> <p>消防では、国民・市民のみなさんから、消防という仕事への理解をいただくために、週休変更等を行い行事等を実施しているのが現場であります。しかし、ここに団体が絡んでくると、理解が得られない場合、実施できなくなる場合が危惧されます。</p> <p>※最後に</p> <p>今、国民から公務員に求められているものは、なんだと思いますか。</p> <p>私は、今回の大震災の対応ではっきり思いましたが、「機動力」だと思います。</p> <p>国は、政党やあらゆる団体に、がんじがらめになり、自分で思った正しいと思うことが、できない状況にあると思います。</p> <p>結局、この状況下で、今泣いているのは、被災者です。</p> <p>どうか、しがらみを作らないでください。</p> <p>純粋に消防の仕事をさせて下さい。</p> <p>われわれ消防職員一同、安心・安全な日本を支えるためには、命を惜しまない覚悟でいます。</p> <p>どうか、正しい判断がされますよう、心からお願いします。</p>	
188	<p>消防職員のスト権は反対です。有事のときに対応が困難になると思われます。しかし将来的には団交権のありかたを考えていかなければならないと思います。</p>	個人
189	<p>去る5月総務省主催の「地方公務員の労働基本権の在り方に係る関係者からの意見をうかがう場」で、全国消防長会会長が表題の件について、地域住民との関わり、消防団との関係、指揮命令系統の乱れ、職場でのチームワーク、消防体制の確保の5点を考えた時に、消防職員に団結権を付与すべきでないという事を述べられ、更に、東日本大震災での緊急消防援助隊の活動を踏まえ、消防職員に団結権が付与されれば、派遣活動や他の関係機関との連携に支障が生じるおそれがあると述べられました。</p> <p>私も個人的には全く同意見です。東日本大震災の発生で、その発生確率が更に高まったと、学者からも指摘されている東京直下の震災が発生した場合等の消防力の確保の点で、特に大きな支障をきたす可能性があると思います。私の勤務署の管内地域の現状は、勿論、消防団に対する信頼は高く保たれています。</p> <p>そういう中で、常備の消防に対する期待、信頼は、恐らく、少なくとも消防制度が整って以来、最も高まっていると肌で感じています。管轄の38の町会・自治会の90%以上から、東日本大震災の事態と大震災に備える術、大震災に備えるための防災訓練の指導の要請があり、地域住民、都民の必死の思い、頼みの綱と消防職員をとらえている事が伝わってきています。</p> <p>我々、消防職員はその様な地域住民、都民の気持ちに対して、最善を尽くし、使命感を持って応えるためにも、消防の持つ最大限の消防力、消防体制は確保しなければならないと考えます。</p> <p>よって、消防が活動するうえで最も重要な職員間の信頼関係の確保、チームワークに大きく影響し、使命の達成を大きく左右する「消防職員に団結権を付与すること」には反対せざるを得ません。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
190	速やかに消防職員の団結権を回復してください、併せて国家公務員と同時期に消防職員を含むすべての一般職の地方公務員に対して、労働協約権を回復すべきです。	個人
191	日本の消防は「国民の生命・身体及び財産の保護や公共の秩序の維持」という目的を持っており、一般の地方公務員と同様に団結権等を付与する必要は無いものと考えます。 勤務条件等の改善及び維持を図る制度はすでに定められていることから、当該制度の統自治を図ることにより、職員の職務環境等の改善は図られるものと考えられます。	個人
192	地方公務員の労使関係制度の中で、特に消防職員への団結権については基本的に付与することを前提に検討されていますが、これまで全国消防長会が提出している意見に集約されているとおりに必要ないものと考えます。 まず第一に消防団、自主防災組織等との関係です。地域住民に対して地域愛や奉仕の精神を求めている消防職員が、自らの権利を主張することは理解が得られません。 第二は、諸外国と日本の消防制度の違いです。国内における消防の常備化率は人口の99.9%に達しています。つまり、ほとんどの国民が均一な消防、救急、予防の消防サービスを楽しんでいることとなります。他方、海外では常備化率ははるかに低い状況であり、諸外国の労使関係の例を日本に当てはめることは適当ではありません。 第三に東日本大震災における福島原発への出場です。本来原子力発電所災害については自治体消防の範疇ではありません。福島原発への出場を拒否した消防本部があったように、団結権が付与されれば職員への配慮から出場を忖度するあまり災害出場を選別することになりかねません。 第四に消防職員の団結権付与に係る国民的議論がなされていないことです。国民が果たして必要と思っているのか、パブコメだけでなくしっかりとした議論を行うべきです。 第五に消防職員委員会との関係です。職員委員会の制度を創設した際、ILOにおいても高い評価を得ていたはずですが、今、何故団結権付与が再燃するのか不透明です。職員委員会制度は団結権付与と同等の機能を担っていると考えられます。あえて同質の権利を付与する必要性はないものと思います。 以上のとおり、消防職員への団結権付与については、国民の視点と安全・安心の確保を優先に考えていただくようお願いします。	個人
193	日本の公務員労働者は戦後、労働基本権を剥奪されており、他国と同じように付与が必要と思う。 国家公務員については、現在法案が国会に提出されているが、地方公務員についても国家公務員における制度と整合性を持たせ、早急に検討し、国会に法案を提出するべきである。特に、一般職員の地方公務員に対し協約締結権を付与し、労使において自らの賃金及び労働条件を協議し、決定する「自律的労使関係制度」を早急に確立する必要がある。地方公務員は国家公務員と常に比較され、国の都合による制度改正が行われるたびに、最前線で説明しなければならないのは、地方公務員である。今回についても、同様であり適切な検討を願うものである。 消防職員にもILOの勧告に従い、団結権の付与を行うようことが必要と考える。	個人

番号	意見	意見提出者
194	<p>消防職員へ団結権を付与することには反対である。</p> <p>国民の生命、身体及び財産を火災等災害から守るべき業務に携わるものは、自己の勤務状況等に対し私利私欲及び自己主張を抑え、災害等防除を第一優先に業務を推進する姿勢が必要である。この姿勢をもち組織一眼となって業務に邁進しているからこそ、世間一般の人々が消防を信頼し、自助共助の態勢を持ち震災等被害軽減に対し支援協力していこうという賛同的な意向を持ち、活動しているものとする。また、消防組織は一眼とならなければならない勤務環境において、労働組合等が組織された場合、組合員と非組合員との間において、不協和な雰囲気が発生してくることは目に見えている。この状況では、災害現場における各々隊員等が同胞として互いの安全を気遣っていくという体勢づくりもままならなくなっていくのではないかと不安を感じる。</p> <p>既に組織されている職員委員会制度をより充実させ、制度を活用していくことで、勤務状況等の改善は十分なされていくものと思われる。</p>	個人
195	<p>不勉強ながら意見を提出します。</p> <p>主旨「消防職員に団結権を付与し、業務の効率化、待遇改善を進めるべきである。」</p> <p>消防職員の業務の公益性、自治体消防発足の経緯、保持する権力から、警察職員の一部と解し、現在団結権を制限されていることは理解できますが、以下の理由から反対します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 消防組織のうち、事務職の職員に対する制限の根拠がない。 事務職の職員は行政職給与を与えられており、過去には都庁職員として採用した者の東京消防庁配置もあったことから、団結権制限に正当性はない。 また、行政職であるにも関わらず、消防署長などの消防吏員の下命を受け業務を行うことから、組織全体に団結権がないことにより、業務効率化、待遇改善が望めない。 地域住民や消防団などの協力的市民の理解が得られないという十分な理由がない。 現実的に見て団結権付与による住民の反感を買うという根拠は乏しく、効率的な消防に対する期待の方が大きい。 実際に勤めていて、「団結権もなく従順に働いていることに対する住民の理解」は全く感じられない。 地域住民の防災活動は崇高な献身精神によって為されるが、消防職員が公務員としてサービスする以上、起点が全く違う。 また、消防団をこれまで以上に募集・教育するためには、訓練の合理化など、業務の効率化を進めなければならない。 指揮系統の混乱という幻想 	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>現在の消防職員の倫理水準の高さを想定していない命令系統の混乱は全くの幻想である。「命令の正当性が疑問であるため起こる混乱」であれば、労働権問題以前に発生しているはずであり、制限解除に伴う変化はない。「職員個人が身勝手に引き起こした混乱」であれば、通常規定されている懲戒を適用すればよい。この懲戒制度によって、今も十分な抑止力が働いている。</p> <p>4 住民サービスの低迷 消防本部、消防署を問わず、幹部の交代によって方針が転換され、一貫性のない施策が繰り返される結果住民サービスは低迷しており、民間の職種と比べると消防に対する住民の期待感が高いとは言えない。現場職員が非効率的な業務に対して意見具申する力が弱いためと考える。</p> <p>5 自浄作用の乏しさ 4で述べた突発的な業務を推進することが職員の目標とされ、業務自体の効率性は問われることはない。</p> <p>6 消防職員委員会が不十分 消防職員委員会を開いているが、同じ職場で働く上司に対して、業務の効率化を声高に訴えることが自分の不利益であることは明白である。また不透明な事前審査が行われ議題に対する答えが用意されている場合もあり、形式的であると言わざるを得ない。自立性を持った団体が発言しなければ、「仕事に交わす意見」と同様に扱われてしまい機能が果たされない。</p>	
196	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えております。</p> <p>特に、一般職に地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使関係において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。</p> <p>また、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を回復するのは当然のことと考えます。</p>	自治労足寄町職員労働組合執行委員長 田中 剛己
197	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えております。</p> <p>特に、一般職に地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使関係において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。</p> <p>また、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を回復するのは当然のことと考えます。</p>	自治労足寄町職員労働組合青年部 青年部長 澤山 雅史
198	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えております。</p> <p>特に、一般職に地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使関係において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。</p>	自治労足寄町職員労働組合現業公企評議会

番号	意 見	意見提出者
	また、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を回復するのは当然のことと考えます。	議長 松野 充雄
199	地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えております。 特に、一般職に地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使関係において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。 また、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を回復するのは当然のことと考えます。	自治労足寄町 職員労働組合 女性部 女性部長 山田 恭子
200	地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えております。 特に、一般職に地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使関係において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。 また、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を回復するのは当然のことと考えます。	自治労足寄町 職員労働組合 消防研究会 会長 青木 俊司
201	地方公務員の労働基本権について、国家公務員における制度を踏まえて検討し、国家公務員と同時に制度化されるべきである。 自律的労使関係制度に基づく、労使協議・労使合意による賃金・労働条件の決定システムの確立を早急に行うべきである。 併せて、消防職員に対する団結権も同時に付与すべきである。	自治労広島県 本部尾道市職 員労働組合 執行委員長 山田 英司
202	地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度に遅れることのないよう早急に法案の提出をすること。 特に一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使が責任を持って賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を早期に確立すること。 合わせて、ILO勧告に従い消防職員に対して団結権を付与すべきである。	新潟県職員労働組合
203	(団結権付与に反対) 私は消防吏員として今回の消防職員の団結権付与には基本的に反対です。理由が下記のとおりです。 1. 一般職員では主任はあまり責任はないが、私の勤務している東京消防庁では消防司令補（主任）は中隊長等で監督者に準ずる立場に置れている。 (給与面では、司令（係長）次席（司令補の一部）が監督者扱いを受けている) 団結権が認められると、かつての国鉄の助役のように上司と部下の板ばさみとなり指揮系統に問題発生する。 司令補をつりしあげる隊員が出てくる可能性がある。 (助役なりたがら人が旧国鉄は多かった)	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>2 職員団体（組合）の指示（上部団体）で士長以下の職員が働くため命令が伝わらない。 組合が厳しい訓練をしるとは言わない！ 練度の低下 ↓ 教職員のように校長、教頭の命令を聞かない組合の分会長のような消防職員（吏員含む）を生み出す可能性がある。</p> <p>3 団結権だけですむのか？ 団結権を与えられて職員団体（組合）を結成すると次は上部団体（各公務員労組をまとめている団体）の指示でスト権を獲得するため運動等へ動員されるまた違法な闘争へ関与していく。 ↓ 政治的中立でなければならない教職員が職員団体の活動を通じて政治に関与している。</p> <p>4 消防、警察、軍隊（自衛隊）は階級が無いと動けない。 ↓ 組合ができ上司・部下が分れることで階級闘争のような状態ができあがり、消防司令補のような監督者（司令以上）と士長以下の間にいる下士官がいなくなる！ ↓ （例） 中国人民解放軍が1970年代（文化大革命）頃に階級を廃止して指揮員（将校）戦闘員（兵）に分け下士官は兵が投票で選ぶようにした。一件民主的に見えるが、1972年中越国境紛争ではベトナム軍（正規軍）に負けてしまい。ベトナムへ侵行することができなかった。以降、軍の階級を復活させ近代化を進めている。 ↓ 組合からの指示は我々消防職員（吏員）には必要が無い。主任でしかない司令補の命を聞く、従う環境を守ってもらいたい。</p> <p>5 ILOのことを公務員の職員団体は訴えるが、日本の場合、制服を着た軍、（自衛隊）警察、消防は、命令で厳しい仕事をする職業として国民から尊敬されている。→国民の目も不祥事を起こすと厳しい。 ↓ このような日本の風土に消防職員が団結をして要求するのが良いことなのか？ ↓</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>(悪い例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国鉄民営化 → ストや闘争のしすぎ 国民が誰も民営化反対しなかった。 ・教職員組合 → ストやヤミ専従 → 教師は信用されなくなった(サラリーマン教師が多い) <p>○サラリーマン消防職員、闘争する消防職員へ税金を国民は支払ってくれるか。</p> <p>(良い例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい訓練 災害時不眠不休で働く自衛隊 「税金ドロボー」「暴力装置」→だれも国民は思っていない「ありがとう」「国を守ってくれている」と思っている <p>外国と違い制服を着た軍、警察、消防はある程度の名誉や地位、信用がある IL0に合わせる必要ない</p> <p>5. 消防は査察等の権力行使があるので一般の公務員とは異なり警察に近いところもある。 ↓ 東京では交替制の査察専従員以外の消防吏員に対しても建物への立入検査を実施させている。 東京では IL0 考え方とは違い警察に準じて考えてもらいたい。査察、火災原因調査権等、一般の事務吏員とは違った仕事を災害活動以外に実施しているので、最悪の場合東京は他市町村とは別に団結権を消防組織法の特例で付与しないようにしてもらいたい。</p> <p>6. 私は消防司令補という中間的立場から見ても団結権は必要ないという結論に到しています。職場内に混乱が起こることは間違えなく違法な闘争を行った職員(他公務員団体職員)のために高い組合費を支払うことになることも考えられるので(団結権は必要なし)総務省でも再考していただきたいと思います。</p>	
204	<p>地方公務員における労働基本権の検討にあたっては、当然に国家公務員における制度と整合性をもって行なわれるべきものであり、かつ、早急に法案を作成し国会に提出すべきである。</p> <p>また、地方公務員においても労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を確立するためには、国家公務員に遅れることなく一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与することが必須であり、早期に実現されるべきである。</p> <p>同時に、これまで長年にわたる IL0 からの勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を早期に付与すべきである。</p>	新潟市職員労働組合 執行委員長 山田 寿
205	<p>この10年間、当県においては人事委員会の勧告を無視し、計8年間に亘っての賃金削減と労働条件の引き下げが行われてきた。特に賃金の削減は地方財政が困窮した場合の安全(調整)弁として無節操に使われ続けてきたため、職員の労働条件は非常な低位に置かれているのが実態である。このような状況を打破し、県民に良質な行政サービスを提供するためには、熱意とやる気を持ち続</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>けることが必要であり、このためには良好な労使関係下で十分な協議を行うことは当然であります。早急に国家公務員に係る自律的労使関係制度の措置を地方公務員にも適用し、「労使対等の立場の確保」と「交渉結果に第三者を介入させず労使の信義を損なう事のないような制度設計を図ること」が不可欠であると考えます。</p>	
206	<p>私たち地方公務員の労働基本権については、国家公務員に係る自立的労使関係制度と整合性をもって検討し、早急に法案化のうえ、すみやかに国会に提出すべきである。</p> <p>労働者・使用者がともに責任を持って、自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>特に、現業職員に関わる特例(地公法57条、地公企労法附則5項)は廃止し、一般職及び現業職の地方公務員へ協約締結権を付与すべきである。</p> <p>住民等に対する情報発信に当たっては、正しい情報を提供する観点から、労働者側、使用者側で内容を確認のうえ、公表するようすべきである。一方の理解・解釈等による偏った情報、間違った情報等を流さないようにすべきである。</p> <p>ILOからの勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>佐那河内村職員組合 執行委員長 橋 孝治</p>
207	<p>地方公務員の労働基本権については、歴史的に不当に制限され、憲法で保障された労働者としての権利が60年以上にわたって不完全なままとなっています。先進国の例を見ても、公務労働者に対して争議権を含めた基本権が全面的に一律に制限されている状況にはなく、まさに日本の労働法制における後進性が明らかなものといわざるを得ません。また、近年では基本権制約の代償措置としての人事院・人事委員会勧告制度も財政難などを理由に無視・形骸化されている時代背景もある中で、公務労働者に対する基本権回復は、喫緊の課題だと考えます。また、地方公務員は、それぞれの自治体における首長との間で何者にも関与されない独立した労使関係を構築するべきものでありますが、歴史的には都道府県市町村課を通じた国の関与のもと、賃金・労働条件を決定せざるをえなかった経緯も事実としてあり、今回の基本権回復が本当の意味で「自律的」労使関係を確立するための歴史的な転換点としなければならないと考えます。ILOからの度重なる勧告を受け入れてこなかった政府としての方針を見直し、今こそ国際労働常識にかなった対応を強く求めます。</p> <p>また、今回大きな課題となっている消防職員に対する団結権付与についても、大規模災害時における現場での業務への影響などについて危惧する意見が一部使用者側から出されていますが、警察職員にまで基本権が付与されている国はもちろんのこと、消防職員に団結権が付与されている国においてそのような「不測の事態」が発生した事例は全く聞かれていません。特に、人命・財産の保護という目的のために、身命を賭して業務にあたっている消防職員の業務実態を鑑みれば、団結権付与による正常・健全な労使関係の確立こそ、行政サービスの向上に資するものと確信します。</p> <p>ぜひ、このような考え方に立って、今回の地方公務員・消防職員の基本権問題について真摯な対応を求めるものです。</p>	<p>個人</p>
208	<p>地方公務員の労働基本権の在り方については、平成23年4月5日に国家公務員制度改革推進本部において「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について」が決定され、その中で「地方公務員制度としての特性等を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置をもって、速やかに検討を進める。」こととされている。</p>	<p>全国都道府県教育長協議会 会長</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>地方公務員全般については、全国知事会、全国市長会等から意見が示されているが、地方公共団体の教育委員会の教育公務員は、県費負担教職員制度や義務教育費国庫負担制度といった知事部局や他の行政委員会の地方公務員にはない独自の制度が適用されており、労働基本権の取扱いについて見直しが行われた場合、教育行政運営や教育活動は大きな影響を受ける恐れがある。</p> <p>そこで、全国都道府県教育長協議会として各都道府県へ、教育公務員の協約締結権に関する調査を実施した。その結果、現時点では新たな地方公務員の労働関係制度の詳細は明らかになっていないが、別紙のとおり多くの課題及び懸念事項が示された。</p> <p>しかしながら、意見を述べる前提として、県費負担教職員制度が存続するのか、存続とした場合、県費負担教職員で構成する団体に協約締結権を付与した時、都道府県又は市区町村のいずれが団体交渉の当事者になるのか等、基本的内容が明らかにされない、議論すべき論点が明確化されない。</p> <p>については、教育公務員の協約締結権に関し、国においては基本的内容を明らかにした上で、各都道府県の意見に配慮し検討するよう、関係省庁等への働きかけをしていただきたい。</p> <p>1 協約締結権への可否について 各都道府県に対して調査した結果、教育公務員に協約締結権を付与するかどうかについては、協約締結権を付与した方が良いとする意見は1県、付与しない方が良いとする意見が6県であった。また、地方公務員及び教育公務員に係る具体的な制度設計が示されていないこともあり、現時点では判断できないという意見が40県という結果であった。</p> <p>2 協約締結権を付与した場合の効果について 地方公務員及び教育公務員に係る具体的な制度設計が判明しない現段階において、効果の判断は困難であるという回答をした都道府県が大半を占めた。 効果として挙げられた主な意見としては、協約締結の交渉過程が公開されることにより、勤務条件決定過程の透明性向上が図られるというものであった。</p> <p>3 協約締結権を付与した場合の懸念要素について 全都道府県から多くの意見が寄せられた。特に、教育公務員は、労使間の問題だけでなく、児童生徒の教育に関わる者として、子どもたちに与える影響力は大きく、その点で一般の地方公務員とは異なることを踏まえた上で、より慎重な議論が必要であるという意見が多く出された。都道府県の主な意見は、下記の(1)から(6)に示すものであった。</p> <p>(1) 教育公務員に係る制度の重層構造の特殊性 教育公務員における労使関係については、予算・条例に関する権限を持つ知事、任命権者である都道府県教育委員会（政令市立学校の県費負担教職員にあっては政令市教育委員会）、所属の教職員を監督する立場にある学校長と重層化している。さら</p>	大原 正行

番号	意見	意見提出者
	<p>に、県費負担教職員制度など知事部局や他の行政委員会にはない制度があり、義務教育諸学校にあつては服務監督権者である市区町村教育委員会が労使関係に加わってくる。そのため、教育公務員の労働関係に関する法令を整備し、団体交渉ができる者及び団体協約を締結できる者、管理運営事項を明確にするとともに、市区町村、学校それぞれの権限の範囲を超える協約を除外するなど、協約締結可能な事項を整理する必要がある。</p> <p>(2) 給与水準の地域間格差 都道府県ごとの協約締結に基づいて給与や勤務条件が決まることになった場合、今後さらに給与水準の地域間格差が拡大し、その結果として、教員の人材確保に影響が出るなど教育水準においても地域間格差が生じる恐れがある。</p> <p>(3) 「情勢適応の原則」「権衡の原則」の維持 人事委員会勧告制度を廃止し、民間の給与等の実態を調査・把握するとしているが、その実施主体が明確になっていない。勤務条件を決定する手続の透明性を確保し、住民への説明責任を果たすためには、交渉に際しての客観的な参考指標が必要である。国家公務員については当局が民間の給与等の実態を調査・把握するとしているが、「情勢適応の原則」「権衡の原則」を維持するために、中立的な第三者機関による給与実態調査の継続や、給与などの勤務条件の改定プロセスとして安定的に機能し定着してきた人事委員会勧告制度に代わる新たな仕組みづくりが必要である。</p> <p>(4) 職員団体の実態に即した交渉 団体交渉ができる者及び団体協約を締結できる者を明確にするとともに、逆に、組織率が職員の過半数に満たない職員団体への対応について検討する必要がある。その際、職員団体に加入していない者の勤務条件をどう取り扱うのかについても検討が求められる。</p> <p>(5) 交渉に要するコストと時間の増大 教育公務員については、職員団体が多数存在しており、各団体の主張や考え方には差異があることから、他の地方公務員と比較して、締結までの時間とコストがかかることが予想される。 例えば、「知事部局」と「他任命権者を含む当局と各単組の連合体」が「一元的に交渉を進める労使慣行の存在する自治体」において、連合体に属しておらず一元的な交渉から外されている職員団体を抱える任命権者は、不当労働行為とならないよう交渉を進める必要性が生ずるため、連合体に属していない個々の組合との調整に時間を要する可能性がある。このようなことにより、交渉が長期化した場合は、教育活動等に支障が生じる恐れがある。 このため、組織率が職員の過半数を超える職員団体と団体協約を締結した場合、その他の職員団体と調整がつかなくとも、一定期間経過後、締結内容が全職員に適用されるなどの仕組みづくりが必要である。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>(6) 議会との関係 地方自治は、住民の代表者である議会との関係が重要であることから、協約内容について議会の理解が得られるかどうか、十分に検討する必要がある。また、締結された協約内容を反映した条例改正案が議会において否決されることも想定される。</p>	
209	<p>地方公務員の労働基本権については早急に法案を作成し国会に提出すべきである。とくに、一般職の地方公務員に対しても労働協約締結権はもとより争議権も同時に付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を早期に確立するべきである。また消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	自治労山形新 庄市職員労働 組合 執行委員長 小関 孝
210	<p>以下の懸念事項が考えられるため、国民を守る公務員として、慎重な判断をお願いします。</p> <p>①地域住民との信頼感の欠如 地域の住民の方がたは、我々消防機関に対し、大震災を始め、あらゆる災害に対し、防災の第一線活動部隊として大きな信頼と期待を寄せています。住民の個人利害を超える、自助、共助に対する高い防災意識が手に取るようにわかる中で、果たして、自己の権利を消防職員が主張しているのか。できないと思います。</p> <p>②消防団との連帯感の欠如 消防は、消防職員と消防団員の協力関係の上に維持されています。特に、私の田舎では、消防団との連携が不可欠です。また、東京においても、大地震時の同時多発災害や風水害時の現場活動、更には、日常における地域住民とのパイプ役など、消防団は地域の防災上欠くことのできない存在です。 消防団は自分の仕事を持ちながら、自分の町は自分の手で守るといふ、高いボランティア精神に支えられており、近年消防団員が減少傾向にある中で、消防職員が自己の権利を主張することにより、連帯感と協力関係は損なわれ、住民サービスの低下と組織の破壊に繋がるのは目に見えている。</p> <p>③指揮命令系統の乱れ 消防は、上命下服の指揮命令系統を確保した部隊行動が大前提となってきます。 よって、職員団体の加入、非加入職員間での軋轢、団結権の賛否に伴い、職務とは異なる場所で、階層が存在することにより、指揮命令系統が分裂され、部隊行動に多大な影響が危惧され、消防活動の根幹に大きな歪みが入るのは必至である。このよに、国民・住民に迷惑をかけることになってしまうのは目に見えている。</p> <p>④職場でのチームワークの減退 消防は階級に基づく階層や独自の勤務体制を構築することにより、指揮命令系統の確保と、職員間の指揮統一体制を確保している。仮に団結権が付与されると、職務とは異なる階層が存在することになり、帰属意識や行動判断に必ず混乱を生じさせることになる。団結権付与により、複数の職員団体間の方針等の相違により、職員間に不協和音や軋轢が生じ、信頼関係が損なわれ、統制</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>がとれた部隊行動を維持していくことが困難になり、適正な消防活動が図れなくなる危険が大である。</p> <p>⑤消防体制の崩壊 消防力確保という観点から、部隊活動を行う上で、最低限の人員確保が必要となってくる。この中で、仮に、消防職員に団結権が付与された場合、職員団体の活動に伴い、多数の職員が同時に休暇等を取得することにより、人員確保が困難になる恐れがある。また、これまでの公務員労働運動の現状を見てみると、消防職員のみが違法な争議行為を行うことがないという保証がなく、出勤の遅れ等が発生した場合は、国民の安全・安心を確保するという、消防本来の使命達成に重大な支障を発生させかねない。</p> <p>⑥消防行政を行う上での弊害 消防では、国民・市民のみなさんから、消防という仕事への理解をいただくために、週休変更等を行い行事等を実施しているのが現場であります。しかし、ここに団体が絡んでくると、理解が得られない場合、実施できなくなる場合が危惧されます。</p> <p>※最後に 消防職員や警察官は公安職であり、そこには、団結権等を与えてはいけないと思います。過去、この件につきましては、長年話されてきた内容であると思います。ここで、急に決める話ではないと思います。あらゆる方面から、広く話を聞く必要があると思います。今回、このように、国民から広く調査をかけている形をとっていると思いますが、私の周りの国民は、この調査について、9割以上は知らない調査です。これで、広く国民の意思だと判断して、国はいいのでしょうか。私の主観で言わせていただくと、この調査で団結権の賛否を判断するのは、あまりにも、浅はかであり、詐欺的調査です。どうか、これ以上、国民を利用するのはやめてください。宜しく申し上げます。</p>	
211	<p>表題の件のうち、消防職員の団結権について現場で働くもの一人として意見申し上げます。</p> <p>消防職員の団結権については、付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める。…とされた事については、今までどんなにおかしいと感じた事も上意下達の階級職場において耐えるしかなかった我々にとって、大きな希望を与えてくれるものです。ここまで、団結権のあり方検討会で様々な検討もされてきており、5つのパターンの中の何れかで団結権が回復されることとなるとと思いますが、どの選択肢になったとしても、災害現場の最前線で働く職員が今以上に不遇な環境とならないような制度設計をお願いいたします。</p> <p>兎角、閉鎖的な縦社会では体制等の変化を嫌い、権利を主張した職員には逆恨みのように締め付けを強化するような事があるよう</p>	個人

番号	意 見	意見提出者
	<p>に感じています。</p> <p>団結権が回復されることにより、この国の未来の消防士達が自分の仕事に誇りを持ち、それぞれが気持ち良く働ける職場となる事を祈り、抽象的ではありますが意見とさせていただきます。</p>	
212	<p>国家公務員・地方公務員（非現業）の労働基本権は、長年にわたってILOが勧告をしてきた。今回、国家公務員の制度改正にあわせ、地方公務員も同様の制度改正が行われるべきである。</p> <p>あわせて、消防職員の団結権も同様にILOが団結権を付与すべきと長年にわたって勧告しており、消防職員の団結権付与を行うべきである。。</p> <p>国際化が進む中で日本が先進国である立場を認識し、これらの課題を早急に解決すべきものである。</p>	<p>自治労伊達市 職員労働組合 執行委員長 桃井 浩之</p>
213	<p>地方公務員の労働基本権は、早急に法案作成しその成立を図る責任があると考えます。また、消防職員の団結権についても、上記法案成立同時に付与すべきです。</p>	<p>自治労名古屋 市連合労働組 合 執行委員長 上野 勉</p>
214	<p>日本の公務員労働者は戦後、労働基本権を剥奪されており、早急に回復が必要である。国家公務員については、現在法案が国会に提出されているが、地方公務員についても国家公務員における制度と整合性を持たせ、早急に検討し、国会に法案を提出すべきである。特に、一般職員の地方公務員に対し協約締結権を付与し、労使において自らの賃金及び労働条件を協議し、決定する「自律的労使関係制度」を早急に確立する必要がある。</p> <p>また、消防職員にもILOの勧告に従い、団結権の付与を行うよう要請する。</p>	<p>津山市職員労働組合 財政部長 西本 修治</p>
215	<p>そもそも公務員であるからとして、労働基本権を与えていないこの国の考え方が、前近代的であるとしか言いようがありません。労働基本権は働く者に等しく与えられるべきものであり、先進国を自負する日本は速やかに対応すべきと考えます。</p> <p>パブリックコメントで国民の意見を聞きたいとする手法についても、今日段階の世論からすればその内容も予測できるもので、こうした問題は政府が国際的な常識もふまえ、判断すべきであると考えます。</p>	個人
216	<p>地方公務員の労使関係制度について次のとおり意見を述べます。</p> <p>公務員制度改革は、国家公務員が先行して政府内で協議が進められ、法案提出準備が進められています。</p> <p>一方で、地方公務員について基本的な考え方が示されていますが、国家公務員との整合性を図りながら早急に法案作成を進めるべきと考えます。特に、人事院勧告制度の廃止スケジュールが明確にされていることから、労働協約権を一般職の地方公務員に</p>	<p>自治労山梨県 本部 中央執行委員 長 手塚 仁</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>も付与し、労使間の交渉を経て賃金等を決定する、「自律的労使関係制度」を盛り込んだ法律改正を、国家公務員に遅れることなく行うことが必要です。</p> <p>さらに、長年にわたってILOからの勧告を受けている消防職員への団結権付与についても、現在社会の中で普通の労使関係確立に不可欠です。</p>	
217	<p>「勤務条件に関する措置要求の制度の廃止」</p> <p>(説明)</p> <p>協約締結権の付与に伴い、地方公務員法第46条に規定する勤務条件に関する措置要求の制度を廃止すべきである。</p> <p>今回示された「基本的な考え方」に即して述べれば、「5 勤務条件の決定原則等」に「(2) 職員に協約締結権を付与することに伴い、勤務条件に関する人事委員会勧告制度を廃止する。」とあるが、協約締結権の付与に伴い廃止すべき制度として「勤務条件に関する措置要求の制度」を追加すべきである。</p> <p>ただし、今回の制度改正後においても協約締結権が付与されない職員(警察職員等)が存在し、措置要求制度を全面的に廃止することが当該職員の協約締結権の代償措置を奪うことになることを考慮すれば、協約締結権の付与されない職員に限り勤務条件に関する措置要求ができるよう、次のように見直すべきである。</p> <div data-bbox="273 802 1771 975" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協約締結権が付与される職員は、勤務条件に関する措置要求をすることができない(協約締結権付与に伴い代償措置を廃止) ・ 協約締結権が付与されない職員(警察職員等)は、勤務条件に関する措置要求をすることができる(協約締結権が付与されないことの代償措置を存続)。 </div> <p>(理由)</p> <p>地方公務員法第46条に規定する勤務条件に関する措置要求の制度は、協約締結権が認められていないことの代償措置であるとされている(「新版逐条地方公務員法<第2次改訂版>(橋本勇著・学陽書房)」785~786頁参照)。</p> <p>したがって、協約締結権が付与されるのであれば、その代償措置としての勤務条件に関する措置要求の制度は、人事院勧告や人事委員会勧告(これらも代償措置である)と同様、当然廃止されるべきである。</p> <p>また、協約締結権の付与に伴い勤務条件に関する措置要求制度を廃止することは、既に協約締結権が認められている企業職員、単純労務職員、地方独立行政法人職員には、勤務条件に関する措置要求制度が適用されていないことからしても、当然の帰結であるといわざるを得ない。</p> <p>仮に、協約締結権を付与し、かつ、勤務条件に関する措置要求をすることも認めるようなことになれば、措置要求をすること</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>ができない企業職員や単純労務職員等との均衡を失するのみならず、措置要求のような救済制度が設けられていない民間労働者と比較した場合、著しく不均衡かつ不合理であることは明らかである。</p> <p>なお、協約締結権が付与されない職員（警察職員等）については、現行どおり、代償措置としての勤務条件に関する措置要求の制度を認めることが適当であると考えます。</p> <p>(補足)</p> <p>措置要求の制度が協約締結権の代償措置であるということは、多言を要しないところであり、協約締結権の付与に伴い措置要求制度は当然廃止されるものと思っております。</p> <p>ただ、これまでの協約締結権の付与を巡る議論を見る限り、人事院（勧告）・人事委員会（勧告）の廃止に関する言及はなされておりますが、措置要求制度の廃止に言及されているものは見受けられないように感じますし、先の国家公務員における「全体像」やこのたびの地方公務員における「基本的な考え方」を見ても、措置要求制度の廃止（見直し）には触れられておりません。</p> <p>しかし、協約締結権を新たに付与した上で、措置要求の制度を従来どおりに存続するということになりますと、法制度として矛盾を抱えることになるものと考えます。このことは、国家公務員にも当てはまるものであると思えます。</p> <p>つきましては、「協約締結権の付与」の際には「措置要求制度の廃止」を必ず措置してくださるようお願いいたします。</p>	
218	<p>消防職員への団結権の付与について反対意見の立場から意見を述べます。</p> <p>まず、ILO98号条約については、1953年10月20日国会で批准しているところではありますが、公務員については一定の制約が有って然るべきとしたこれまでの政府見解は踏襲すべきと考えます。日本には日本人としてのスタイルが有って当たり前です。世界を金太郎飴のようにすることに意義は無いと考えます。</p> <p>しかしながら、今回の一連の動きは自治労等の労働団体を中心的支持母体とする民主党が政権を取ったために、国民全体からすれば極一部の意見が幅を利かせているに過ぎないと考えます。</p> <p>国家公務員にとって国会議員は影響力が有るのでしょう、表だって無視も出来ない処だろうとは思いますが、国民目線で考えれば只の代議士に過ぎません。その一部の輩に振り回されて、方向性を誤るべきではないと考えますが、いかがでしょうか？</p> <p>これまでも一部の関係者を集めて議論をされて来たようですが、結果的には両論併記、つまり結論は出なかったと言うことです。</p> <p>今、決めないと消防職員に甚大な若しくは重大な不利益が及ぶということが明白であればいざ知らず、そのような状況にあるとは思えません。これまでどおり、時間をかけて、じっくりと検討を継続していくことが正しい道筋ではないでしょうか？</p> <p>消防職員の立場から言えば、我々消防は「一般の公務員」とは別ものと思っております。我々消防は執行機関として、部隊活動を通して国民の生命、身体を災害から防御するという消防本来の職務を遂行します。そのために署隊長、大隊長、中小隊長、隊員と階級に応じた職責が明確に存在し、縦系列がしっかりしていないと人的、物的被害を局限に止める消防活動はできません。福島第一</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>原発の現場活動についても、もし、縦系列の関係が繋がりを欠いていたならば、活動辞退者が続出していたかもしれません。そう言った意味で消防の縦系列を阻害する可能性の有るものは排除すべきと考えます。</p> <p>殆どの消防職員は消防で居る限り、憲法 28 条に定める労働者の権利について、一定の制限が有って然るべきと考えていると思います。</p> <p>なぜならそれが他の労働者・公務員と違う消防の消防らしさの由縁であり、危険な状況の中、地域の安全、安心を確保するという崇高な使命達成のため、身の危険をかえりみず消防活動を通して、社会の安寧秩序の維持、公共の福祉の増進に貢献しているという「使命感」「心意気」「プライド」の源泉と言えるものだからです。消防職員から「使命感」を削ぎ、「心意気」や「プライド」を踏みにじって、誰が得をするのでしょうか？何が良くなるのでしょうか？一般の労働者と公務員は同じ土俵で比較できないのと同じく、公安職である消防職員と一般職の公務員を同じ土俵で比較検討することも又誤りだと申し上げ、意見を終了します。</p>	
219	<p>国家公務員と時期を同じくして、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与するための方を早急に国会に提出し、労使が共に責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する制度を確立すべきである。また消防職員に対しても団結権及び協約締結権を付与すべきである。</p>	<p>自治労嘉麻市 職員労働組合 執行委員長 赤崎 秀和</p>
220	<p>私は、東京消防庁に勤務する管理職です。</p> <p>今回の震災を踏まえ、地元消防団との関係で団結権付与は反対です。</p> <p>郷土愛の強い消防団が、昼夜を分かたぬ活動を日々しています。これまで消防署と消防団は「車の両輪」に例えられるように、地域を守ることは同じ意識で活動してきましたが、非常災害時に消防職員のみが、直ぐに勤務制度変更ができなかったり、現場のえり好みをするわけには信頼関係の上から到底できるものではありません。</p> <p>また、現在、消防団員は減少の一途をたどっています。こんなときに、消防職員が権利だ、団結だと言い出せば、消防団員からすれば、身勝手な考えだとされ、新規入団が減るばかりか、退団者の増加は明らかです。</p> <p>今回の改正は、日々消防団員を増やせと言いつつ、団員を減少させる要因を作ろうとするもので、是認できるものではありません。</p> <p>消防団との信頼関係を壊すことは避けるべきです。現在の消防委員会で十分対応できると考えています。</p> <p>以上のことから制度改正は反対です。</p>	<p>個人</p>
221	<p>この間の地方公務員を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。総務省からの指導による集中改革プランによる人員削減に加え、地方交付税の削減による各自治体独自の賃金カットや集中改革プランを大きく上回る人員の削減が行われています。その様な中、各職場では過重労働による、メンタル的な病気による休職や現職死亡となる職員が増えており、職場に閉塞感が漂っていますが、各職場では職員が自治体職員としての使命感により、住民サービスの維持に努めているところです。</p> <p>3月11日に起きた東日本大震災でも、多くの自治体職員が被災しながら、自分の家族や家庭を顧みず、業務を行っています。</p> <p>しかし、今回の「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が現行のまま制度化されたなら、職場で住民サービスを低</p>	<p>個人</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>下させないように奮闘する職員のモチベーションにも大きな影響を与えるものと思われることから、見直しをお願いしたいと思います。</p> <p>協約締結権を付与する職員の範囲についてであります。Ⅱ－１では一般職の地方公務員となっており、Ⅲでは消防職員の団結権については付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進めると記述されていますが、消防職員も自治体職員であり、労働者です。長年のILOからの勧告を踏まえ、消防職員に対しても団結権を付与するべきであると思います。</p> <p>Ⅱ－（１）では労働側の当事者として職員の在籍専従についての記述がありますが、専従期間についての記述がありません。今回の労使関係制度では、労働組合と地方公共団体が交渉を行い、職員の賃金労働条件に関する重要な事項を決定するものであり、労働組合側においても、この間の労使での話し合いの経緯や、労働法制度等について熟知している職員、なおかつ、将来に渡って責任を持って交渉が行える職員の配置が重要となります。よって、民間と同様に専従期間制限の撤廃を行うべきであると考えます。</p> <p>Ⅱ－３－（２）では地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は引き続き、団体交渉の対象とすることができないとの記述がありますが、私たち自治体労働者の賃金・労働条件は、自治体の財政、事務の運営などに非常に密接しており、団体交渉の対象とするべきであると考えます。</p> <p>Ⅱ－６－（１）では職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は引き続き条例で定めることとすると有ります。労使交渉により決定された事項が議会で否決された場合は、どのような取扱となるのでしょうか。Ⅱ－７では労使交渉の不調の場合の調整システムとして労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を設けるとありますが、議会での否決は該当しないと思われます。現在の国・地方議会では、ポピュリズム的な発言を行う議員も多く、私たちの賃金労働条件が、単なる人気取りとしての道具にされかねない。労使の交渉により決定された事項が議会の介入により変更となるシステムの導入はするべきでは無いと思います。</p> <p>その他としては、今回の「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」には争議権についての記述がありません。争議権、団結権、団体交渉権は憲法でも保障された労働者として当たり前の権利であり、過去のILO勧告でも三権揃ったの付与が再三、勧告されています。弱い立場の労働者が使用者と対等な交渉を行うには、争議権の付与が絶対不可欠であり、三権揃ったの付与を行うべきであると思います。</p> <p>私の意見は以上であります。地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討のうえ、早急に法案を作成し、国会に提出するべきと考えます。特に一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使が共に責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」の確立に向け、国家公務員に遅れることなく早期に確立するべきであると思います。</p>	
222	<p>そもそも労働基本権は憲法第28条で保障されているものであり、制約されることは憲法に反するものである。したがって、保障されるべき地方公務員の労働基本権について、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員、地方公務員ともに早期に確立すべきである。</p> <p>同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	自治労島根県 本部津和野町 職員組合 執行委員長 長嶺 義幸

番号	意見	意見提出者
223	<p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」について気になった点について意見いたします。</p> <p>地方公務員の労使関係制度については、国家公務員に遅れることなく制度が実施されることはもちろんのこと、「憲法で定められた労働基本権の回復」という視点をもっとも重視するべきであると考えます。</p> <p>昨今は公務員の労働条件に対し扇動的としかいいようのない報道が繰り返され、誤った情報が(故意に?)垂れ流されています。そのため、民調に基づく人勸の正当性までもが不必要に国民の疑念の対象とされています。こうしたマスコミ発の世論にあまり過敏になりすぎることなく、冷静な議論に基づく制度設計を行うことが必要かと思えます。</p> <p>そうした観点から点検すべきでないかと思う点は以下のとおりです。</p> <p>Ⅱ－３－（４） 団体協約はともかく、団体交渉の議事まで公表する必要があるのでしょうか。団体交渉権は労働者の当然の権利であり、その結果としての団体協約の公表により国民の知る権利に十分応えうると考えます。 正直に言って議事の公開は言葉尻を捉えた揚げ足取りの格好の材料にされるだけだと思います。 また公開を楯とした当局側の圧力も懸念されます。</p> <p>Ⅱ－６－（１） 現在は勤務条件は条例制定主義となっていますが、労働基本権に基づき交渉した結果が議会で承認されない場合、労働基本権が侵害されることになるのではないのでしょうか。そこはどう整理されるのでしょうか。 条例によらない労働条件について整理されるべきではないのでしょうか。</p> <p>Ⅱ－７ 関連することですが、争議権の付与について真摯に検討されるべきです。これまでのさまざまな議論を見ると、ストによる「混乱」を懸念する意見が多いようですが、ストをただ混乱の元と見なすこと自体が労働基本権への無理解の表れだと思います。国民の生命や財産に関わる混乱を避けるための保安体制構築などといった対応はあってしかるべきだと思いますが、それをもって争議権は確保されるべきであって、初めから争議権を奪うのは憲法違反です。 また、団結権・団体交渉権・争議権の３権をそろえて回復することが重要です。争議権の付与に係る議論を後回しにするべきではありません。</p> <p>以上雑駁ではありますが意見といたします。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
224	<p>1. はじめに 総務省「地方公務員の労使関係に係る基本的な考え方」（以下「考え方」と略）については、簡易なペーパーなので、その意味が読み取れない部分が少なくない。従って、質問的な文章にもならざる得ない側面もあり、その上で意見を述べる。公務労働者にとって労働基本権の回復は憲法に基づく正当な要求であり、その剥奪された経過からしても当該労働組合との誠実な協議・交渉を経た上で必要な法定化を図ることを要望する。</p> <p>2. 趣旨について 「地方公務員についても新たな労使関係制度を設ける」としているが、そもそも公務労働者にとって労働基本権の回復は憲法第28条に基づく正当な権利回復であり、公務労働者の基本的権利を回復し、これをもって地方自治の発展と住民福祉の向上に寄与するべく理念を明らかにすべきであると考え。そのうえで労使関係制度の構築をはかるものであり、「新たな労使関係」が自己目的であってはならない。 なお、国家公務員（以下「国公」と略）の「自律的労使関係」とここでいう「新たな労使関係」は同義語と解していいのか？</p> <p>3. 制度の概要について 1) 地公企労法を残した上で、国公のように国家公務員の労働関係に関する法律（仮称）（以下「国公労法」に略）のするのか地公法の改正とするのかは検討中との説明をうけた。少なくとも、地公企労法より後退したものであってはならず、これを最低限とした法整備を行う事を要請する。</p> <p>2) 協約締結権を付与する職員の範囲 基本は全ての一般職の地方公務員に「付与」すべきである。「重要な行政上の決定を行う職員」の定義として「長と一体的にマネジメントを行う職員」との説明を受けたが、地公でいえば特別職の三役に限定すべきである。最終的には労働委員会が規定するとの説明であり、憲法に基づく「結社の自由」「団結権の保障」を最大限認めるために、労働委員会が規定する前に当該労働組合の意見聴取を義務づけることを強く要請する。</p> <p>3) 団体交渉の当事者 ①労働組合の定義は、労組法なみの「労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する」として「主たる」との記載を挿入すべきである。現に、自治体労働組合の活動領域は地域での住民共同の活動や東日本大震災におけるボランティア派遣等多様性を持っている。こうした実態を踏まえ「その勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織」ではなく「主たる目的」とした法定化をすべきである。 ②認証については、この目的が「団結権の保障」としての使用者側からの支配介入の排除であり、事前認証は必要でなく、労組法</p>	<p>大阪自治体労働組合総連合 執行委員長代理 小山 国治</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>なみの労働委員会への申立時に留めるべきである。また、「国公労法」における「財産」や「監査証明」を認証要件として地公に適用することは反対する。この点では国公と「違える理由はない」との説明だが、地公の実態を直視していただきたい。</p> <p>③「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員」とすることについても「結社の自由」から反対である。実態としても、少なくない非正規職員が異なった地方公共団体の属しながら単一の労働組合を結成している。現場に矛盾をきたす規制を行うべきではない。</p> <p>4) 団体交渉等</p> <p>①「管理運営事項」についてもそれが賃金・労働条件に関するものであれば交渉事項とすべきであり、あえて「管理運営事項は交渉対象外」との法定化はすべきでない。</p> <p>②交渉手続き（場所、時間、人数等）については協定化することは前進であるが、交渉の「打ち切り」や「勤務時間中の適法な団体交渉」を法定化することは協約締結権の「付与」とも矛盾することであり法定化すべきでない。</p> <p>③当局に「公表」を義務化すべきではない。あくまで労使協議に委ねるべきであり国・総務省からも「圧力」をかけるべきでなく、労使の自主判断とすべきことである。</p> <p>5) 不当労働行為の禁止</p> <p>救済を行った場合の労働委員会の対応が迅速・的確にはかれるよう体制の充実を図るべきである。</p> <p>6) 勤務条件の決定原則等</p> <p>地公法第13条及び24条、25条を残すと解して良いのか。この前提に立って意見を述べる。</p> <p>①情勢適応の原則は、本来当局側のサボタージュを防止するための原則であるが、近年は賃下げに使われてきた経過がある。協約締結権の「付与」と不当労働行為の禁止を明確化すれば、情勢適応の原則を廃止し、労使の自主解決に委ねるべきである。</p> <p>②第24条を残置するとしながら人事委員会勧告制度を廃止するとなれば、具体的な措置が見えない。5-(3)で「民間の給与等の実態を調査・把握する」としているが、あくまで住民への「説明」「理解」が目的であり、24条とは適合しない可能性が高い。人事委員会勧告は賃金抑制の歴史的経過や対象事業所の規模等で我々と意見の相違はあるが、その手法・精度は賃金構造基本統計調査などと比較しても一定評価できる。</p> <p>③従って、人事委員会に労使の代表及び中立（公益）委員をいれて運営し、その調査機能などは残置すべきである。なお、国や民間給与等はあくまで参考指標であり、労使の自主解決に委ねること。国・総務省は労働協約締結権の「付与」を尊重し、「技術的助言」のもとに地公の労使関係に介入してならず、24条及び25条は廃止すること。</p> <p>④地方自治体の場合の多くが人事委員会を置いていない。これまでは人事院勧告が“目安”となっていたが、どのように考えるのか？</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>⑤第 25 条に掲げるような勤務条件の条例詳細主義はとるべきでなく、あくまで労働協約による賃金・労働条件の決定を基本に置くべきである。条例事項の法定化は廃止して、予算を伴う措置についても議会への「尊重義務」を課すべきである。この点は、地公労働者への協約締結権「付与」の具体的な担保となるものであり強く要請する。</p> <p>7) 勤務条件の決定方法及び団体協約の効力</p> <p>①「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、引き続き条例で定める」としているが、どの程度を考えているのか。6) で述べたように条例詳細主義は廃止し、協約締結に委ねるべきである。</p> <p>②長の議会への提出義務とあわせて、提出された議案に対して議会の「尊重義務」を課すべきである。これも労働協約締結権の担保としての措置であることを理解願いたい。</p> <p>8) 交渉不調の場合の調整システム</p> <p>交渉不調の場合の救済は迅速・的確に行わないと労働協約締結権が担保されない。従って、労働委員会において公務専門の体制（公務労働に見識があり組織としても対応できるもの）の確立を図ることが必要である。公務の労働組合よりの委員の推薦を要望する。</p> <p>9) 人事行政の公正の確保</p> <p>あえて「地方人事委員会」を廃止する合理的理由も見あたらず、これまでの実績や機能を勘案すれば「第三者機関」として人事委員会を残置すべきではないか。措置要求についても都道府県単位の人事委員会で対応することとし、人事委員については労使代表及び中立（公益）に改変し運営すべきである。</p> <p>4. 消防職員の団結権</p> <p>消防職員への団結権回復は憲法上も国際的基準からしても当然のことである。いたずらに先延ばしすることなく、期限を区切った実施を求める。</p>	
225	<p>地方公務員の労使関係に関する基本的な考え方を読み、ひとつの疑問が湧いた。</p> <p>それは公務員に「協約締結権」を付与することにより、なし崩しに公務員の賃金を削減しようとしているのではないかというものだ。</p> <p>「協約締結権付与」は一見民主的な措置とも思える。しかしそこにいくつかの問題が横たわる。</p> <p>1) なぜ民間の給与の実態を調査する必要があるのか</p> <p>2) 給与について協約した事項をさらに条例化するのなぜか</p> <p>3) なぜ争議権は与えられないのか</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>行政は条例主義だとか、説明責任のため必要とか、耳障りの良い答えばかり聞かれそうだが、その真意は給与制度をぼろぼろにするという目論見しか考えられない。</p> <p>「給与は条例で決める」ということは、団体交渉を経て結ばれた協約も、議会で認められなければ反故にされるとしか考えられない。</p> <p>公務員バッシングが選挙で票を生む。ならば首長や議員はこぞって公務員の賃金削減を公約とするであろう。最初から給与については協約締結権がないのと同然である。</p> <p>また民間調査を行った場合、民間の給与が高かった場合は調査しただけ、給与に関しては協約を結んで条例で定めると、全く反映されない。</p> <p>しかし民間の給与が低かった場合は、交渉でそのことを引き合いに出され、議会で問題にされ、その影響は限り知れない。怒りのストライキも実施できない。</p> <p>仮に公務員の待遇を良くし優秀な人材を集め住民のためより良い行政をしようとする首長がいたとして、首長が労働組合と交渉し、民間平均給与の三倍の給与を出すことで妥結、協約を結んだとしよう。</p> <p>それが実現するには条例に定めなければならない。選挙公約で公務員の人件費削減・賃金抑制を掲げた議員は当然反対するであろうし、そうでない議員も民間調査の結果を引き出し、条例化反対を叫ぶであろう。</p> <p>争議権がないので労働者の最後の武器であるストライキもすることはできない。ストライキをすれば、これはしたりと法律違反と処分の対象にできる。</p> <p>このことは民主国家だから協約締結権を付与するという名目だけで、実質上の公務員賃金抑制の縛りを設けるだけのものであり、全く基本権は保障されないという民主国家とはま反対のことをしようとしているとしか考えられない。</p> <p>協約締結権を付与するのであれば、争議権をあたえるべきである。</p> <p>また協約締結権を付与するのであれば、給条を条例で定める場合、議会の介入を禁止する措置を取るべきである。</p> <p>給与等を条例で定める必要があるのならば、首長・議員の選挙公約に公務員賃金の言及することを禁止する制度を作るべきである。</p> <p>給与の民間調査を行うのであれば、調査対象を地方自治体と同じような規模の大企業とすべきである。</p>	
226	<p>消防職員を含む全ての一般職の地方公務員に対して、協約締結権を付与すべきである。</p> <p>あわせて、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係精度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p>	個人
227	<p>すぐに消防職員の団結権を回復して国家公務員と同時期に、消防職員を含むすべての一般職の地方公務員に対して、労働協約締結</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	権を回復すべきだと思います。	
228	<p>Ⅲ 消防職員の団結権</p> <p>「消防職員の団結権については、付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める。」との内容について、個人的意見を述べる。</p> <p>(1) 日本の消防組織は警察組織に極めて近い性格を有しており、敢えて警察組織との違いを抽出し団結権の付与に関する検討を別個に行うことに大きな問題がある。</p> <p>(2) 警察組織の特徴として、「個人の身体等に対する直接的な強制力」「内閣総理大臣が直接に警察組織を統制可」とあるが、発生した災害に対する対応に関しては消防も「個人の財産等に対する直接的な強制力」「被災都道府県知事が緊急消防援助隊を直接に統制可」という実態にあり、緊急性にあっては全く同質である。</p> <p>(3) 災害対応時において、命令系統に不安定要素を抱えた組織では、国民の生命・身体・財産を守るという目的を達成できず、これは警察・自衛隊と同様である。</p> <p>(4) 団結権は、主に平常に機能する権利確保機能でしかなく、組織内対立組織もしくは組織内異種組織の存在は、緊急時対応組織にとっては致命的である。</p> <p>(5) 団結権によって得るものは、他の制度で十分にカバーできる性格のものであり、いたずらに団結権を過信すべきではない。</p> <p>以上のことから、消防職員の団結権については、付与すべきか否かの検討に立ち返り、双方の意見に対する詳細な現状調査と十分な議論を尽くすべきと考える。</p>	個人
229	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基本権の確保 <p>「憲法に定められた労働基本権」については、法律を学習した者は理解していますが、意識的に学習していない者はわかっていません。学校教育にて、労働者になる者が大半なのですから、「労働基本法」について高校時代に学習させるべきです。知識がないために経営者（首長）のいいなりになり、労働基本権の確保に向けての取り組み意識が少ない現状です。職種によって労働者を差別するようなことは違憲であるので地方公務員（消防職員）にも労働基本権の確保をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2元代表制の弊害を排除 <p>地方公務員は首長と労使関係にあるのですから、当局（首長）と協約締結しても議会で条例が否決されるなどとても不利な立場にあります。議会の2元代表制の弊害が出れば、基本権は保障されない恐れがあります。是非このような弊害をなくし労使関係部外者の公務員労働条件への介入を禁止してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地公企労法との整合 <p>人事院勧告廃止のなかで知事部局の団体協約が断固たるものになればよいのですが、脆弱なものになれば、病院局・水道局のような公営企業の賃金労働条件にも悪影響を及ぼします。病院局事務局は知事部局の館内にあり知事部局との人事交流も頻繁にあるため、知事部局と同等の扱いになります。病院局の労働協約を結ぶにしても首長が同じならば同等の効果が必要です。</p> <p>民間の労働賃金条件は、公務員労働条件に準ずるところが大半です。地方公務員に労働基本権を確保させ、民間労働者</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>と同様の労働者として権利を与えてください。</p> <p>今回の東北大震災で自治体職員の重要性を再認識したとことでしょう。官民一体で復興に取り組むためにも差別ない法律の整備をよろしくお願いします。</p>	
230	<p>「基本的な考え方」全体に意見がある。</p> <p>いったんすべてを撤回、白紙に戻すべきである。</p> <p>このことを前提にして、パブリックコメントに意見がなかったといわれてはまずいので、4点に限って意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 あらたな労使関係制度は、地方公営企業法を最低基準とするべきである。 2 協約締結権は、地公法3条3項3号職員の内、事実上一般職員扱いされている職員については当然回復されるべきである。 3 管理職等の範囲は一方的に拡大されている。このようなことは制約されるべきである。労働組合員の範囲は、ほんらい労働組合側が決定すべきである。 4 「団体交渉の当事者」に、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属す職員であること」としている。この考え方は現場と乖離している。「過半数」に満たない労働組合や「同一地方公共団体」に一人存在する組合員が加入する労働組合がずっと存在し、団体交渉もしてきている。この「基本的考え方」では現状からの改悪である。 	個人
231	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員制度改革基本法によれば「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって検討する」とあることから、早急に法案を作成し、国会に提出すべきであります。</p> <p>とくに、一般職の地方公務員には、協約締結権を付与したうえで、自らの賃金・労働条件を労使がともに責任を持って決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきであります。</p> <p>また、長年にわたるILOからの勧告等をふまえ、消防職員に対しても同時に団結権を付与すべきであります。</p>	石巻市職員労働組合 執行委員長 畑山 實
232	<p>イギリス、フランス、ドイツなど多くの先進国の公務員にはストライキ権が認められています。日本の公務員に対する労働基本権制約はILO条約違反との勧告もあります。</p> <p>労働基本権制約の代償措置としての人勧制度がなくなる以上、日本の公務員にも労働三権(団結権、労働協約締結権付の団体交渉権、ストライキ権)が付与されるのは自然な姿だと思います。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>最低でも、地方公務員にも国家公務員と同様、労使交渉で賃金・労働条件を決め、労働協約を締結する権利(労働協約締結権付の団体交渉権)は認めるべきです。</p> <p>香川県の長年に渡る賃金カットは、県人事委員会勧告にはありませんでした。それどころか県人事委員会は、その是正を求める報告もしていました。地方公務員の労働基本権が、ないがしろにされた一例です。</p> <p>地方公務員も労働者です。労働者としての当たり前の権利が保障される制度設計をしてください。</p>	
233	<p>地方公務員の労働基本権については、当然のごとく付与されるべきものであり、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、早期に確立すべきである。</p> <p>なお、その際、国家公務員における制度との整合性を図っていただきたい。</p> <p>また、同時に、消防職員の団結権については、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、早急に付与すべきである。</p>	熊野町職員労働組合 執行委員長 石橋 哲也
234	<p>このことについて、基本的に付与する方向で検討を進めるとのことです。一都民の立場から反対意見として提案します。</p> <p>消防に対する信頼感と安心感</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民の生命、身体、財産を地震、火災等の災害から護る第一線の活動部隊として消防組織に対し平素からわれわれ地域住民が絶大な信頼と期待をしている。 東日本大震災の東京消防庁をはじめとした全国の消防部隊による救出、救護活動や福島原発に対する命がけの活動を見て更なる信頼と期待を高めたところである。 災害に立ち向かう消防隊員の活動成果は平素からの隊長隊員相互の信頼と絆に基づく訓練の賜物と市民として確信しているところである。 <p>団結権付与による消防の危機感</p> <ol style="list-style-type: none"> 常備消防組織として130年以上の歴史に団結権の経験が無いことから図り知れない事象が生じ消防に対する不信感が先に立ち信頼感と安心感の消滅が危惧される。 団体交渉権等が優先され崇高な使命感やチームワークが低下し災害活動、救出、救護、救急活動に齟齬をきたし重大な結果発生危険が大である。 外力に左右され隊員の意思疎通に齟齬をきたし訓練や災害活動に直面し隊長の指揮命令に従い一糸乱れぬ行動が取れず活動の失敗、殉職、負傷者の多発等が危惧される。 部外観察で行政執行、活動訓練、災害救急活動、住民指導等の全般に亘り限られた職員が自己責任で献身的に業務を推進している姿からは団体交渉の姿は見えてこない。 未経験な団体交渉や外圧等で業務の停滞や混乱、災害の拡大危険が予測され国家的な危機等を回避させるためにも先送りを断行し更なる現況掌握の必要あると思われる。 総務省当局の方向性を理解した上で災害をはじめとし何が起こるか極めて不安定な現況においてわれわれの生命身体財産を災 	個人

番号	意 見	意見提出者
	害から護るための消防組織力の堅持を図るためにも再考を願うものである。	
235	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討のうえ、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>交渉・調査能力の自治体間格差はあるが、特に一般職の地方公務員に対して、協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	自治労世羅町 職員労働組合 執行委員長 道添 毅
236	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきである。特に一般職の国家公務員に対して協約締結権を付与し、労使とともに責任をもって自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>ILOからも勧告(02年勧告「国家の運営に直接関与しない公務員に、結社の自由の原則に則って団体交渉権とストライキ権を与えること。」、03年勧告「結社の自由委員会は日本政府に対し、公務員の基本的権利に対する現行の制約を維持するという、その公表した意図を見直すよう再度強く要請する。」)が出され、現行制度に対しての改善勧告が出ていることも踏まえ、国家公務員のみならず地方公務員にも早急に「自律的労使関係制度」を確立すべき。</p> <p>また、同時にILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対しても、団結権を付与すべきである。</p>	新潟県職員労働組合北蒲原支部 執行委員長 井上 正一
237	<p>国家公務員等との整合性をもって、地方公務員(一般職)に労働基本権(労働協約締結権等)を付与し、オープンショッパからユニオンショッパへの転換をも同時に行い、労働者総体と使用者がともに責任をもって自らの賃金・労働条件を定める「自立的労使関係制度」を回復させ、早急に法制化を図ることを求めるとともに、ILO87号条約締結国として、その勧告等を踏まえ、消防職員に対する団結権の付与も合わせて行うことを強く要望するものである。</p>	自治労松戸市 職員組合 執行委員長 天野 武彦
238	<p>労働基本権は、憲法で保障された労働者の権利である。欧米では、すでに公務員の労働基本権は常識となっている。</p> <p>特に、地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って賃金や労働条件を決定する自立的労使関係制度を、早期に確立すべきである。</p> <p>また、長年にわたるILOからの勧告を尊重し、消防職員に対する団結権を付与すべきである。</p>	我孫子市職員組合 執行委員長 斉藤 誠治
239	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すること。とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権付与に関し、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>同時にILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	市川市職員組合 執行委員長 植木 誠
240	<p>一般職の地方公務員に対し協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って賃金・労働条件の決定を行う「自律的労使関係制度」を早期に確立すべきである。そのため、地方公務員の労働基本権についての法案を、国家公務員における制度と整合性を図りながら、早急に国会に提出すべきである。</p> <p>また、消防職員の団結権も、ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえると、すみやかに付与されるべきである。</p>	千葉市職員労働組合 執行委員長 高橋 邦芳

番号	意見	意見提出者
241	<p>消防職員の団結権付与には十二分に検討されるべきである。</p> <p>1 臨機の対応に労使の関係が優先されると災害活動に大きな支障がある</p> <p>2 市町村の防災訓練が日曜日にかかると、職員が参加しない現実がある。市民と消防職員の間で齟齬が出る可能性がある。</p> <p>3 消防職員には、消防職員委員会制度があり、処遇や安全について活用されており、団結権の必要性が薄い。</p>	個人
242	「地方公務員に係る労働委基本権の法案において、消防職員の団結権を確立することを強く求めます。」	自治労大分県 職員連合労働 組合 執行委員長 宇都宮 重幸
243	消防職員への団結権付与について、検討されていますが、団結権は消防職員協議会等一部の人が望んでいるだけで、普通の職員は誰も望んでいません。消防という組織、培ってきた伝統を政権が交代したからといって、かきまわさないようにしてください。消防・警察という職業は子供達の憧れでもあります。夢をもって目指せるように、これからも余計な変動がない事を望みます。	個人
244	<p>地方公務員の労働基本権については国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」の実現のため、早急に法案を作成し国会に提出すべきである。</p> <p>また、消防職員の団結権については同様に付与すべきである。</p>	御所市職員労働組合 執行委員長 杉田 勝哉
245	団結権はすべての労働者に与えられた基本的人権であり、消防職員にも団結権を保障すべきである。消防職員の団結権回復により、対等な立場での労使の意思疎通がはかられ、目的意識の共有や公務能率の向上、消防職員の安全の確保、住民からの信頼醸成につながると考えます。また、同時に一般職員の地方公務員に対しても労働協約締結権を回復すべきであると考えます。	個人
246	早期に消防職員の団結権を回復し、国家公務員と同時期に、消防職員を含む全ての一般職の地方公務員に対して労働協約締結権を回復するべきである。	個人
247	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性を持つことは制度上の前提であろうが、一般職の地方公務員に対しては、労使ともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を確立するためにも「基本三権」の付与が大原則であり、より原則に近い形での法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>また、消防職員に対しては長年にわたるILO勧告を踏まえて、最低限「団結権」は付与されるべきである。</p>	東京都学校事務職員労働組合 執行委員長 伊藤 真一
248	速やかに消防職員の団結権を回復し、併せて一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与する法案を国会に提出すべきである。	個人
249	地方公務員の労働基本権の確立に向けて、早急に法案を作成のうえ、国会に提出すること。法案作成にあたっては、国家公務員における制度を踏まえ、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って賃金・労働条件を決定する制度を具体化する内容とし、国家公務員に遅れることなく「自律的労使関係制度」を確立すること。	岩手県職員労働組合 中央執行委員

番号	意 見	意見提出者
	<p>なお、「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項」にかかる労使交渉の制約について、労働条件等に関わる事項は除くこと。</p>	長 高橋 浩幸
250	<p>地方公務員の労働基本権について、国・地方の違いはあれど同じ公務員であることから、国家公務員の制度改正と整合性をもって議論し、同時期に法案を国会に提出すべきである。</p> <p>また、今後ますます地方分権が進むことになれば、地方公務員の賃金・労働条件は、それぞれの地域の実情を反映したものであることが必然であり、そのことを労使が真摯に協議して決定すべきであることから、自律的労使関係制度を早急に構築し、これまで制約されていた労働基本権を地方公務員に付与すべきである。</p> <p>さらに、消防職員の団結権についても、国際情勢を勘案し、他の先進国に倣い、付与すべきである。</p>	坂井市職員組合 執行委員長 瀬戸 和行
251	<p>地方公務員の労働基本権と自律的労使関係制度の確立については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成して国会に提出し、公務員制度全体としての改革を実現させるべきである。また、実施時期についても国家公務員と同時期にスタートさせるべきである。</p>	個人
252	<p>地方公務員の労働基本権については、日本国憲法の本質に則り、労使交渉の基本である自律的労使関係制度の早期実現が求められる。</p> <p>多様な市民ニーズに対応し、効率的かつ安定した公共サービスの提供のためには、労使が真摯に向き合い、賃金・労働条件を決定し得る仕組みが必要である。</p> <p>よって、国家公務員に遅れることなく一般職の地方公務員に対しても「自律的労使関係制度」を早期に確立すべきである。</p> <p>消防職員の団結権については、ILOからの勧告等をふまえ、回復すべきである。</p>	自治労西東京市職員労働組合 執行委員長 後藤 紀行
253	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性を持って検討するとされていることを踏まえ、早急に法案の成立を行うべきである。</p> <p>一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使が交渉において自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員と同等に早期に確立すべきである。</p>	自治労安芸太田町職員労働組合 執行委員長 園田 哲也
254	<p>反対です。</p> <p>他の公務員と違い、災害から逃げられる立場ではないので、変な権利や主張ができるようになると、おかしくなると思います。</p> <p>自衛隊員や警察官と同様な身分管理が必要だと考えます。</p>	個人
255	<p>団結権の付与については反対です。</p> <p>団結権を付与されることで、いきなり海外の消防組織のようにストライキなどに発展することはないとは思いますが、様々な懸念が生じると思われます。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>第一に地域住民との関わりです。 我々消防職員は、防災の第一線活動部隊として消防行政を進める上で、地域住民の中に積極的に入り込み、広くかつ多くの住民の理解と協力を得ることが必須の要件である。また、消防機関は自主防災活動の育成、実践等を指導しているが、地域住民は見返りに関係なく「自分たちのまちは自分たちで守る」という、崇高な精神によって地域防災に貢献している。団結権において自己の権利を消防職員が主張することについて、地域住民の理解を得ることは疑問である。</p> <p>第二に消防団との関係です。 消防団員と消防職員は消防行政を進める上で欠かすことのできない最高のパートナーである。先般の東日本大震災においてもお互いが同じ目的に向かって協力し合う関係が表れていたと思います。消防団は生業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」というボランティア精神に支えられたものであり中で、消防職員が自己の権利を主張することにより、両者の連帯感と協力関係に亀裂が生じ重大な影響が発生すると考えられます。</p> <p>第三に組織内での命令系統について 災害現場では指揮責任者の活動方針や個々の消防小隊に対する任務付与により、災害を鎮圧させ、地域住民の安全安心を守るという使命と責任を持っており、活動を円滑に遂行するためには、上命下服の指揮命令系統を確保した部隊行動が前提となる。団結権の付与により指揮命令系統に支障が生じる懸念があるとともに、部隊活動に多大な影響を与えることが危惧される。</p> <p>第四に消防職員委員会との関係 消防職員委員会は、厳格な服務規律に基づく部隊活動が要求される中、消防職員間の意思疎通を図り、職員の士気を高め、消防事務の円滑な運営に資するために創設されたものです。審議対象は勤務条件に留まらず、被服、装備品、機械器具にまで及ぶものであり、消防業務の円滑な運営のためには、欠かすことのできない制度となっている。現在は、この制度によって充実した勤務環境が整っていると考えており、今後さらにこの制度を充実させることによって時代にあった勤務環境の改善が図られるものと思われる。</p> <p>以上の意見において団結権の付与は消防職員にとって不要であるとする。</p>	
256	<p>「消防職員の団結権については、付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める」とありますが、私は団結権付与は反対です。</p> <p>理由は、消防業務の特異性、つまり災害発生時には曜日、時間に関係なく災害に対処する必要があること、また地元住民や消防団の防災行動力向上のためには、休日、夜間の勤務が不可欠であるためです。</p> <p>特に災害対応に対しては、即断即決の対応が求められますが、団結権の付与により、現在のような迅速な対応が図れなくなる可能性があります。</p> <p>迅速な対応が図れない＝国民の生命・財産の被害が大きくなるということです。</p> <p>また、消防活動は自ら、そして仲間の生命の危険を常に抱えながら行うもので、それは何より隊長と隊員（上司と部下）によって</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>築きあげられた信頼関係の上に成り立っているものです。 その社会に団結権が持ち込まれ、主義主張が異なる隊長と隊員、また隊員間に少しでも不信感が入り込むことは、活動の障害となるだけでなく、重大な事故の発生にもつながることが懸念されます。 国民、市民が消防に望むことは、災害時等に迅速に対応してくれることであり、これが少しでもマイナス方向に作用することは、国民、市民の期待を裏切ることとなりかねません。 今回の東日本大震災の緊急消防援助隊派遣のように、今後も発災後速やかな長期派遣が円滑に行われ、国民、市民に対して消防職員の任務が全うできるような勤務体制が継続できることを強く望んでおり、その障害となる可能性のある団結権付与には反対するものです。</p>	
257	<p>労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定することは、働きがいのある職場作りの基本であり、労使相互が権利・義務を明確にすることにより職員の質の向上を図り、住民サービスの向上につながると考えられる。 ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえて、消防職員の団結権を回復し、併せて、国家公務員と同時期に、消防職員を含む全ての一般職の地方公務員に対して、労働協約締結権を回復すべきである。</p>	宗像地区消防行政研究会 会長 永野 寿和
258	<p>消防職員の団結権について 私は、消防職員に採用されて以来、国民の生命、身体、財産を守るために、団結権のみではなく労働3権は与えられないものとして教えられ、職務を通じて消防活動はもとより、予防業務等を通じてその必要性を実感してきました。これは、今回の東日本大震災での緊急消防援助隊活動を通じて、一消防機関ではなく、国規模の消防の組織応援活動の必要性、緊急性があると、あらためて確認されたと考えております。このような状況下で、地方公務員の労使関係の検討で、消防職員の団結権の件が出てきたのは唐突な感じがしてなりません。消防職員の団結権については、団結権のみではなく、団体交渉権、争議権についてもどのような観点からその必要性があるのか。賛否両方の意見を持っている方の構成による検討会において、具体的な長短両面の検討が必要と考えます。そのような観点から、「団結権を与える方向で～」というのは時期早尚であると考え、更なる検討が必要であると考えます。</p>	個人
259	<p>消防職員の団結権付与については反対します。 理由 1 消防は迅速な指揮命令が必要な組織であること 東日本大震災において、緊急消防援助隊の活躍、特に福島第一原子力発電所事故への注水活動は、危険を顧みず自衛隊、警察とともに消防が効果的な活動を行ったことは周知の事実です。 このような国難に直面した状況下において、迅速で的確な活動できたのは自衛隊、警察などと同様に消防においても指揮命令系統が明確に確立された組織であるからです。 仮に、消防職員に団結権が付与され「組合側の承認がなければ活動が出来ない」という事態となった場合、今回の様な迅速な活動はできず、消防に対し国民の信頼は一瞬にして失われたものと思われまます。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>団結権を認めるということは、日常の災害活動は勿論、大震災や有事における国民保護などいざという時に役にトップから隊員までの指揮命令系統が1本にまとまらなくなってしまう可能性が大いにあると考えます。</p> <p>2 国民の理解が得られるとはとても思えないこと</p> <p>消防職員委員会が制度として確立しており、はたして、消防職員に団結権を付与して国民はもとより多数の消防職員自身からも理解が得られるか大きな疑問を持っています。</p> <p>今、わが国は非正規雇用など雇用について大きな問題に直面する中で、特に雇用状況が厳しい地方において公務員として安定した収入と身分を保証され、今や羨望の眼差しで見られているにもかかわらず、さらに団結権を主張すること自体、国民感覚から逸脱しているとしか考えられません。</p> <p>これまでの議論も、一部の当事者間で議論しているに過ぎず、サイレント・マジョリティである良識ある消防職員、そして何より納税者である国民の意見が反映しているとは思えません。</p> <p>消防職員の労働権の回復と言いますが、これらの権利を主張しているのは、善良な消防職員自らというより、部外からの政治的な思惑を強く感じます。</p> <p>すでに結論ありきで議論されているようであり、この程度のパブリックコメントで、国民の意見を幅広く聞いたことにされては甚だ遺憾であり、原点に戻し、国民の視線からの議論が必要であると考えます。</p> <p>以上の理由により、消防職員に団結権を付与することには強く反対いたします。</p>	
260	<p>消防職員の団結権について付与することに反対である。その理由は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の現場では人命救助が最優先され、リスク（不確実な情報、二次災害の危険、長時間の行動等）を冒しながらの労働が求められる。その労働の質は、団体交渉する「労働条件」になじまないものである。 ○ 消防小隊などの消防部隊は命令する者も行動する者も労働者である。消防活動能力はチームワーク力を原点としている。団結権の付与により、チームの中に複数の労働組合に属する者や労働組合に属さない者が混在するとチームワークが崩壊し確実な消防活動ができなくなる。 ○ 消防団、防災市民組織など地域の安全・安心のため活動している方々は、消防職員の身分保障、労働条件等は、法令や情勢適応の原則などにより十分保証されてと考えている。更なる上積みのため団体交渉をすることは、地域の住民の方々の信頼を失い、地域との連携が困難になる恐れがある。 	個人
261	<p>私たち地方公務員の勤務条件は、置かれている地域の立地条件、自然条件、経済情勢などを踏まえ独自に制定されるべきであり、自立的労使関係制度の確立が急務であると思います。</p> <p>ただ、「6 勤務条件の決定方法及び団体協約の効力」では「勤務条件は条例で定める」とあり、更に「条例案の議会への提出義務」が記されています。労使間の最終決定事項に議会が関与することになれば、団体交渉の形骸化につながりかねません。労使間</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>交渉の成果である労働協約が確実に実行されるよう、勤務条件の条例化を見直し、協約をより実効性の高いものに位置づけていただきたいと思います。</p> <p>更に、私たちの勤務条件には国家公務員を基準として設定されているものが多くあります。国家公務員と地方公務員では生活実態や勤務内容に大きな違いがあり、実態が合わない制度も多々あります。今回の制度見直しを機に、地方自治に対する国の介入を中止し、自立的労使関係を尊重いただけたらと思います。</p> <p>「住民の立場に立った行政」が地方公務員の使命であり、そのためには「安心して働き続けられる職場・勤務条件の実現」が不可欠です。対等な労使関係の下、双方が知恵を出し合い交渉を行うことで、より良い地方自治の実現が期待できるような制度になるよう期待しています。</p>	
262	<p>国家公務員における国家公務員制度改革関連法案について、我々地方公務員においてもその制度改革と整合性のある法案を作成し、国家公務員制度改革と同調した国会審議を行うべきである。特に一般職の地方公務員においては、労働協約締結の付与が必須であり、労使が共に責任を持ち、賃金・労働条件を決定する自立的労使関係の確立を国家公務員と同様に行うべきである。</p> <p>また、労働基本権の尊重と、国民の安心・安全の確保の観点に立ち、今もなお行われているILOによる勧告を真摯に受け止め、消防組織の位置づけの見直しと、消防職員に対し、早期に団結権を付与すべきである。</p>	藤岡市役所職員労働組合 執行委員長 高橋 守
263	<p>地方公務員の労働基本権は、国家公務員における制度と整合性をもって検討されるべきものであり、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」については、とくにも国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>ついでに、一般職の地方公務員に対し、協約締結権を付与するための法案を早期に作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>また、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	花巻市職員労働組合 執行委員長 高橋 哲也
264	<p>下記の2点について明確にしたうえで地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度との整合性を持って実施すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適切な不当労働行為の救済制度 2. 民間給与実態調査の方法 	長野県小諸市職員労働組合 執行委員長 堤 俊
265	<p>団結権、交渉権などは労働者の正当な権利である。公務員といえども基本的に保持しているものであるが、他に代替えができない公共の性格が強い事業などにはなじめないものである。特に国民の生命などに直結する機関である警察・消防・海上保安庁は一時も業務の停滞はあってはならないものである。</p> <p>団結権・交渉権の基本はそこで働く労働者の経済生活や人間としての尊厳・良心を守るために存在するが、そのことを担保する第三者機関、人事院や人事委員会が機能していれば足りるものである。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>消防に代わりうる火災鎮圧機関は存在しない。 よって消防に団結権の付与は反対である。</p>	
266	<p>(結論) 消防職員の団結権の付与については反対です。 (理由) 地域住民の安心安全を確保すべき行政機関としては、消防職員の労働者としての権利の保護は、団結権の付与による保障等によるべきではないと考えるからです。</p> <p>① 消防業務の特徴として、災害発生の際は住民全体の奉仕者として万難を排して、できる限り地域住民の安心・安全のため業務に従事しなければならないという使命を有しています。</p> <p>② しかしながら、現在の常備の消防力のみにより、至高のレベルで地域の住民の期待する安心・安全を確保することは、一般的な災害(※)においても、今回の東日本大震災のような未曾有のにおいても困難であることは明らかです。このため、災害対応機関は住民に対し、自助、共助、公助のうち、自助・共助についての協力をお願いしています。 (※) どのような災害でも、消防隊・救急隊の活動は住民の方々の災害事象の発見、通報、被害軽減のための協力が大前提になっています。</p> <p>③ 住民の方々の中には、消防団員、災害時支援ボランティア、町会・自治会の役員、会員、事業所等の地域貢献従業員として、さらには、通りすがりの協力者として、積極的にご協力いただける崇高な奉仕精神(もちろん報酬や対価前提ではありません)をおもちの方もいらっしゃいます。これらの方々は、ご自分の生活の中では、様々な立場、生活状況の方もいらっしゃいます。中には、一般的に言って家庭的にも・経済的にも恵まれていないにもかかわらずご協力いただいている方もいらっしゃいます。</p> <p>④ これら住民の方々の方々の奉仕者である消防職員の労働条件の決定は、基本的には、住民の方々への評価によるべきと考えます。もちろん、職員側からも意見の言える場は必要と考えられますが、それについては、職員が公平・平等に意見が言える場として消防職員委員会制度、人事委員会制度が設けられています。もし仮にこれらの制度にひずみがあったとしても、その制度改革によるべきで、現在の基本構造を変えるべきではないと考えます。</p> <p>⑤ 消防職員の労働条件は、自らが勝ち取るという基本的考え方より、全体の奉仕者として災害活動に従事している消防職員が安心して業務に従事できる労働条件を、周囲の方々に配慮いただくという基本構造にしておくことが、全体の奉仕者たる消防職員にとっても、住民の方々に、さらには地域の安心・安全にとっても妥当なものであると考えます。</p> <p>3 付言 今回の制度改革の推進以前に、東日本大震災の中で、災害対応をしていて不幸な目にあわれた方々(消防職・団員の死傷者を含む)の様々な救済が最優先で行われるべきで、一定の労働条件が保障されている災害地以外の地方公務員の制度改革は劣後とすべきだと思います。</p>	個人
267	<p>現在制約されている公務員の労働基本権を回復させるという方向性については、国際労働基準に照らせば当然のことであり、地方公務員についても、国家公務員に遅れることなく制度改革を行ってほしい。 ただし、今回の基本的な考え方の元になっている「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」」の方針(総論)等を</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>見るかぎり、公務労働者にも労働基本権が保障されるべきとの視点は無く、そのためか、協約締結権は付与するものの「情勢適応の原則」堅持や、議会の議決が優先されるものとなっており、真の協約締結権とはなっていない。また、争議権についても先送りするなど、累次のILO勧告でも指摘されてきた労働基本権問題が解決されてはいません。</p> <p>地方公務員の労使関係制度については、国家公務員の制度と整合性をとってとのことで、いろいろと制約もあると思いますが、詳細設計の部分では少しでも国際労働基準に沿った制度になるよう労働者でもある総務省の方にはがんばっていただきたい。</p>	
268	<p>労働基本権については、憲法に定められた基本権が実質的に確保され、違憲状態とならないようにすべきである。付与する場合は、本来の労働組合として付与されるべき争議権についても必要とみなすべきである。団体交渉により、労使が協約書を締結して賃金・労働条件の変更を実施しているが、労使対等の立場から言えば、労働三権を付与した上で双方が誠意をもった、交渉を行ううえで必要である。</p> <p>また、議会の場において、選挙公約等での賃金・労働条件等への介入の禁止等、労使関係以外の影響の排除は必須であると思う。協約書として締結した内容については、議会の関与により不履行とならないように制度設計の基本的な枠組みを推進することを考えた制度を確立して頂きたい。</p>	個人
269	<p>地方公務員は、県財政が減少すれば人事委員会の勧告を無視した県独自の賃金カットが行われている。当県においては、長年に至って県民へのパフォーマンスともとれる不当なカットが続いている。</p> <p>今回、人事院・人事委員会の第三者機関が廃止され、団体交渉権の付与により労使交渉により、賃金・労働条件を締結するならば、憲法に定められた労働基本権が実質的に確保され、違憲状態とならないようにすべきであり、同時に労使対等の観点からすれば、争議権も付与すべきである。</p> <p>また、勧告が廃止となり知事部局の団体協約が脆弱なものになれば、病院局の賃金・労働条件に悪影響を及ぼす可能性が非常に高い。地公企労法との整合性を精査したうえで、病院局の労働協約と同等の効果が最低限必要である。</p>	個人
270	<p>地方公務員の労働基本権については、1951年の地方公務員法施行以来、長年にわたり制約されてきましたが、2001年12月に閣議決定された「公務員制度改革大綱」により動き始め、さまざまな議論を経るなかで現在に至っています。この間、私たちは一貫して労働基本権の回復を求め、議論を注視してきました。</p> <p>国家公務員については、自律的労使関係制度の措置にむけた方向性が示されていますが、地方公務員の労働基本権についても国家公務員における制度と整合するように制度設計を行い、早急に法的整備を行うべきと考えます。地域のことは地域で決めるという時代において、労使がともに交渉・協議を行って賃金や労働条件を決定し、市民に対する責任を果たすことが求められており、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、自律的労使関係制度を国家公務員に遅れることなく確立することは時代の要請であると言えます。</p> <p>また、長年にわたるILO勧告に応え、消防職員に対する団結権の付与についても真摯に検討し、実現すべきであると考えます。</p>	自治労大分市職員労働組合執行委員長 吉村 昭秀
271	<p>労働基本権については、ILOから日本政府に長年にわたり是正勧告が出されておりそれに対して政府は改善がなされていない状況である。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>自立的労使関係を確立するための前提として争議権の付与は必要である。 労使対等の条件なしでは、自立的労使関係は成立しない。 また、強大な権限を持つ首長と労使対等の関係を確立するためには、争議権の付与が必要であると考えます。 一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する自立的労使関係制度を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p>	
272	<p>第1、原則として全ての地方公務員労働者に団結権を保障すべきである 1、「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」では、消防職員の団結権については「付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める」とするものの（制度の概要「1」）、警察職員の団結権には何ら触れない。 しかし、憲法28条は、基本的人権としての団結権を全く留保なく全ての「勤労者」に保障しており、上記職員の団結権を保障することは、一般公務員労働者と同様憲法上の要請であり、これを禁止するのは憲法上重大な疑義がある。国際労働基準であるILO87号条約は、消防職員や監獄職員の団結権を保障しており、警察及び警察と同視すべき若干の職務については国内法で定めると規定している。そして、同条約を批准しているアメリカ、ドイツ、フランスなどの諸国では軍人等以外の上記職員には団結権を認めている。 2、この点、総務省は、2010年1月に設置した「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書を、同年12月14日にすでに公表している。同報告書では、消防職員に団結権を認めることで懸念されるとされてきた事情を具体的に検討し、消防職員に団結権を認めることも今後の選択肢として示されている。警察職員についても、団結権を認めることで生ずる客観的具体的懸念があるとは言い難い。 速やかに消防職員、警察職員にも団結権を認めるべきである。</p> <p>第2 団体交渉権及び協約締結権に対する制限を撤廃すること 1、協約締結権の対象となる地方公務員労働者 「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」は、従来、地方公務員法第55条2項が、職員団体と地方公共団体の当局との交渉制度には、「団体協約を締結する権利を含まないものとする」としていた点を改め、一般職の地方公務員に労働協約締結権を認める点で、遅ればせながら、地方公務員労働者に大きな権利面での前進をもたらすものである。 ただし、団結権を制限される職員、重要な行政上の決定をおこなう職員及び地方公営企業等に勤務する職員等はこれら公務員労働者から除かれている（制度の概要「1」）。 しかし、憲法28条が全くの留保なく全ての「勤労者」に団結権・団体交渉権を保障していることに照らせば、団体交渉権と協約締結権は、全ての公務員労働組合に保障すべきである。</p> <p>2、労働組合の構成員の過半数が職員であることを要件とすべきではない</p>	<p>日本労働弁護団 幹事長 水口 洋介</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>(1) 「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」は、都道府県労働委員会の認証を得て協約締結権が認められる労働組合について、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること」を要件としている(制度の概要「2」「(1)」)</p> <p>しかし、憲法28条は、全ての「勤労者」が自らの意思で自らの選択する労働組合を結成し、使用者と団体交渉を行う権利を保障しているものであり、労働組合がどのようにその組合員を構成するかは、当該組合の自主性に委ねられている。ILO第87号条約2条は、労働者が、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立する権利を保障している。また、ILO第98号条約4条は、締約国の責務として、労働協約により雇用条件を規制する目的をもって行う団体交渉のための手続きの十分な発達及び利用を奨励し、かつ、促進するため、必要がある場合には、国内事情に適する措置を執らなければならないとしている。</p> <p>過半数に足りない少数組合について協約締結権は保障されるべきであり、構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であることを労働協約締結権付与の要件とすることは、以上のとおり、憲法28条、ILO条約第87、98号条約に違反するものであり、許されない。</p> <p>(2) 都道府県労働委員会による適格性審査を認めるべきではない</p> <p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」は、都道府県労働委員会に認証された労働組合に、協約締結権を認めることとしている(制度の概要「2」「(1)」)。</p> <p>しかし、これは、現行地方公務員法53条が、法の定める事項に適合する規約を有する職員団体として人事委員会又は公平委員会に登録された団体(登録団体)にだけ団体交渉権を認めている職員団体登録制度を実質的に温存するものである。職員団体登録制度は憲法28条に違反するだけでなく、労働者は自ら選択する団体を設立し、及び加入する権利をいかなる差別もなしに有することを規定するILO第87号条約に違反しているだけでなく、この間、ILOも職員団体登録制度の改変を一貫して勧告してきた。「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が敢えて上述の制度を設けたことは、強く批判されなければならない。</p> <p>3、団体交渉事項の範囲を制限すべきではない～「管理運営事項」について</p> <p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」は、現行地方公務員法55条3項を温存し、団体交渉ができない事項として、「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項」を挙げている(制度の概要「3」「(2)」)。</p> <p>しかし、右のいわゆる「管理運営事項」の概念は抽象的であり、どの範囲の事項が団体交渉事項の範囲内あるいは範囲外となるのか一義的に確定できない。また、「管理運営事項」は、従来、労働組合が当局に対して交渉を要求した際に、当局が「管理運営事項」を恣意的に拡大し、団交拒否の口実として利用してきた。しかし、労働組合法には、このような団体交渉事項を限定するような規定はない。</p> <p>当弁護団の2004年2月2日付意見書にも触れたとおり、ILOもこの問題に関し、1965年のドライバー報告において、管理運営と勤務条件の双方に影響を及ぼすべき多くの問題があることを認めなければならないと指摘し、1994年条約勧告適</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>用専門家委員会報告も、雇用条件に関するものなど一定の問題を団体交渉から除外することはILO第98号条約の諸原則に反すると指摘し、管理運営事項に係るものであっても、雇用条件・勤務条件に関する事項は交渉事項に含めるべきであるとしているところである。</p> <p>以上から、「管理運営事項」に関する規定は設けるべきではない。仮に、「管理運営事項」についての規定を設ける場合には、地方公務員労働者の経済的地位の維持・向上に関連する事項である限り、広く団体交渉の対象となることを明記すべきである。</p> <p>4、団体交渉の議事の概要及び労働協約の公表について</p> <p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」は、労働組合の当局との団体交渉について、その議事の概要や締結した団体協約を公表しなければならないとしている(制度の概要「3」「(4)」)。</p> <p>しかし、これを敢えて制度として定める必要性に疑問があるだけでなく、その公表の時期や公表の仕方によっては、労働組合の団体交渉権に対する事実上の制約として機能するおそれがある。</p> <p>それ故、団体交渉の議事の概要や労働協約の公表について、制度として定めることには反対する。</p> <p>5、勤務条件決定の際に民間事業の従業者の給与等を考慮する点について</p> <p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」は、職員の給与について、「住民への説明責任を果たし、住民の理解を得る観点から、民間の給与等の実態を調査・把握する」としている(制度概要「5」「(3)」)。</p> <p>地方公務員労働者に団体交渉権・労働協約締結権を認めるということは、地方公務員の給与を含む労働条件について労使の自治に委ねることを基本とするのであり、民間事業の従業者の給与水準は、交渉の際の一つの指標となることはあっても、労使がそれに拘束されるものではない。団体交渉の結果締結された労働協約に定める給与が仮に民間事業従事者の給与水準を超えることがあっても、それは労使の自主的な決定として尊重されるべきであり、それに対する住民の批判は、地方公共団体における予算の否決、あるいは交渉の一方当事者である当局の責任として解決されるべきである。</p> <p>また、交渉の一方当事者である使用者機関が民間の給与等の実態の調査・把握をする場合、その公正さが担保される保障はない。それ故、調査・把握は公正な第三者機関に委ねることを検討すべきであるが、少なくとも調査の方法については労使の交渉事項となることを明記すべきである。</p> <p>6、交渉不調の場合の調整システム</p> <p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」は、労使間の団体交渉が不調の場合の調整システムとして、都道府県労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を設けることとしている(制度の概要「7」)。</p> <p>争議権の付与が見送られたことにより、争議行為を背景とした団体交渉を行うことができない状況にあっては、こうした調整システムの導入は不可欠と言える。しかし、交渉の行き詰まりは、原則としては労使間の自主的な努力によって解決されるべき</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>ものであり、労使自治の理念に反するような調整システムであってはならない。</p> <p>第3 不当労働行為の禁止について 地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」は、不利益取扱い禁止に加え、団体交渉拒否の禁止、支配介入の禁止等についても規定を設けるとともに、都道府県労働委員会が不当労働行為事件の審査を行うものとしている(制度の概要「4」)。 現行地方公務員法は、不利益取扱いの禁止の規定を置くものの(地方公務員法56条)、支配介入の禁止、団体交渉拒否等の禁止を明記していないし、不当労働行為からの救済を制度的に保障していない。 この点、主な不当労働行為を法律上明記することは評価すべきであり、不当労働行為が行われた場合の救済規定が設けられることも一定の前進である。 ただし、不当労働行為の救済機関が都道府県労働委員会が相応しいかは、議論の余地がある。公務労働の特殊性を十分に踏まえた委員による審査がなされなければ、不当労働行為からの実質的な救済は図れない。 また、都道府県労働委員会が行う仲裁裁定の効力については記述がないが、裁定内容については、内容に実施義務を認めるべきである。当局を実質的に拘束しないのであれば、仲裁裁定は地方公務員に争議権を付与しない代償措置と評価することはできない。</p> <p>第4 争議権について 「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」においては、地方公務員の争議権について何ら触れていない。 しかし、憲法が保障する労働条件決定過程への労働者の参加(自律的決定)の権利及び憲法28条が保障する団体交渉権と協約締結権を基礎とする労使自治は、争議権の保障があって初めて実現するものである。争議権の保障を欠いたままでありながら、協約締結権を付与(回復)したという限度の労使自治の名のもとに、安易な地方公務員の労働条件の切り下げが横行する事態の出現に対する危惧は決して根拠のないものではない。現在でも一部地方公務員に協約締結権が認められているものの、必ずしも労働条件向上に結びついていないのは、争議権が保障されていないこととは無縁ではないと思われる。争議権の保障を欠いたままでは、憲法が保障する労働基本権の真の意味での回復とは言えない。</p>	
273	<p>日本の公務員の労働基本権が剥奪されている姿はILOが6回にもわたって、基本権を付与するよう日本政府に勧告をだしていることから分かるように、国際的には極めて例外的かつ異常な姿です。 この度の国家公務員の労働基本権等に関する法案国会に上程にあたり、地方公務員の労働基本権についても、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。 特に、一般職の地方公務員に対しては、他の諸外国同様に協約締結権を回復し、労使において責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。 また、ILOから長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対し団結権を回復するのは当然のことと考えます。</p>	自治労北海道 本部 執行委員長 山上 潔

番号	意見	意見提出者
274	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性を十分精査の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきであると考えます。</p> <p>とりわけ、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使の「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく、早期に確立すべきであると考えます。</p> <p>同時に、ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえ、消防職員に対して団結権を付与すべきであると考えます。</p>	<p>自治労大分県 本部臼杵職員 労働組合 執行委員長 高野 裕之</p>
275	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に地方公務員法改正案並びに関係法案を国会に上程すべきである。とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を自主決定できるよう「自律的労使関係制度」確立するため、国家公務員に遅れることなく早期に地方公務員に協約締結権を回復すべきである。</p> <p>同時にILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p>	<p>自治労大阪府 本部大阪狭山 市職員組合 執行委員長 古頃 孝司</p>
276	<p>標記の内容の中で「Ⅲ 消防職員の団結権」について、私の意見を述べさせていただきます。</p> <p>現在消防に身を置くものとして消防職員に対する団結権の付与は、「消防」という職場に馴染むものではないと思料し、反対です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防の仕事は、災害から住民を守ることで江戸時代の町火消しが原点であり、ボランティア精神に端を発しています。そもそも営利を追求する企業とは成り立ちが違います。先般の東日本大震災でも多くの消防職員及び消防団員がその崇高な精神のもとに犠牲になったことは、このことをよく表していることと思料いたします。 2 我々は住民の安全を確保するために、住民には災害現場からの避難を指示しながらも、自らは災害の真ただ中に躊躇なく飛び込んでいかなければ、住民の負託にこたえることはできません。そのためには複数の人間で構成する組織が必要であり、火災現場で組織だった活動をするには瞬時に活動方針を決定し、その意志を実現する絶対的な指揮権というものの存在しなければなりません。バラバラな活動では人命救助はもとより、各隊員の生命身体に危険が及ぶこととなります。 <p>団結権の付与は、その判断を誤らせるような要素となる可能性が非常に高いものと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 我々の身分や給与等は民間企業からすれば恵まれており、社会的水準を加味され、毎年検討が重ねられ、勤務環境を含め不自由を感じているものではありません。これは小生の知人、友人等からの情報を総合し実感していることです。 4 平成13年9月に発生し、44人が死亡した新宿・明星56ビルの火災を契機に消防法の大改正が行われた際に、国会の衆参両議院で議決された付帯決議は、国民の生命を守るため、消防に強い権限を付与するものであり、強い意志を持って業務に当たることを消防に期待したものであり、実現するためには団結権の付与は障害となるものと確信いたします。 <p>以上のことをご賢察の上、消防の持つ本来の仕事をご理解いただきたいと思いますと思料いたします。</p>	<p>個人</p>
277	<p>(1) 協約締結権を保障する職員の範囲について</p> <p>① 非現業一般職員(非常勤職員をふくむ)は「労働組合」を結成できるものとする。地方の場合、非常勤職員の任用形態として、3条3項、17条、22条に細分化されている。</p>	<p>三条市職員労働組合連合会 執行委員長</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>とりわけ3条3項の任用が置き去りになるもとで、「任期の定めのない短時間一般職員」制度への一元化も検討すべきである。</p> <p>②消防職員にも団結権・団体交渉権及び協約締結権を認める。</p> <p>(2) 労働組合結成の要件</p> <p>① 労働組合の結成の手続きなどは、労働組合法と同様とする。</p> <p>② 憲法・労組法・地公労法が保障する現在の地方公務員の制度を踏まえつつ、「結社の自由」の考え方から、「全体像」に示された「構成員の過半数」など事前認証の要件は設けない。</p> <p>(3) 団体交渉の対象事項</p> <p>① 「管理運営事項」を理由にしたものであっても、それが労働条件に関連するかぎり、団体交渉の対象事項とすることを法定化する。</p> <p>(4) 団体交渉の当事者</p> <p>① 労働組合の中央組織との中央交渉・協議のあり方を制度化すべきである。</p> <p>② 国家公務員と制度の異なる地方公務員・教職員の特性を踏まえて検討すること。</p> <p>(5) 勤務条件の決定原則にかかわって</p> <p>① 基本的には、労働協約締結権と議会権限を調整することは、公務員の地位の特殊性からやむを得ないが、その場合でも労働協約締結権は憲法28条に根拠を置くものであり、議会による一方的な労働条件決定や勤務条件詳細法定主義を排除すべきである。</p> <p>② 交渉・協約できる事項は可能な限り広範囲に定め、首長や任命権者ごとに権限を明確にすること。</p> <p>③ 平等取り扱いの原則など、現行の公務員制度で規定されている諸原則にかかわって、均衡の原則について地公法24条に示される5つの要素は考慮すべきだが、自律的労使関係を確立するうえで、労働条件決定基準として、法令上明記する必要はないと考える。その場合、生計費や賃金の全国的水準などを考慮すべきかどうかは労使交渉にゆだねたうえ、民間給与、および、国や他の地方自治体での状況にもとづいて、労使の交渉によって決定すべきであると考え、地公法58条についても同様の考え方とする。</p> <p>(6) 団体協約の効力</p> <p>① 勤務条件法定主義(憲法27条)との関係での財政の民主的コントロールの観点から、地公労法第10条の規定をふまえて検討することが適切と考える。</p> <p>② 行政サービスの受益者たる住民および議会と協約締結権との関係では、財政の民主的コントロール以外に、地公労法第8条の規</p>	酒井 健

番号	意見	意見提出者
	<p>定をふまえて検討することが適当と考える。</p> <p>③ 地公法第 24 条第 6 項の勤務条件条例主義は、人事委員会勧告制度を廃止し、労使交渉によって労働条件を決定するシステムへの変更をふまえて、地公企法第 38 条第 4 項「職員の給与の種類及び基準は条例で定める」と同等にすることが適当と考える。</p> <p>(7) 第三者機関について</p> <p>① 人事院の廃止にともなって、地方人事委員会の廃止も検討対象となる。その際、公務員の公平・中立性の確保や民主的な公務員制度運営のため、使用者から独立した人事行政に関わる第三者機関、三権の保障されていない職員に勧告などをおこなう第三者機関が必要である。</p> <p>② 市町村の公平委員会については、単独または連合での第三者機関の設置、都道府県の第三者機関への権限委任など検討すべきと考える。</p> <p>③ 協約締結権を制約する職員の代償措置について、「全体像」を踏まえて検討をすすめる必要がある。</p> <p>1) あっせん・調停・仲裁の調整機関</p> <p>① 不当労働行為の救済措置、交渉不調の場合の調整機関のあり方や機能の検討にあたっては、どこが担うのかを含めて検討すべきである。</p> <p>② 複数の労働組合が並存する場合には、それぞれの組合に団体交渉権・協約締結権を保障し、団体交渉不調の場合には、それぞれの組合に調整手続きの申し立てを認めることを前提にした制度設計を検討すべきである。</p> <p>(8) 消防職員の団結権、協約締結権に関わって</p> <p>① 団結権回復はもちろん、協約締結権など当面一般職地方公務員並みの権利を回復すべきである。</p> <p>(9) 団体交渉の手続きに関わって</p> <p>「職務専念義務」を削除するとともに、時間内労働組合活動については労使協定で決定すべきである。</p>	
278	<p><u>意見(1)</u></p> <p>日本の公務員法制は、国際労働基準（ILO条約）に違反しているとして、国際労働機関であるILOがこれまで再三にわたり日本政府に是正勧告をしている。</p> <p>日本政府は、この勧告を真摯に受け止めて公務員制度改革を行わなければ、国際社会における日本の役割からして、許されるものではない。</p> <p>とりわけ、ILO勧告に示されている次の項目を念頭に置いた制度改革を行うこと。</p> <p>① 国家の運営に直接関与しない公務員に、結社の自由の原則に則り団体交渉権とスト権を付与すること。</p> <p>② 結社の自由の原則の下で団体交渉権とスト権のいずれか若しくは双方が合理的に制限又は禁止されうる労働者に関し</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>て、彼らの利益を守るため不可欠な手段を剥奪された職員に十分に代償するため、国および地方レベルにおける適切な手続きおよび機関を設立すること。</p> <p><u>意見（２）</u> 公務員労働者の労働基本権制約の代償措置として、人事院、人事委員会等の第三者機関が設置されており、本来なら、その勧告は尊重されるべきであるが、財政民主主義の名のもとに政治介入が横行し、地方自治体の多くは勧告額の値切りが恒常的に続き、公務員労働者は無権利状態に陥っている。 この現状は人勧制度の形骸化を象徴するものであるが、このような状況になった要因は、本来守るべきルールを無視し、財政民主主義の名のもとに不当な政治介入が進められたことにある。 このことから、公務員労働者の権利を真に回復するためには、国際労働基準に基づいて労働基本権を公務員にも付与していくと同時に、労働協約尊重の原則を明確化させ、労使合意が不調となった場合等に対応する民主的で中立かつ公正な仲裁裁定機関を設置する必要がある。 何れにしても、政治（議会）介入を制限しなければ、公務員労働者の無権利状態は解消されないし、公務員人件費は政争の具にされ続けると考える。</p> <p><u>意見（３）</u> 公務員に労働協約締結権を付与する場合、ユニオンシヨプ制の導入が労使で決定できる法制度に改正すること。 ユニオンシヨプ制を導入することにより、労使協議の円滑化が図れ、かつ合意事項の周知徹底もし易いなどの利点が労使共にあることから、民間企業でもその導入が進んでいる。</p>	
279	<p>まずは、この度の「東日本大震災」に対応された『消防』・『自衛隊』・『警察』の皆様、一国民として心よりの感謝を申し上げます。</p> <p>あの『巨大地震・巨大津波』の後、嫌が負うでも、国民の防災意識と、『消防・警察・自衛隊』への関心が高まっています。</p> <p>私も、一消防団員として四十年に成りますが、この度の被災地での消防署員・消防団員が甚大な被害を被りながらも、地域住民の命を守るため、懸命の避難誘導活動に従事し、亡くなられた同朋を、報道・新聞等で聞き、見るにつけ、もし、私の住んでいる、0 m地帯『東京直下型地震』が発災したら、これほどの活躍が出来るのか？その後の余震の度々に、今迄の、消防団生活、まさか？の心から、もしか？の気持ちが強く成らざるを得ない今日この頃です。</p> <p>先日も、炎天下の日曜日、全日を通して、警防課長様はじめ、大勢の消防署教官の御指導を戴き、「震災」・「火災」を想定した災害現場での『消防隊と消防団との連携した実戦的訓練』を受けました。</p> <p>当日は、日勤・署員の「休日変更」&「消防待機」の変更迄して、我々消防団のために指導を戴き感謝している処でございます。</p> <p>これも、現署長の下命により消防職員と消防団員の協力関係の維持・連携が不可欠との強い、思いで、全署を上げて実現し、今迄</p>	<p>深川消防団 団長 今井 一夫</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>の災害現場での、消防団員の「ロープ張り・交通整理・後方支援」から、一歩も二歩も突っ込んだ訓練を企画され、今回の指導を戴いたもので、消防団にも相通づる、安全・安心を守る為の『指揮命令系統』の大切さを実感致しました。</p> <p>この様な実戦訓練体験も踏まえ、今迄の、私の消防団活動を通して思うに、消防・警察・自衛隊は、公務員の中でも、一線を画する存在で、崇高な精神の基に、国家・地域住民の安全・安心を守るという使命感と責任を持ち合わす、大変重要な役割を担う職業で、私達に憧れでも有り、国民の一番の信頼・付託とする機関でございます。</p> <p>24時間の勤務体制・上命下服の指揮命令系統の維持・常時緊急・部隊活動の人員維持等で、国民の生命・身体・財産の安全・安心に拘る、こういう特別職の報酬額は、他の公務員よりも、高い報酬額を持って処遇されるべきで有るが、『団結権』の問題については、消防・本来の指名達成に、支障を発生しかねないと危惧されると考えるので消防職員に団結権を付与すべきで無いと考えます。</p>	
280	<p>消防職員に団結権を与えることに強く反対します。</p> <p>理由：消防職員に団結権が付与され、主義主張が異なる複数の職員団体が組織されると、労使間及び職員間に複数の対抗関係が生じてしまし、指揮命令系統や部隊内の信頼関係に深刻な影響を与える。</p> <p>なぜ、警察に与えず消防だけなのか疑問がある。</p>	個人
281	<p>1 争議権を明確に位置づけること。</p> <p>「基本的な考え方」には争議権の付与について、何ら示されていません。憲法とILO基準にそった労働基本権の全面回復がめざれるべきです。争議権を明確に位置づけることを求めます。</p> <p>2 認証制度をやめること。</p> <p>認証制度は、民間企業の労働組合にはないものであり、労働基本権の観点からも問題があるものです。労働組合が自主的に決定できる制度にすることを求めます。</p> <p>3 「管理運営事項」を交渉の対象とすること。</p> <p>「管理運営事項」は労働条件にかかわっており、当然、交渉の対象とすべきです。「管理運営事項」を交渉の対象とすることを求めます。</p> <p>4 在籍専従期間の上限をなくすこと。</p> <p>在籍専従期間は、労働組合が自主的に決定すべきです。在籍専従期間の上限をなくすことを求めます。</p> <p>5 今回の制度改定と教育公務員特例法の関係について明らかにすること。</p> <p>教育公務員独自の課題も多く存在します。今回の制度改定と教育公務員特例法の関係について、早急に明らかにすることを求</p>	東京都障害児学校教職員組合 書記長 山口 桂

番号	意見	意見提出者
282	<p>めまず。</p> <p>元々労働基本権を憲法が保障しているのですから、現在の地公法の方に無理があると思います。これを本来の趣旨に沿って法改正することがまず必要だと考えます。I 趣旨にある「自律的労使関係」よりも憲法に沿う法改正こそ必要でしょう。</p> <p>1 協約締結権を付与する職員の範囲では、自治体に働く者をほぼ全てを含むことが憲法の趣旨の合うと思います。特に近年増えてきた臨時職員や嘱託職員を保護できるよう範囲に含めていただきたい。</p> <p>2 (1) 労働側の当事者で「都道府県労働委員会に認証された労働組合は」とあったり、「認証の要件は、規約が法定の要件を満たすこと」と狭く規定しようとしていますが、憲法の趣旨からは逆に広くしてできるだけ多くの労働者が当事者となれるようにすべきでしょう。</p> <p>(2) 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、引き続き団体交渉の対象とすることができないこととする。という記述は必要などころもあるとは思いますが、必要ならばもっと具体的に記述して拡大解釈等が起こらないようにしなければ、結局交渉さえもできないということになりかねません。</p> <p>「予備交渉の実施、団体交渉の打ち切り」は、使用者側を厚遇するばかりで、あってはならないことと考えます。</p> <p>「団体交渉の議事の概要及び団体協約を公表しなければならない」は労使交渉に第三者の介入を許すことにほかならず、憲法の趣旨とは相いれないものと考えます。</p> <p>勤務条件の決定方法で条例案の議会への提出義務を規定していますが、これでは交渉で決まったものが議会で覆されることになってしまいかねません。報告のみの義務化でよいと考えます。</p> <p>消防職員も労働者ですから、協約締結権を与えるべきと考えます。</p> <p>以上、よろしくをお願いします。</p>	個人
283	<p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」の「Ⅲ 消防職員の団結権」について、消防職員の立場から意見を述べさせていただきます。</p> <p>1 消防職員の処遇改善等に関する検討は、必要であると思いますし、ありがたいとも思いますが、団結権を「付与することを基</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>本的な方向としつつ」というところに不自然さを感じます。</p> <p>2 そもそも、消防職員の職場改善、処遇改善等については、消防組織法第17条に定める消防職員委員会があり、制度として確立されています。いま、団結権を付与し、労働組合を結成させ、一般公務員のような労使関係の中で職場改善を図るとするのは、災害現場で活動する消防職員にとっては、メリットよりもデメリットのほうが大きいと思います。</p> <p>3 以上から、消防職員への団結権の付与には反対です。むしろ、これまで運営してきた消防職員委員会の制度を投げ出すことなく、充実させるべきです。</p>	
284	<p>I 趣旨</p> <p>日本国憲法28条は、「法律の留保」を付することなく、労働基本権を勤労者に保障しています。公務員も憲法28条にいう勤労者である以上、労働基本権の保障を受けることは当然であり、「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」の趣旨としては、官公労働者に対する労働基本権の保障を前提としたうえで、制限については他の基本権との関係における最小限必要な範囲にとどめることが必要であると考えます。</p> <p>現実にも、公務の民間委託や独立行政法人化等によって、労働基本権が制約される官公労働者の範囲が縮小され、地位の特殊性と職務の公共性を理由とした労働基本権一部制約の論理の破たんが表われていると考えます。</p> <p>II 制度の概要</p> <p>1 協約締結権を付与する職員の範囲</p> <p>日本では、公務員を含めて団結権を保障するよう各国政府に義務付けたILO87号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条例）を1965（昭和40）年に批准していることや、一般の公務員に対しては団結権と争議権の分離の可能性を認めていることから、団結権を制限させる職員に消防職員を含めるべきではないと考えます。</p> <p>憲法28条が勤労者に労働基本権を保障していることから、「重要な行政上の決定を行う職員」については、現行の地方公務員法上の「管理職員等」の規定のように広くとらえるべきではないと考えます。</p> <p>2 団体交渉の当事者</p> <p>現行制度上も、非現業公務員については、職員団体の登録制が定められていますが、本来、憲法28条による労働基本権保障を具体化することが必要であって、労働組合法上においても団体が「労働組合」と認められるためには、労働組合法第2条、第3条の要件を満たすだけで十分であり、都道府県労働委員会の認証や構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であるといったことは、それ以外の条件であって、労働基本権保障を狭めるものであることから、団体交渉の当事者の要件とはすべきでないと考えます。</p>	<p>堺市職員労働組合 執行委員長 丹野 優</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>3 団体交渉等 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項について、引き続き団体交渉の対象とすることができないとされていますが、勤務条件に密接な関係がある事項については、交渉対象事項となりうるものであり、全面的に対象外事項とすべきでないと考えます。</p> <p>団体交渉の議事の概要及び団体協約の公表義務について、憲法 28 条は、労働基本権について、国家からの自由を保障したのもでもあり、国家から義務付けられるべきものでないと考えます。</p> <p>4 不当労働行為の禁止 前述のとおり、労働組合の認証の有無を、不当労働行為の禁止の要件とすべきでないと考えます。</p> <p>5 勤務条件の決定原則等 憲法 28 条の労働基本権の保障の根底には、労働条件決定過程に労働者が実質的に関与できるとする、憲法 13 条の個人尊重の理念の要請があると考えれば、勤務条件の決定原則を法定することは妥当ではないと考えます。</p> <p>6 勤務条件の決定方法及び団体協約の効力 現行の地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下、「地公労法」という。）は、条例の内容に抵触する協定が締結された場合、首長は 10 日以内その協定が条例に抵触しなくなるための措置をとるべきこと（8 条）、また、予算上または資金上不可能な支出を内容とする協定を締結したときは、同じく首長が 10 日以内に事由を附して議会に付議しその承認を求めなければならないこと（10 条）を定めており、憲法 28 条の労働基本権を実質的に保障するためには、当該制度を公務員全般に及ぼすべきであり、加えて、議会は労使協定を尊重する義務があることを明記すべきだと考えます。</p> <p>7 交渉不調の場合の調整システム 前述のとおり、労働組合の認証の有無を、都道府県労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度の要件とすべきでないと考えます。あわせて、調整システムが機能し、権利が保障されるために、都道府県労働委員会の充実が図られるべきであると考えます。</p> <p>8 人事行政の公正の確保 第三者機関が事務を所掌するにあたって、中立・公正な立場から行うことを考えれば、現在の人事委員会を第三者機関とすることを検討すべきだと考えます。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>Ⅲ 消防職員の団結権 前述のとおり、消防職員にも、団結権及び協約締結権を付与すべきだと考えます。</p>	
285	<p>地方公務員の労使関係制度につきましては、風通しの良いものとするためにも、労使が対等なものとするべきと考えます。なお、現在、国家公務員について、労働協約締結権を付与することが予定されておりますが、地方公務員におきましても、同様の取り扱いをすべきものと考えます。この間、効率性を追求するあまり、労使が協議をする機会が減りつつあるように思われますが、手間を惜みず労使が互いに責任を持って、十分に協議を行うことが風通しの良い、やりがいの持てる職場づくりの近道であると思えます。</p> <p>よって、まずは国家公務員と同様に、「自律的労使関係」が構築できる制度を早急に法案を提出すべきです。</p>	<p>徳島県職員労働組合 執行委員長 森本 佳広</p>
286	<p>1. 協約締結権と争議権および人事委員会勧告制度 「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」（以下、「考え方」）によれば、一般職地方公務員の争議権（団体行動権）は剥奪したままにある。労働組合が団体交渉を行う場合、労働組合に争議権が保障されてはじめて団交に労使対等原則が実現される。なぜなら労働契約の継続を前提にすれば、使用者は団交で合意が成立しない場合であっても就業規則変更によって労働条件を変更する権限を有するが、労働組合は争議権行使を背景にして団交で合意を求められないからである。団交は、労使双方が合意を求めて行う交渉であるから、争議権が保障されない団交は、どうしても使用者に有利となり、労使対等原則が保障されないことになる。</p> <p>この点、戦後の地方公務員法体系と判例は、争議権剥奪の代償措置として人事委員会勧告制度をもって、地方公務員の労働条件の水準を保持するとしてきた。しかし「考え方」によれば、「職員の協約締結権を付与することに伴い、勤務条件に関する人事委員会勧告制度を廃止する」とされている。争議権が剥奪されたままで、なおかつその代償措置たる人事委員会勧告制度が廃止となれば、地方公務員の労働条件は使用者たる地方公共団体が一方的に決めることになってしまう。</p> <p>以上のことから、争議権剥奪と人事委員会勧告制度廃止のもとでは、協約締結権付与は労働組合の活動を制限するだけである。従って、協約締結権は争議権と一体として付与されるべきである。</p> <p>2. 団体交渉の当事者 (1) 認証要件による団交制限 「考え方」は、団体交渉の労働側当事者として、都道府県労働委員会の認証を受けた労働組合が団体交渉の当事者たりえるとして、その「認証の要件は、規約が法定の要件を満たすこと、構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること等とする。」としている。</p> <p>この認証要件である「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員である」は、労働者の団結権の保護を図る IL087 号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）及び団交権、労働協約締結権の保護を明示する IL098 号条約（団結権及び団体交渉</p>	<p>大阪教育合同労働組合 執行委員長 武井 博道</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>権についての原則の適用に関する条約)に違反する。なぜなら、職員が、別の地方公共団体職員が構成員の過半数を占める労働組合、あるいは特別職地方公務員や地方公営企業職員が構成員の過半数を占める混合組合、さらには民間労働組合に加入した場合には、これらの労働組合はこの職員の労働条件に関しては団体交渉ができないことになるのであるから、労働者の団結権の保護並びに労働組合加入の自由及び労働組合選択の自由の保障がなされず、両国際条約の趣旨に反することになるからである。</p> <p>ましてや、国と違って地方公共団体には、地方公務員法、地方公営企業等の労働関係に関する法律、労働組合法など適用法規が異なる労働者が多数混在しており、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員」が認証要件となれば、労働組合を小さく分断して組織させることになる。</p> <p>次に、「連合体」も労働組合とされているものの、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員」であれば、地方公共団体をまたがってつくられた連合体は団交権を保障されないこととなる。この点に関連して、教育労働者の場合は現行教育公務員特例法では都道府県が同一地方公共団体と見なされているが、これは都道府県が給与負担者であるからに他ならない。しかし、政令市を給与負担者にすることが検討されていることから、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員」が認証要件となれば、同一都道府県内の公立学校教職員でつくる労働組合は分裂させられかねないこととなる。</p> <p>また、ILO87号条約を批准して作成された現行地方公務員法体系において保障されていた非登録職員団体の交渉権保障の考え方を後退させることになる。すなわち、「政府当局は登録職員団体に対しては積極的に交渉に応ずる建前である。しかしこれは非登録職員団体の交渉を妨げる趣旨ではなく」（1963年6月27日、第43回国会衆院ILO特別委員会、大橋労働大臣）あるいは「登録を受けない職員団体についても、地方公共団体の当局が、これを交渉することが、職員の勤務条件の維持改善のために望ましいと判断するときは、これらの職員団体と交渉することができるものであることに注意されたい。」（1966年6月21日、自治公発第48号）とあるように、非登録職員団体とも交渉する立場にあるというのが政府見解である。しかし、認証要件によれば「構成員の過半数が同一地方公共団体の職員」でない場合は交渉の当事者たりえないというのであるから、現行制度における考え方を後退させるものである。</p> <p>（2）認証要件の基準</p> <p>認証要件を「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員である」とする場合、過半数という量的基準はきわめて曖昧であり、基準たり得ない。</p> <p>この点については、中央労働委員会が混合組合の不当労働行為救済申立人適格に関して判断した基準が参考になる。</p> <p>「労組法適用構成員と地公法適用構成員の人員構成により当該労働団体の法的性格を一元的に決するべきという考え方は、ある労働団体の一時点の構成員の量ないし質的構成を捉えて基準とするものであるが、このような基準の定立によると、その後構成員が変動すれば、実体的に同一の混合組合であっても法的性格が変じることとなり、構成員に不測の不利益を蒙らせることになるし、労組法適用構成員と地公法適用構成員がほぼ同数であるような境界例においてはいずれとも決し得ないこととなりかねない。</p> <p>また、特に、ある労働団体において地公法適用構成員が労組法適用構成員より人数比で少数派となった場合、上記の基準によ</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>ると、その労働団体は労組法上の労働組合と判断せざるを得なくなり、地公法適用職員は、労働団体に加入しているにも関わらず、例えば労働条件に関する団体的交渉の場面などでは(その労働団体が職員団体と認められないために)地公法上も労組法上も保護されない事態となり得るなどの問題がある。」(2007年(19年)6月6日、中労委18年(不再)第52号事件命令)</p> <p>すなわち、認証要件を「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員」とすれば、構成員の量は時とともに変動するのであるから、ある時点では団交当事者となり、次の時点ではそうでなくなることが起こりうる。先に述べたとおり、地方公共団体で働く労働者の法的性格が多様化している今日、労働組合が認証要件を満たす団交当事者たりうるためには、同一地方公共団体の職員以外の労働者との団結を放棄せざるを得なくなることになる。</p> <p>また認証要件が法定化されると、使用者たる地方公共団体は法令遵守の立場から、都道府県労働委員会から認証を受けた労働組合が団交開催時において「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員」とあることの証明を求めることとなる。団交に入るにあたり、労働組合員の数と所属を求めることは典型的な不当労働行為となる。さらに、認証の有効期間を定めることとなれば、いっそうの混乱を招くこととなる。</p> <p>従って、認証要件に、組合員の量的構成を基準とすることは法的安定性を欠くとともに、実際には実現不可能なのである。</p> <p>(3) 団交当事者たる労働組合</p> <p>上記の通り、「考え方」の認証要件には諸問題がある。</p> <p>団交当事者たる労働組合については、ILO87号条約、ILO98号条約、労働組合法、上述の中労委見解の趣旨に則って定められるべきである。</p> <p>それは、労働団体はそれが代表する労働者に適用される法律によって法的性格が決まるのであるから、職員が加入する労働組合はその量的構成の如何にかかわらず団交当事者とするべきである。</p> <p>3. 団体交渉事項</p> <p>「考え方」は団交事項として5点を示すとともに、管理運営事項は交渉の対象でないという。</p> <p>この5点のうち、②は「職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項」となっている。なぜ「基準」であって昇任や免職そのものが団交事項とされていないのか、これは管理運営事項と見なしているからである。</p> <p>しかし、現行地方公務員法制定にあたっての国会で政府は次のように答弁した。「一つの事項が管理運営事項と勤務条件の両面を持っていれば、その勤務条件である面についてはむろん団交ができるわけで、勤務条件を押しつけて管理運営事項であるからといって団交を拒否できるというようには理解すべきではない」(1963年7月5日、第43回国会衆院ILO特別委員会、山内内閣法制局第1部長)。このように、管理運営事項であることをもって団交事項から除外することは問題である。「職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒」はすべて職員の労働条件であるから当然に団交事項であり、その基準だけを団交事項とすることは大きな後退である。</p>	

番号	意見		意見提出者
	<p>4. 特別職地方公務員</p> <p>地方公共団体には多数の特別職地方公務員、とりわけ地公法3条3項3号所定の非常勤職員が働いている。これらの非常勤公務員の労使関係については、「考え方」は一切言及していない。しかし、これら非常勤公務員の労働条件を規律する法体系は明らかでなく、その問題毎に裁判所が判断する状況にある。従って、これら非常勤公務員の労使関係を規律する法体系の整備について「考え方」は検討・言及すべきである。一般職公務員の労使関係制度を整備したとしても、特別職公務員が取り残されてしまうと、地方公共団体における労使関係の不安定さは解消されない。これらは同時に解決されるべきである。</p> <p>そのためには、特別職非常勤公務員を取り巻く労働環境の調査を早急に行い、その「労使関係制度に係る考え方」をとりまとめるべきである。</p>		
287	<p>平成23年6月2日 総務省 地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方</p> <p>1 趣旨 国家公務員に係る自律的労使関係制度の措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることとする。</p>	<p>自治労連千葉県本部の意見</p> <p>① 国の制度見直しがあったから地方公務員の制度見直しを行うとする受け身の姿勢でなく、憲法原則に立つ基本的人権としての労働基本権を回復するために、最低民間労働者なみに全面的に基本権を付与すべきである。その際、ILO条約や「教員の地位に関する勧告」などの国際基準に則った検討を行うことが必要である。</p> <p>② 争議権の付与を検討し行うべきである。当面、付与しない場合でも、斡旋、調停、仲裁等における労働者優位を明確にするなど、その代償措置を明確にすべきである。また、争議権付与について検討方向を明確にすべきである。</p> <p>③ 消防職員の団結権は、協約締結権とともに回復すべきである。</p> <p>④ <u>労働組合の中央組織との関係する団体との中央交渉・協議及び、都道府県組織と関係する団体との交渉・協議について、位置づけ、役割、権限等のあり方を検討すべきである。</u></p> <p>⑤ 制度改定の検討をすすめるにあたっては、労使協議を十分行い、合意形成が必要である。</p>	<p>自治労連千葉県本部 中央執行委員長 長平 弘</p>

番号	意	見	意見提出者
	<p>1 協約締結権を付与する職員の範囲 一般職の地方公務員（ただし、団結権を制限される職員、重要な行政上の決定を行う職員及び地方公営企業等に勤務する職員等を除く。以下「職員」という。）に協約締結権を付与する。</p>	<p>①「地方公営企業等に勤務する職員等を除く」としているが、現在、地方公務員の間で団結権、団体交渉権において、制度が分断されているが、今回の改正で一本化をはかることを明確にし、現業や地方公営企業の職員に付与されている労働協約締結権を土台に改正をはかり、分断を解消すべきである。</p> <p>②一般職の地方公務員の中に非常勤（17条等）、臨時職員（22条等）が入る旨を明確にすべきである。あわせて、非正規職員の労働条件に関する交渉を実効あるものとするためにも、身分や雇用・労働条件について正規職員との均等待遇をはかれるよう制度改善を行うべきである。</p> <p>③「団結権を制限される職員」を除外しているが、警察職員・消防職員にも団結権・団体交渉権及び協約締結権を認めるべきである。認められない職員については、代償措置を明確にすべきである。</p>	
	<p>2 団体交渉の当事者 (1) 労働側の当事者 ○ 労働組合は、職員が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体とする。 ○ 都道府県労働委員会に認証された労働組合は、団体協約の締結、不当労働行為の救済申立て、あっせん・調停・仲裁手続への参加、職員の在籍専従等が可能となる。 ○ 認証の要件は、規約が法定の要件を満たすこと、構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること等とする。</p> <p>(2) 使用者側の当事者 地方公共団体の当局は、引き続き交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる者とする。</p>	<p>(1) に関して ①都道府県労働委員会への認証は、公営企業等で現在行っているように、斡旋、調停、仲裁等を行う時点で行うこととし、事前認証はやめるべきである。 ②認証の要件は、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員」としているが、構成員が1/3であろうが1/2であろうが、その職場の組合員の要望にもとづき、その職場の労働条件改善について交渉するのであり、過半数である必要性はない。規約が労組法の要件を満たすことのみを認証要件とすべきである。 ③個人加盟組合の労働組合の本部役員の交渉参加、交渉権を明確にすべきである。 ④上部団体役員等の交渉参加権を明確にすべきである。 ⑤在職専従制度について、現在の7年間とする上限を廃止すること。また、団結権保障の観点から専従役員が上部団体</p>	

番号	意	見	意見提出者
		<p>の役員を行うことを含めるなど、制約をおこなうべきではない。</p> <p>⑥関連団体に出向・派遣している当該自治体職員の所属している団体、及び、当該自治体が出資する団体の職員労働組合、さらに、業務委託を行っている団体の職員労働組合と、その労働条件に関する事項について交渉に応じる立場にあることを明確にすべきである。</p> <p>(2) について</p> <p>① 職場の所属長との交渉や協議を制約又は認めないなど、交渉権を狭める動きが見られるが、要求課題に応じて権限の有するものとし、交渉相手は組合の指名権を優先させるなど、人事当局に交渉権を一方的に集中することがないようにすべきである。</p> <p>② 「重要な行政上の決定を行う職員」いわゆる管理職等を除外しているが、その際、管理職等の範囲を公平委員会規則で意図的に拡大している傾向が見られるので、部長級以上など重要な政策決定に責任を有するものに限定すべきである。また、管理職等の範囲を公平委員会で一方的に決めるのではなく、労働者代表も入った検討機関の協議を経て行うべきである。</p>	
	<p>3 団体交渉等</p> <p>(1) 認証された労働組合と地方公共団体の当局は、下記の事項について団体交渉を行い、団体協約を締結できるものとする。</p> <p>①給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項</p> <p>②職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項</p> <p>③職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項</p> <p>④①～③に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項</p>	<p>(1) 「認証された労働組合」としているが、認証されていない場合でも、当該自治体の職場や業務の改善に係わり必要があれば団体交渉を行える旨明確にすべきである。</p> <p>(2) 「管理運営事項」は交渉の対象外としているが、人員要求、仕事や職場をなくす業務の外部委託など、労働条件の変更を伴う事項はすべて交渉事項とすべきである。</p> <p>(3)</p> <p>①勤務時間中の団体交渉を意図的に制約する動きが顕著に見られる。法律や規則等で制約を行わず、業務に支障のない範囲で認め、労使で定める旨を明確にすべきであ</p>	

番号	意	見	意見提出者
	<p>⑤ 団体交渉の手続その他の労働組合と地方公共団体の当局との間の労使関係に関する事項</p> <p>(2) 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、引き続き団体交渉の対象とすることができないこととする。</p> <p>(3) 現行地方公務員法において規定されている予備交渉の実施、<u>団体交渉の打ち切り</u>、勤務時間中の適法な団体交渉の実施等については、引き続き法定する。なお、職員が勤務時間中の適法な団体交渉に参加する際の手続を整備する。</p> <p>(4) 地方公共団体の当局は、団体交渉の議事の概要及び団体協約を公表しなければならないこととする。</p>	<p>る。</p> <p>②当局に「交渉の打ち切り権」を認めることは交渉権を形骸化させるものであり認めるべきでない。交渉が決裂状態となった場合でも、組合側のみに斡旋、調停、仲裁の申し出の権利を認め当局が応じる義務があることを明確にすべきである。</p> <p>(4) 公表については、交渉途中の議事等は公表せず、交渉結果や協定内容等に限定し、労使で内容、方法等について確認し合意を得て行うことを明確にすべき。</p> <p>(5) 自治体の一般職等の職場では労働安全衛生に関する監督権限は自治体首長とされているが、労働安全衛生について使用者が監督権限を持っているという不合理は解消すべきである。</p>	
	<p>4 不当労働行為の禁止</p> <p>(1) 地方公共団体の当局が労働組合の構成員であること等を理由として職員に対する不利益な取扱いをすること、認証された労働組合との団体交渉を正当な理由がなく拒否すること、労働組合の運営等に対して支配介入・経費援助をすること等の行為を禁止する。</p> <p>(2) 不当労働行為があった場合の都道府県労働委員会による救済制度を設ける。</p>	<p>(1) 組合事務所、掲示板の貸与や、組合ニュースの配布など、団結権の保障を制約する動きが強まっている。労働判例等で認められている労組の権利を守るとともに、労使交渉で定める旨を明確にすべきである。</p> <p>(2) 救済制度の設計においては、公務の特性を踏まえ、迅速な審理と不当労働行為を行った使用者側に重い罰則を明確にすべきである。</p>	
	<p>5 勤務条件の決定原則等</p> <p>(1) 情勢適応の原則等、現行地方公務員法において規定されている勤務条件の決定原則については、引き続き法定する。</p> <p>(2) 職員に協約締結権を付与することに伴い、勤務条件に関する人事委員会勧告制度を廃止する。</p> <p>(3) 住民への説明責任を果たし、住民の理解を得る観点から、民間の給与等の実態を調査・把握する。調査・把握する主体等</p>	<p>(1) に関して</p> <p>① 勤務条件の決定原則との関係では、「制度は国、水準は地域」とする国公準拠が強調され、押し付けられている。自立的労使関係といいながら、国公準拠原則が押し付けられるのでは、本末転倒であり、いわゆる「国公準拠」の考えやそれに裏付ける制度を廃止すべきである。</p> <p>② 地公法 24 条にある決定原則を、生計費の確保改善及び質の高い公務労働者を確保するにふさわしい賃金・労働条件を第 1 義的原則とし、国公、他の地方公共団体、民間動</p>	

番号	意	見	意見提出者
	<p>については更に検討を進める。</p>	<p>向、自治体財政等の状況はあくまで考慮すべき事項とする旨明確にすべき。</p> <p>(2) に関して</p> <p>① 人事委員会勧告制度は、労働基本権の制約にともなう代償措置として行われてきた。今回の労働協約締結権が付与されたとしても、争議権は剥奪されたままであり、その代償措置は必要である。</p> <p>(3) に関して</p> <p>① 賃金交渉において重要な資料となる民間等の給与等の実態調査は、やはり第三者機関による公正な立場から、信頼性のある調査を実施すべきであり、調査機関については、人事委員会とすることが妥当である。また、国と地方が連携して現在同様に全国的調査も行うべきである。</p> <p>② 調査方法等について、労使の代表も入った検討機関で調査方法を定めるなど、組合側の意見反映の場を制度化すべきである。</p>	
	<p>6 勤務条件の決定方法及び団体協約の効力</p> <p>(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、引き続き条例で定めることとする。</p> <p>(2) 勤務条件を定める条例の制定改廃を要する内容の団体協約を締結した場合には、地方公共団体の長は条例案の議会への提出義務を負うこととする。</p> <p>(ただし、地方公共団体の長以外の機関が団体協約を締結する場合には当該地方公共団体の長との事前調整を行う仕組みを設ける。)</p> <p>(3) 勤務条件を定める規則等の制定改廃を要する内容の団体協約を締結した場合には、地方公共団体の長その他の機関等が規則等の制定改廃の義務を負うこととする。</p>	<p>(1) に関して、地公企法 38 条にある「職員の給与の種類及び基準は条例で定める」とするなど、条例で定めるべき事項を制限し、明確にすべきである。</p> <p>(2)、(3) に関して</p> <p>労働協約の内容が、条例、規則の変更が必要とすべき場合は、当局の議会への改正条例提案、規則改正等の実施と努力義務を期限も示して明確にし、議会においても、当局提案の尊重義務と労働者不利の修正はできないことを明確にすべきである。</p>	
	<p>7 交渉不調の場合の調整システム</p> <p>認証された労働組合と権限ある地方公共団体の当局の間に発生</p>	<p>① 斡旋、調停、仲裁の制度においては、公務員が争議権を剥奪されていることを踏まえ、都道府県労働委員会に、</p>	

番号	意見		意見提出者
	<p>した紛争であって団体協約を締結することができる事項に係るものについて、都道府県労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を設ける。</p>	<p>民間労組のそれとは違う代償措置としての位置づけと労働組合保護の立場からの仲裁権等の権限を明確にすべきである。</p> <p>② 当局が一方的に交渉を打ち切ることや交渉を途中で打ち切り、斡旋、調停、仲裁に持ち込むことができないようすべきである。</p> <p>② 複数の労働組合が並存する場合には、それぞれの組合に団体交渉権・協約締結権を保障し、団体交渉不調の場合には、それぞれの組合に調整手続きの申し立てを認めることを明確にすべきである。</p>	
	<p>8 人事行政の公正の確保 勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立てその他の職員の苦情の処理に関する事務等については、引き続き第三者機関が所掌する。</p>	<p>① 給与勧告制度が廃止となっても、異動、昇任・降格、処罰など人事行政の公平・中立性の確保や民主的な公務員制度運営のため、使用者から独立した人事行政に関わる第三者機関が必要である。</p> <p>② 協約締結権をひきつづき制約される職員の代償措置について、第三者機関による勧告制度など代償措置を明確にすべきである。</p> <p>③ 市町村の公平委員会については、とりわけ単独設置の自治体では人事当局からの独立世が不明瞭な名状況が見られるため、都道府県の第三者機関への権限委任など中立性、独立性を担保した制度と改変すべきである。</p>	
288	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員に適用される制度とその整合性を持って検討すべきです。</p> <p>一般職の地方公務員については、協約締結権を回復し、労使間で賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を、最低でも国家公務員に遅れることなく同時期に確立すべきです。</p> <p>また、話は変わりますが、消防職員の団結権を回復するのは当然のことであると思います。</p>		個人
289	<p>国家公務員における自立的労使関係制度については、既に衆議院において審議中であります。</p> <p>地方公務員における自立的労使関係制度についても、協約締結権の付与による労使の責任に基づく賃金・労働条件の決定制度の確立等、国家公務員における制度と整合性を図り、早期に法案作成のうえ国会に提出し、国家公務員に遅れることなく早期に成立させるべきであります。</p> <p>また、消防職員の団結権についても ILO 勧告を尊重し、付与すべきであります。</p>		和歌山県職員 労働組合 執行委員長 坂頭 徳彦

番号	意 見	意見提出者
290	早期に一般職の地方公務員に対し、労働協約締結権を回復し、併せてILOから再三の勧告を受けている消防職員に対する団結権、さらに労働協約締結権を回復すべきである。	個人
291	全国的に見ると、多くの諸問題を抱えている消防行政に関しましては、自主組織である研究会や協議会では立場的になかなか解決が見つからないのが現状です。是非とも法の後ろ盾となる「団結権」の早期回復を望むと共に、すべての地方公務員に対して、労働協約締結権を付与すべきです。	個人
292	日本において公務員労働者の労働基本権が制約されていることが大きな問題であり、早急に労働三権を認めるべきである。 今回、国家公務員に協約締結権の付与等、自立的労使関係制度の措置に伴う法案が提案されたことは不十分ながらも改善であり、法律の早期成立を求める。 地方公務員においても、当然に保障されなければならない権利であり、国家公務員における制度との整合性からも早急な法案作成、国会への提出を求める。 また、消防職員への団結権の否認は組合権への重大な侵害であり、これまでのILO勧告も踏まえ早急に団結権を付与すべきである。	宮崎市役所職員労働組合 執行委員長 鬼束 善史
293	「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」においては、都道府県及び市町村等地方公共団体の一般職の地方公務員に係る労働組合の「認証」、「不当労働行為の救済」及び「あっせん、調停及び仲裁」を都道府県労働委員会が行うこととされている。 その場合、都道府県労働委員会では取扱件数の増加やこれに伴うコストの増大が予想される。都道府県労働委員会においては、公平性、中立性を確保しつつ、その機能が十分に発揮され、迅速な紛争処理を行うことが不可欠である。 このため、制度の導入に当たっては、これらの機能が損なわれないように制度設計が行われることを要望する。 また、具体的な制度設計の検討に当たっては、適切な情報提供が行われるとともに、地方の声が十分に反映されるようお願いする。	山口県労働委員会 会長 大田 明登
294	地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討し、法案を早急に国会に提出すべきである。とくに、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与するとともに、「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。 同時に、ILOからの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与すべきである。	北広島町職員労働組合 執行委員長 浅黄 隆文
295	「地方公務員の労使関係制度に係る基本的考え方、Ⅲ 消防職員の団結権について」に対する意見（結論）「消防職員の団結権については、付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める。」に反対。 以下がその理由（団結権の付与による「職員団体」を、国民に分かり易く「労働組合」と表現する。）。 1 今回の「意見募集」の問題点 まず、今回の意見募集で「付与することを基本的な方向としつつ」のくだりは、誰が作文したものなのか？ここに至る 経過	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>が示されることもなくこれまでの政府見解を覆す文面になっていることに非民主的な意図を感じる。</p> <p>昨年、1年をかけて議論が行われた「消防職員の団結権のあり方に関する検討委員会」の最終報告も結論は出せず、両論併記で一方に偏ったものとはならなかったにも拘らず、唐突に今回の「付与することを基本的な方向としつつ」がどこかで作文、意見募集がいきなり実施され、これにより「意見を聞いたこと」にされようとしている。</p> <p>この「考え方」の直接的利害対象者である国民の殆どに、これまでの経緯と自らに関わることの重大性が知らされていない状況は大きな問題である。</p> <p>2 日本の公務員労働組合の実態と消防</p> <p>(1) 国民には殆ど知らされていないが、公務員労働組合は、争議権等が認められていないにも関わらず、毎年、違法なストライキ、29分間のサボタージュ（30分未満の職場放棄は給与減額に反映させないというでたらめ状態）など民間企業では考えられない違法行為を繰り返し行っている。</p> <p>消防の職場に労働組合が結成された場合、これらが消防の職場で現実に行われることはこれまでの事実が明確に証明しており、反論の余地はない。</p> <p>消防機能が停止させられることによる一切の被害が、国民にもたらされてはならず、消防に団結権を認めてはならない。</p> <p>(2) 日本の公務員労働組合は極めて政治色が強く、労働条件に限定されているはずの活動が、特定の政党の主要な支持母体として、ポスター貼りなどの選挙活動を始め政治活動を行っていることは周知の事実である（公務員の政治活動は制限されているはずだが。）。</p> <p>国民との関係において、公平、公正を大前提とした中立的立場を厳格に求められる消防には、政治的な備りが一片たりともあってはならない。消防の職場に労働組合の政治性が持ち込まれることにより、昭和23年の自治体消防発足以来、全職員の地道な努力の積み重ねにより勝ち得てきた消防の中立・公平性への国民からの絶対的信頼が損なわれることは必至であり、公務員労働組合を消防の世界に持ち込んではいない。</p> <p>3 一般職公務員との相違点</p> <p>(1) 東日本大震災における全国の消防の目覚ましい犠牲的活動は勿論のこと、日々展開される全ての身近な災害での果敢な部隊活動は、互いに命を預けあうという職員間の強い連帯感に裏打ちされたものである。</p> <p>「団結権の付与」は、複数の公務員労働組合がそれぞれの勢力拡大を目的に、職場においても勧誘活動（オルグ）を行い自己主張を展開する状況を生み出し、一枚岩であるべき部隊としての消防組織活動に重大な支障を生じさせる。</p> <p>一方、労務管理等については、対象範囲が労働組合よりも広く認められている「消防職員委員会制度」が十分に機能しており、各消防本部では、本制度の更なる充実により職員の職場環境改善に万全を期している。消防職員の処遇は、民間企業を含む日本の労働者の中で決して問題になるような状況にはない。</p> <p>(2) 誰の目にも明らかなように、東日本大震災において、警察、自衛隊、海上保安庁職員の活動と消防職員の活動に一切の差異</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>は存在していない。今回の「団結権」問題が消防についてだけ語られていることを国民が正しく知らされれば、誰しも当然に違和感を抱くことは間違いない。</p> <p>また、首都東京を始め主要都市等における消防では、テロを始めとした犯罪行為による災害防除、国民の被害軽減のために、常に警察機関との密接な連携、協力関係が不可欠である。治安の維持にも常態的に携わる消防の職場に、特定の政治色をもった公務員労働組合が導入されることは、安全な国民生活の保全に重大な懸念を生じさせる。</p> <p>以上から、警察、自衛隊、海上保安庁との関係等に触れることなく消防だけを特出しして団結権云々することに合理性はなく、これを無視した今回の「基本的考え方」には、国民生活に直結する重大な問題が存在する。</p> <p>4 国民の財産としての消防</p> <p>国民の生命・財産を守ることのみを考え活動し、国民生活の安全安心の確保に貢献している現在の消防体制に何らの問題はなく、国民からは、安定的、発展的に機能していると高く評価されている。日本の消防は現在の体制を保ちつつ更に発展させていくべき組織であり、一部の政治的思惑でいびつな形とならないよう細心の注意が払われるべきである。</p> <p>国民の尊厳を守るために絶対に損なうことの許されない「国民の財産」ともいうべき貴重な消防機能を日本から葬り去るような愚行は国民の総意で阻止しなければならない。</p>	
296	<p>地方公務員の労働基本権については、地方公務員制度の特性等を踏まえた上で、国家公務員制度との整合性をもって検討し、早急に法案を策定し、国会に提出していただきたい。特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を早期に確立するべきである。</p> <p>同時に、ILO 勧告等を踏まえ、消防職員に対する団結権を付与するべきである。</p>	自治労大崎上島町職員労働組合
297	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出していただきたい。 ・一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立していただきたい。 ・ILO からの長年にわたる勧告等をふまえ、消防職員に対して団結権を付与していただきたい。 ・地方公務員の給与について、人事院勧告制度の廃止などにより地場産業の所得などが反映されることとなれば、小規模自治体などで著しく給与水準が低下し、優秀な人材の確保が不可能となり、地方自治体の機能が損なわれることが強く懸念される。どの地方自治体でも業務内容は同様であり、給与水準が低下したからといっても、業務内容や業務量は不変であるから、地方自治の混乱を招くことがないよう、地方公務員の給与水準が確保できる対策をしっかりとお願いしたい。 	自治労広島県本部自治労江田島市職員労働組合 執行委員長 泊野 秀三

番号	意見	意見提出者
298	地方公務員に対して労働協約締結権を付与し、自主交渉、自主決着による自律的労使関係制度を国家公務員に遅れることなく確立すべきである。あわせて消防職員にも団結権を付与すべきである。	個人
299	<p>人事院勧告がなくなる上で、絶対に、団結権だけでなく、団体交渉権も与えなければならぬと考える。</p> <p>そうでなくても、消防職員は、階級社会であり、どんなに現場(下位職員)の意見が正しくても、上意下達が当たり前で現場の意見が通らない職場である。消防委員会があるが、開催されてもあくまでも、消防長への要望であり、消防長の考え方一つで意見は通らないし、なかったものにされてしまう。</p> <p>例えば、団結権、協約締結権を消防職員に与えられても、消防は住民の生命・財産が第一だということは、分かっているので、与えられたことによって、住民に不利益になるような行動は起こさない。</p> <p>それよりも、今の様な職場では、自分の安全・安心を確保できず、希望と使命感をもった優秀な人材が、「こんな職場はありえない・・・」と去っていく事が懸念される。全ての消防が東京消防庁のような、恵まれた環境で働いているわけではない。消防は地域によって(実際問題で我が職場も)は、危険な職場でありながら、一般の行政職よりも安い給与で働いており、その職場環境も悪く、労働基準法さえ、守られていない状況である。</p> <p>こういったなか、消防職員を守る為にも、団結権・協約締結権は必要である。</p>	個人
300	<p>「地方公務員の労働基本権と自律的労使関係制度の確立に向けては、国家公務員における制度との整合性をはかり、賃金・労働条件決定制度が国家公務員と同時期に始まることのできるよう、早期の法案作成、成立が必要と考えます。</p> <p>また消防職員の団結権については、ILOの改善勧告等を踏まえ付与されるべきものと考えます。」</p>	岡崎市職員組合 執行委員長 正村 保
301	<p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」をまとめるにあたり、関係各位が大変なご努力をなされてとりまとめたことについて改めて敬意を表します。また、3月11日に発生した東日本大震災では、本当に多くの方々が被災されたことについて深く哀悼の意を表しますとともに、あの美しい東北の地が早期に復興されるのを心より願うものです。</p> <p>私は、消防職員として勤務しているものです。私にとって消防という職業は、市民の安心・安全に直接携わることができ、本当にやりがいのある職業だと思っています。今回の東日本大震災の発災後はかなりハードな勤務となりましたが、消防の使命達成のためには当然のことだと思っています。</p> <p>消防職員の労働基本権について、正直なところ以前の私は全く関心がなく、また消防職員に労働基本権が制約されていることについても何の問題意識も持っていませんでした。しかし、昨年御省において「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」が開催されてから消防職員の労働基本権について携わるようになり、過去の経緯を含め勉強するうちに、今回の議論の進め方について様々な疑問を持つようになりました。</p> <p>例えば、「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」では、消防職員に団結権を回復することに賛成する立場の意見だけでな</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>く、多くの懸念があるため反対する意見があるにも関わらず、団結権回復ありきで議論が進められていました。</p> <p>また、6月15日付の「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方に対する意見募集について」の記載されている内容には、「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』」が今年の4月5日に示され、「地方公務員制度としての特性等を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進める」とされたことから、御省において、「地方公務員の労働基本権の在り方に係る関係者からの意見を伺う場」を開催し、関係者からの意見等を踏まえ、総務省としての「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」を取りまとめたとあります。意見を伺う場においても、消防職員に団結権を回復することについて賛否両論の意見があったにも関わらず、「消防職員の団結権については、付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める」となっていました。</p> <p>消防に関する意見聴取については、全国消防長会、全国消防職員協議会、消防職員ネットワークから聴取しているようですが、全国消防職員協議会や消防職員ネットワークは、結成状況に地域的な偏りが大きく、また公称でも全消防職員の1割にも満たないことから、全国消防職員協議会、消防職員ネットワークの意見が労働者としての消防職員を代表した意見とはとても考えられず、この場を借りて一人の労働者として、また現場の消防職員として、意見を提出させていただくものです。</p> <p>○ 消防職員の団結権について、「付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める」とされたことについて</p> <p>消防職員に対する団結権の回復について、なぜ唐突に「付与することを基本的な方向」となったのか、その意思決定の経過が不透明でとても民主的な方法で決定されたものとは思えません。昨年開催されていた「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」では、団結権の回復について賛否両論があり、委員会の報告書でも「課題・懸念や効果等については、委員間で必ずしも意見の一致をみたわけではない。」とされているところです。今一度、消防職員団結権検討会報告書を読み直しても、消防職員に団結権を回復することにより、市民にどのようなメリットがあるのかよく分かりません。最近の公務員に対する厳しい視線から考えると、「労使交渉をしなければ物事が決められない」、「労働争議が起こる」など、ただでさえ市民から効率的でない誤解されている行政運営が現実的に非効率な組織になりかねません。</p> <p>官公庁の労働組合は、現在においても29分間のストライキを行っています。もし消防職員に団結権が回復した場合、自分たちの意見が通らなかった場合、消防職員がストライキを行う可能性があり、その場合市民にとって安心・安全が担保されず、そのしわ寄せは市民が負担することになってしまいます。</p> <p>この場合、結局メリットとなるのは、労働組合の組織率が低下している状況の中で、少しでも労働組合の加入者が増加すると見込まれる労働組合のみであると言っても過言ではないと思います。結局市民からは、「公務員の、公務員による、公務員のた</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>めの」制度改正でしかなく、市民が置き去りにされている状況では、到底市民の理解が得られるとは思えません。</p> <p>消防職員も全国に約 15 万人いることから、様々な意見を持っていることと思いますので、議論そのものを否定するつもりはありません。一部の人の意見を鵜呑みにして拙速に結論を出すのではなく、本当に市民の視点に立ち、消防職員に団結権を回復すべきか否かから是非議論をお願いいたします。</p> <p>○ 消防職員への団結権の回復について</p> <p>消防職員への団結権の回復について、一人の現場の消防職員の意見としては、「団結権は回復すべきではない」と考えます。団結権が回復されたとしても、市民にとっても、そして当事者の消防職員にとってもメリットはないと考えるからです。むしろ、デメリットの方が大きいと考えます。以下、その理由について述べたいと思います。</p> <p>一点目は、職場内に無用な対立関係が生じてしまうことです。労働組合が結成されると、いやおう無く労働側と使用者側に分けられることとなります。また、労働組合も単一とは限らないことから、労働側の間においても対立関係が生じる可能性があります。消防活動をする上で、チームワークは絶対に必要不可欠なものです。特に、困難な活動になればなるほど、消防職員の人命危険のリスクは高くなります。そのような環境の中でも、消防職員は強い信頼関係に基づき、自分の命を 1 本のロープに託し、そのロープを仲間に託し人命救助活動を行っています。もし、常日頃から対立する関係の職員同士がいざそのような現場に行ったときに、自分の命を相手に預けられるでしょうか。消防職員の団結権のあり方に関する検討会では、「災害現場では、一々感情的な話をする暇はない」との意見もありましたが、私は不信感を持っている相手に対して、心底から命を預けることはできないと思います。人間ですので、考え方も十人十色であって当然だと思いますが、わざわざ法律を改正してまで、対立関係を助長し、相互不信に陥らせることが市民にとっても消防職員にとっても有効な制度とは思いません。</p> <p>二点目は、安全管理に関する責任の所在が不明確になってしまうことです。「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」において、団結権があれば、訓練中の事故や大分県防災航空隊の水難救助訓練中の事故が防げたとの発言がありました。本当に団結権があれば、訓練中の事故は防げるのでしょうか。私は、この発言についてはいくら考えても理解することができませんでした。もし考えられるとするならば、「夜間は暗いので訓練は行わない」、「高所では落下危険があるため訓練は行わない」、「水難訓練は窒息危険があるので行わない」、「気温が高い日は熱中症の危険があるので行わない」などを実践すれば訓練中の事故は防げると思います。しかし、消防職員として本当にこのようなことで良いのでしょうか。このような状況では、むしろより危険度が高い災害現場で、殉職などの重大事故が発生してしまうと思います。</p> <p>私は、団結権と安全管理は全くの別物だと考えています。安全管理の問題は、労使交渉の題材として議論すべき性格のもので</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>はなく、消防組織の責任で対策を考えなければならないものだと考えています。また、「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」では、「団結権があれば、当局と労働側が責任を共有する」との発言がありましたが、この考え方では、責任の所在が労使双方にあることになり、結果として責任の所在が不明確となってしまいます。消防組織にとって職員はかけがえのない人材であり、ひとたび殉職事故が発生すると士気が低下するなどその影響は計り知れないものがあります。そのため、安全管理の責任は消防組織にあることを明確にするとともに、消防組織が一丸となり「絶対に殉職は出さない」、「訓練中の事故は出さない」という強い意志のもと、可能な限り安全管理対策に万全を図るべきものと考えています。</p> <p>三点目は、消防組織の政治的中立を保つことができなくなってしまうことです。現在の官公庁の労働組合の現状をみると、特定の政党に偏った支援を行っています。全国消防職員協議会の総会などにおいて、積極的に特定政党の国会議員を支援している状況を見ると、団結権が回復すれば労働組合は当然特定政党を支援することになると思います。市民から見ると、消防職員が特定政党の国会議員を支援していると見られても不思議ではないと思います。私は、個人の思想信条にまで踏み込む必要は全くないと思いますが、消防機関が特定の政党を支援していると誤解される行動は絶対に慎まなければならないと考えています。</p> <p>消防機関は、市民の奉仕者として、性別、年齢、社会的地位、国籍そしてどのような思想信条であっても、差別することなく公平に市民の安心・安全を保つ責任があります。消防機関は、政治的思想などから一線を画すことにより、市民から見て安心感、信頼感を与えられると考えています。市民は、多様な考えを持っており、消防職員が特定の政党を支援していることが市民に知れた場合、支持政党により市民からの見目が一様ではなくなってしまうこととなります。また、市民の安心・安全を連携して活動する消防団についても、団員の方々もそれぞれ多様な考えを持っています。支持政党により親近感を持ったり、嫌悪感を持ったりすることが考えられ、消防団員にも様々な政党に所属している市町村議会議員、都道府県議会議員も多数在籍しています。今までは、支持政党に関係なく市民の安心・安全のため連携して活動している消防団と消防本部が、団結権を回復することにより、無用な対立関係を作るようになってしまうこととなります。</p> <p>四点目は、労働組合結成に伴い、労働組合との調整に伴う事務量の激増が予想されることです。公務員全体の人員削減が行われている中、消防行政に対する住民からの要望は多く、職員一人一人の業務量は毎年増加している状況です。防災訓練やお祭り等の警戒業務は、土曜日や日曜日に行われることが多い状況です。土曜日や日曜日の休日に出勤した場合、当然別の日に休暇を振り替えて取得しますが、労働組合が結成されるとその都度労働組合と協議しなければ休日に出勤させることもできなくなってしまいます。市民は、余暇の時間を使って防災訓練等に参加するに対して、消防職員は本来業務であるにも関わらず、労働組合と協議しなければ業務を行うことができないなど、本末転倒な状況となってしまう、到底市民の理解を得ることはできないと思います。労働組合があったとしても、市民が参加する防災訓練に休日だからと言って参加しないということはありませんので、そもそも労働組合と協議すること自体が、無駄な業務になるのではないのでしょうか。ただでさえ、人員が少ない状況ならば、無駄な業務をなくし、その分勤務時間の軽減を図る方が職員の利益になると考えます。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>五点目は、労働組合結成に伴い、柔軟な勤務運用が杓子定規にならざるをえなくなってしまうことです。消防職場は、119番通報を受けた場合には速やかに出勤しなければならず、決められた時間に休憩を取得することができないことが多々あります。そのような場合でも、現在は休憩時間を柔軟に運用し取得することが可能ですが、労働組合が結成されると、事前協議を行わなければ何も決められず、微に入り細にわたり要求が出てくることとなります。また、他の消防本部ではこうだ、他の消防署ではこうやっているなど、地域特性を考慮しない要求が出てくることも当然予想されます。そのようになってくると、結局柔軟な運用をすることができず、原則通りの運用しか行うことができなくなってしまい、結果として職員が不利益を被ることになってしまいます。</p> <p>○ 「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」に対する意見について</p> <p>現場の消防職員の意見を反映して、消防行政をよりよいものにするという考え方に対しては、私自身も賛成いたします。ただし、その手段として消防職員に団結権を回復すると言うことは、今まで述べたように市民や消防職員に不利益になる方が多いことから、団結権の回復以外の方法で消防職員の意見を反映させる手段をするべきと考えます。現在消防職員委員会制度があることから、この制度を活用することが市民にとっても、消防職員にとっても有効な手段だと思っています。</p> <p>消防職員の団結権のあり方に関する検討会において、消防職員委員会は機能していないなどの意見もありましたが、現行の制度に問題があれば、その問題点を修正すれば良いと思います。私なりの考えとしては、職員の意見は消防長に提出することになりますが、意見提出を受けた消防長の権限で対応できることには限界があると思います。例えば、人員の増加や被服や資機材の更新など予算に関することは、財政当局の了承を得なければ実現することができません。消防長に提出された意見で実現不可になったものの大部分は予算に関するものがほとんどではないでしょうか。それならば、消防職員委員会から提出された意見の提出先は消防長ではなく市町村長とし、市町村長は提出された意見を尊重しなければならないなどの義務を課すことができれば、より実効性のあるものになるのではないのでしょうか。</p> <p>今までの議論の経過をみると、消防職員に団結権を回復する方向で進められると思いますが、仮に団結権が回復され、消防職場に労働組合が結成されると、職場内に無用な対立や無駄な仕事が増えるのが目に見えています。また、現場の実態に応じた柔軟な勤務環境が杓子定規にならざるを得ず、さらに殉職など重大事故の発生危険が高まることになり、職場環境が悪くなることについて本当に不安でしかたがありません。無理な制度改正を行った結果、しわ寄せは全て現場が負うこととなります。消防職員の命をもてあそぶことなく真剣に考えてもらいたいと切に願っています。また、地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方をまとめるにあたって、消防職員の団結権についてはだれがどのようにまとめたのか経緯が全く不明な点もとても心配です。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>とても民主的な方法で決められたとは思えません。人知れず密室で決めるのではなく、多くの人から意見を募り、市民の理解のもと現場の消防職員が働きやすい環境を作ることのできるよう、国民的な議論のもと民主的な方法でまとめていただけるよう強くお願いいたします。</p>	
302	<p>消防職員を含めた地方公務員において、団結権及び労働協約締結権が認められれば、労働条件や賃金についても民主的な制度が確立されるものと確信します。地域住民への行政サービスを低下させることなく、職員へのモチベーションを向上させることが重要であり、政治的又は組織的な圧力の中では、違った観点からしか進行しません。議会制度との関係からも、地域住民と地域情勢を十分に勘案し、よりよい職場作りと行政サービスを目指すためにも、地方公務員へ自立的な労働協約締結権を認め、その先駆けとなる消防職員へ団結権を付与するべきであると考えます。</p>	個人
303	<p>度重なるILOによる勧告等からも、日本は条約に批准すべきであり、早急に消防職員に対し団結権を付与すべきです。併せて、消防職員を含む全ての一般職の地方公務員に対して、労働協約締結権を付与すべきです。</p>	個人
304	<p>6月2日に出された「地方公務員の労使関係制度に係わる基本的な考え方」に対して、東京都教職員組合は以下の意見を提出します。</p> <p>東京都教職員組合（都教組）は、憲法とILO勧告の国際基準にそった公務員の労働基本権回復を求めてきました。戦後、公務員の労働基本権が争議権行為の全面一律禁止などの制約をうけ、その代償措置として人事院・人事委員会勧告制度がつけられました。今回の「公務員制度改革」によって、人事院・人事委員会制度は廃止をされます。代償措置としての制度が廃止されるのであれば、争議権の回復を含めて憲法で保障された労働基本権が全面的に回復されるべきです。公務員の労働基本権についてILOからも日本政府は改善を勧告されてきました。今回の国家公務員制度改革関連法案は、その点からも改善すべき余地が多くあります。総務省が示した「基本的な考え方」について、地方公務員の公務員の労働基本権の真の回復をもとめる立場で以下の点を指摘します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 争議権の付与について言及がなされていません。 憲法に保障された労働基本権が奪われた代償措置として人事院、人事委員会制度があったはずですが、協約締結権の付与だけでは、労働者の権利の回復は完了しません。争議権を与えないのであれば、争議権の代償措置をどう担保するのが新たな制度の中に盛り込まなければならないと考えます。 労働基本権が引き続き制約される各種の公務員労働者について、その制約に見合った代償措置がそれぞれとられなければならないと考えます。 2 今回の制度では、都道府県労働委員会に認証制度がもうけられました。 「認証の要件」について、例えば「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること」などの一律的な形式要件を付 	東京都教職員組合 執行委員長 児玉 洋介

番号	意見	意見提出者
	<p>加すべきではありません。労働組合の組織のあり方は労働組合法の規定が尊重されるべきであり、組合員の範囲は、労働組合が自主的に決定できる制度とすべきです。</p> <p>3 団体交渉の対象から「管理及び運営に関する事項」をはずされていますが、一律の制限を設けるべきではありません。「管理運営事項」であっても現実には労働条件・賃金に直接係る項目が存在しています。日本も批准しているILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」には、「給与決定を目的としたいかなる勤務評定制度も、関係教員団体との事前協議およびその承認なしに採用し、あるいは適用させてはならない」（124項）と明確に示されています。少なくとも「労働条件に影響を与えない管理運営事項」などの限定つきでなければ、不当に交渉対象が制限され労働条件の改善がはかられない危険性があります。</p> <p>4 現行の地方公務員法の規定は、「交渉」にあたっての労使対等の保障が明確にされていません。争議権が付与されないのであれば、労使対等の保障が明確に制度化されるべきです。地方公務員法の改正にあたっては、地方公務員の職員団体との協議をおこない抜本改善をはかることを求めます。</p> <p>5 現行の地方公務員法57条では、「教職員の職務と責任の特殊性に基づいてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める」としています。 今回の制度改定と教育公務員特例法との係わりについてどのように変更するのか「基本的な考え方」を早急に明らかにすべきです。</p> <p>6 国の法律案では、労働協約に対する内閣の「事前承認」制度が規定されているが、地方公務員において交渉当事者である当局と労働組合との合意に達した事項については尊重されなければならないこと明確に規定すべきです。</p>	
305	<p>① 地方公務員の労働基本権について、国家公務員における制度と整合性をもって検討した上で、早急に法案を作成し、国会に提出すべきであるものと考えます。 特に、一般職の地方公務員に対しても、きちんと協約締結権を付与し、労使双方が責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきであると強く訴えます。</p> <p>② 上記に加え、ILOから長年にわたり勧告等を受けながら、何ら改善がされてこなかった「消防職員に対する団結権付与問題」について、この間の不作為をきちんと反省し、「団結権付与」を一日も早く実施すべきであると強く訴えます。</p>	自治労柏崎市職員労働組合 執行委員長 曾田 博文
306	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもち早急に整備すべきものである。 また、労使がともに責任をもち、賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p>	日之影町役場 職員労働組合 執行委員長

番号	意見	意見提出者
307	<p>「地方公務員の労働基本権については、過去のILO勧告の主旨に鑑み、また国家公務員における制度との整合を図る観点から、早急に関係法案を立案し、制度化を図るべきと考える。</p> <p>なお、法案立案に際しては、組合側の主張を十分勘案されることを望む。</p> <p>消防職員の団結権についても、ILO勧告の主旨等に鑑み、早急に検討し、措置されるべきと考える。」</p>	<p>甲斐 清保 自治労豊田市 職員労働組合 執行委員長 足立 潔重</p>
308	<p>地方公務員の労働基本権付与は、国家公務員の労使関係制度改革を踏まえて、整合性をもつよう検討するのではなく、直ちに検討し、国家公務員と同時に法案成立目指すべきである。</p> <p>真の自立的労使関係確立のため、協約締結権のみならず、ストライキ権も付与し、労使がともに責任をもって賃金・労働条件を決定できるよう労使対等による交渉の仕組みの確立を目指した制度改革を目指すべきである。</p>	<p>自治労大分県 本部日出町職 員労働組合 執行委員長 西村 浩明</p>
309	<p>西新井消防署としましては、本件に関し、以下に述べるいくつかの理由により「消防職員に対し、団結権は付与すべきではない」と考えております。</p> <p>1 消防職員委員会の充実</p> <p>当庁では、昭和51年から35年間に及び「職員懇談会」及び「消防職員委員会」を実施してきました。この制度は、職員の勤務環境の向上に成果をあげ、職員に幅広く浸透しており、個々の職員が主体的に意見を提出し、その要望を組織全体で実現できるという制度であります。当署においても様々な意見があがり、本庁への要望や署内での対応等各種の業務改善において数多くの実績と成果をあげております。</p> <p>消防職員に団結権を付与することよりも、この制度を更に充実させ、全国的にも一層の充実を図っていくことが、消防職員の勤務環境の向上につながるものと考えます。</p> <p>2 地域住民や消防団等との信頼関係</p> <p>我々消防職員にとって、あらゆる業務推進のうえで個々の消防行政に対する管内地域住民や事業所の理解を得ることが必須要件であります。そして、町会・自治会等の自主防災組織や災害時支援ボランティア、更には消防団員の方々は、「自分たちの町は自分たちで守る」という高い使命感のもと、日頃から休日返上で訓練を行うなどの自助努力を行っています。当署においても、地域住民や区役所との合同防災訓練や避難所運営訓練等を実施し成果をあげているところです。</p> <p>もし、団結権を付与された消防職員が団体を結成し、勤務条件やその他に対しそれぞれの権利を主張すれば、現在のような地域住民等との良好な信頼関係を継続することが難しくなり、必ず心情的な溝が生じ、推進しようとする個々の行政内容について全面的な理解を得ることは困難と推測します。また、我々がもっとも連携を深めて仕事を進めるべき消防団員との連携にも支障をきたすと考えられます。その結果として、地域防災力の向上を推進できなくなると考えます。</p>	<p>東京消防庁西 新井消防署</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>3 災害活動体制への影響</p> <p>我々消防職員は、大規模災害及び水災、震災発生時等には、速やかに所属へ参集し災害対応をすることが求められています。東京都内のみならず他府県における災害に対しても緊急消防援助隊として、急遽隊員の勤務サイクルや署の勤務体制を変更して派遣される場合も予測せねばなりません。</p> <p>東日本大震災においても、当庁では非番、週休の署員が参集し早期に即応態勢を確保しました。また、当署からも5隊25名を緊急消防援助隊として派遣しました。</p> <p>もし団結権が付与されると、勤務体制の変更等を職員団体へ事前に打診することが必要になるなど、庁としての迅速な対応が困難となり災害活動の支障となることも考えられます。</p> <p>こうした影響は、災害活動における警察、自衛隊等との連携活動にも関連します。消防だけが初動対応や災害現場における状況の変化に応じた迅速な対応ができなければ、他機関は消防との連携に対して不信感を持つことになると思います。</p> <p>4 指揮系統やチームワークへの影響</p> <p>我々消防職員にとって、人間関係の根底にある部分は、災害現場での上命下服を含めた規律厳正な部隊活動であります。これは、消防隊員自身の安全を確保しつつ災害から人命や財産を守るためには重要な根底です。</p> <p>団結権の付与により、職務とは異なる階層が存在するなどにより指揮系統が分断され、部隊活動に支障をきたしたり、又、当番勤務で寝食をともしている中、職員団体間の方針の相違による職員同士の不信感の醸成が危惧され、チームワークが重要な部隊活動にとって良好な職場環境とはならないと考えます。</p>	
310	<p>1. 私たちの労働組合は、一般職・現業・水道の3つの支部の総合体です。</p> <p>過去に、労使交渉が妥結しない中、当局が一方的に席を立ち、条例変更の必要な事項は議会に議案として提出するなど、労使合意のないまま労働条件の変更がされた経緯があります。過去には、現業支部・水道支部が県の労働委員会に交渉再開の斡旋を求める申し立てを行うなどの取り組みを行ってきました（一般職支部は法的にできません）。</p> <p>また、市では消防職員に対する不当な処分（懲戒免職）が、人権を無視した形で一方的な事情徴収のもとで行われ、処分を不服として公平委員会に申し立てるも、1年半以上も判断に時間がかかり、市当局目線の審査となるなど、問題点が明らかになってきているように思われます。</p> <p>非常勤職員については、雇用の当初の話と異なり、一方的に雇用年限が制約される事態も発生した。また、17条と3条3項適用の採用が混同し、「3条3項は別に労働組合を結成しないとイケない。そうでなければ労使交渉に応じない」との当局見解も示された。</p>	<p>倉敷市職員労働組合 中央執行委員長 鳩 泰正</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>業務かわりについては、現場の実態を無視した人員削減により、メンタル系疾患の増大や早期退職者の増加などの影響が現れています。また、消防職員やケースワーカーなどの人員が、国の定めた基準・標準からみて少なくなっています。しかし、人員採用・人員体制については「管理運営事項」ということで、当局は交渉に応じません。</p> <p>そうした観点から、意見を提出させていただきます。</p> <p>2. 意見</p> <p>① 団体交渉の結果、団体協約を締結できるとする方向には、賛成です。</p> <p>② 消防職員には団結権をはじめ、他の公務労働者に認められた全ての権利を付与すべきであると考えます。</p> <p>③ 非常勤職員についても、同一労働組合への加入、団体交渉などを任用根拠条例が異なっても認めるべきです。</p> <p>④ 「管理運営事項」を理由にしたものであっても、それが労働条件に関連するかぎり、団体交渉の対象事項とすることを法定化などし、交渉に応じさせるべきです。</p> <p>⑤ 公平委員会については、実態として現在の市の組織に位置づけられたものとせず、第三者の性格を強化すべきです。</p> <p>⑥ 県の労働委員会については、今後官民間問わずあっせん・調停などの件数が増加することが見込まれるため、人員を含め体制を強化すべきです。</p> <p>⑦ 民間の給与等の調査については、当局のやりたいやり方ではなく、第三者的な機関を設けるべきである。</p>	
311	<p>私たち消防職員には団結権が無いため、長年にわたって沢山の理不尽な思いをしてまいりました。よって、速やかに消防職員の団結権を回復して、さらには消防職員を含むすべての地方公務員に対して、労働協約締結権を回復すべきと考えます。</p>	個人
312	<p>地方公務員の労使関係制度に係る基本的考え方に対する意見募集に対し、地方公務員の労働組合として意見を述べさせていただきます。</p> <p>国家公務員の労使関係に対し、協約締結権の付与を含めて公務員改革法案が検討されている今、地方公務員に対しても、国家公務員の制度との整合性を取るべく、一般職への労働協約権を含めた労使関係制度の導入を図るべきだと考えます。昨今、労働組合として良い状況とは言えないものの、自治体の運営状況により独自に給与カットを行っている自治体もあり、現実問題として、労使が共に責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係」が進んでいるといえる状況にあると思われます。このため、「自立的労使関係制度」の導入は国家公務員に遅れることの無いよう、早期に確立されるべきだと考えます。</p> <p>また、同時に消防職員に対しての団結権、団体協約権についても付与すべきだと考えます。</p> <p>現在の地方公務員の労働組合の実態として、当局へ現場の声を伝える役割を担っているという自負があります。消防については、責任者が市長村長である場合が多いと思いますが、市長村長に現場の声を伝え切れていない面が多くあると考えています。</p> <p>消防職員に団結権を与え、当局と交渉の場を持つことにより、市町村長がその実態を把握し、運営を見直す機会になれば、市町</p>	<p>杵築市職員連 合労働組合 執行委員長 有田 定光</p>

番号	意 見	意見提出者
	村民の安全をより確保できるのではないかと考えています。	
313	地方公務員の労働基本権については、国家公務員の制度改革を踏まえ、整合性がある法案の提出を早急をお願いいたします。消防職員の団結権付与に関しては、ILO 第87号条約を批准して消防職員に団結権が付与されていない国家は日本だけであり、ILO から長年にわたる勧告等もふまえ、早急に一般公務員と同等の団結権を付与すべきです。	個人
314	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員における制度と整合性をもって検討の上、早急に関係法案を作成し、国会に提出すべきである。</p> <p>特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定することができる「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきである。</p> <p>また、同時に、ILO からの長年にわたる勧告等を真摯に受け止め、消防職員に対して団結権を付与すべきである。</p> <p>以上、迅速かつ真摯な対応を要請する。</p>	呉市職員労働組合執行委員長 平岡 克敏
315	<p>主題：消防職員は団結権の付与を望んでいません</p> <p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」について、意見を提出させていただきます。ここでは、法律論的に理路整然とした意見ではなく、現場の消防職員や市民の感情を考慮して、あえて「心情的」な主張をさせていただきます。</p> <p>消防は、「人と機械と水」の三位の絆で、古くは江戸町火消しの時代から、火災、水災、地震災害等に立ち向かってきました。消防は常に市民の味方であり、市民と消防は、その「絆」を大切にしてきました。こうした日本的な情緒の中で発展してきた分野であるからこそ、国民の信頼のもとで過酷な災害に立ち向かうことができる隊員たちがいるのです。</p> <p>この意見を関係者だけではなく、多くの国民の皆さんにも是非読んでいただきたいと思います。</p> <p><上意下達は信頼の命綱></p> <p>消防は、階級社会であり、上司と意見が異なっても、必要なことは意見具申し、結果的には上司の命に従うものです。それは、一見単純なようですが、上司は命令に責任を持ち、部下を守る。部下は上司の命令を信じて行動する。信頼という命綱をしっかりとお互いが握っているものなのです。</p> <p>仕事上で「自分の思いを叶えたい」と思い始めた時は、自分がより一層精進し、その上の階級となり、より良いと思われる方法で仕事をすればいいのです。</p> <p>消防という社会は、団結権で自己実現を図らなければならないような組織ではありません。努力すべきベクトルが違います。</p> <p><一握りの声></p> <p>全国で約15万8千人いる消防職員のうち、どれだけ職員が団結権を望んでいるのでしょうか。総務省の検討会では、10%に満たない任意団体を消防職員の代表としていましたが、消防職員全体の代表ではありません。少数の声で全体の制度を決めていいの</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>ですか。方法が横暴です。</p> <p><法解釈> 消防の現場や職場では、災害対応の困難性や大規模化が進んできました。しかし、消防職員の処遇や勤務環境は、人事院や人事委員会の勧告、また、消防職員委員会制度により適切に推移してきました。したがって、これに関して、これまでの地方公務員方の解釈を変えるほど劇的な事案は起きていませんし、組織制度や行政的な権力も変わっていません。あるとすれば、政権が交替したことだけです。</p> <p>消防という、ある意味「純粋な職員」の集団に政治を持ち込むのは職員として甚だ迷惑です。我々は、政治的に中立でありつづけたい。</p> <p>決して自虐的な思想があるわけではなく、全体の奉仕者以上に国民を守るという崇高な使命を背負っているからこそ、労働基本権が制限されていることは、むしろ「誇り」に感じます。</p> <p>労働団体が会員（会費）の拡大をもくろんで、政治を利用しているという構図を国民が知れば消防職員への団結権付与を納得するはずがありません。</p> <p><労使の概念> 昨年の総務省の検討会では、消防職員は危険な現場に直面して、火災防御もすれば救急現場も行くが、管理職者は安全な場所いて、命令だけをしている・・・との発言がありました。</p> <p>消防の管理職たるものは、常に部下を守る意識を持っており、機会あるごとに安全管理に関する指導を行っています。現場では、最前線では判断できない状況も1歩下がって全体的（俯瞰的）に現場を把握して、より効率的で安全な部隊活動ができるように指揮本部で指揮をしています。大切な人命には隊員たちも含まれているのです。</p> <p>消防は、実力主義で、消防士から消防長まで、原則「たたき上げ」の専門家集団。日本の消防は、「あらゆる災害現場においても冷静に考えて行動し、命令の下で最良を判断できる消防士」で構成されています。災害現場はひとつとして同じものはありません。我々は、単純労働ではありません。</p> <p><交渉事項> 労働団体は、管理運営事項に対して交渉はできないが、他方、現行制度である消防組織法に定められた「消防職員委員会」は、幅広く意見を聴取して消防長に要望できるもので、これをより機能させるほうが、職員にメリットが大きい。</p> <p>団結権があれば何でも言えるような「夢物語」を刷り込まれてはいけません。</p> <p><市民感情></p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>消防職員の給与や勤務条件について、自己の利益のために団結することは、近年の不況下において「公務員は厚遇」という認識が国民の中にあり、団結権を要求するという行動は、信頼を崩壊させます。ましてや、地域の防災にかかわる市民は自分の生活を犠牲にして防災に貢献しているのに、どう説明ができますか。</p> <p>以下に実際に「消防団や市民の信頼を失う恐れ」想定される事例について列挙します。消防団や市民は、自らの生業や各自の都合を犠牲にしてまで地域の防災を担っていただいております。現存する公務員の職員団体では、休日の行事や超過勤務を命ずる場合について、事前の「話し合い」や「申し合わせ」を要求しています。自助・共助をお願いする立場の消防職員が、団結権があることを盾に、正面から権利を主張すると、どうなるかについて以下に想定してみました。</p> <p>例 A) 前夜に連続放火が発生し、職員総出で緊急に各戸にビラ配りをするようになった。しかし事前に職員団体に根回しされていない命令なので、職員団体幹部から「抜けがけをするな」といわれるのが嫌だから、消防士 A は非番に用はなかったが、この超過勤務を拒んだ。 ⇒地域の安心安全を守る活動を拒否</p> <p>例 B) D 係長は、消防団から近日行われる操法大会の練習に明日の土曜に指導してほしいと、金曜日に頼まれた。しかし、職員団体に無断で休日に係員を確保できないことから、非団体職員である係長と課長で不慣れながら訓練を指導した。参加した地域の消防団員たちからは、現場を共にする仲間なのに冷たいと不満の声が出る。 ⇒消防団の郷土愛護の精神とボランティアの心意気に応えられず、信頼を失い、消防活動に支障をきたすことになる。</p> <p>そのような、事案を起こすような消防職員はいないと願っておりますが、消防の職員団体が他の組合等からも影響を受けて、同様の根回しに関する「申し合わせ」や「話し合い」をするようになれば、職員一人ひとりは、本人は超過勤務もやるつもりでいても、職員団体から指摘されることを嫌って拒否することも容易に想像できます。</p> <p>消防行政はスピードが大切です。地域の住民のために迅速な対応をするのをこれまで信条としてきました。我々の権利を主張する前に、地域の安全・安心を高める努力をしたいものである。消防職員は、それを胸に抱いて志してきたはずです。</p>	
316	<p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）に対する党弁護団の意見は次のとおりである。</p> <p>1 協約締結権を付与する職員の範囲 一般職の地方公務員に協約締結権を付与することには賛成であるが、その範囲につき、団結権を制限される職員、重要な行政</p>	大阪労働者弁護団 代表幹事 大川 一夫

番号	意見	意見提出者
	<p>上の決定を行う職員及び地方公営企業に勤務する職員等を除くとされていることには、問題がある。</p> <p>団結権を制限される職員は、そもそも、公務員も憲法２８条の勤労者にあたるのであるから、「団結権を制限」している点を見直すべきであり、団結権を認め、それに伴い、協約締結権も認めるべきである。</p> <p>そして、「重要な行政上の決定を行う職員」については、その範囲が不明確であることから、拡大解釈により、協約締結権を有する一般職地方公務員の範囲が狭くならないかが危惧される。具体的例示などにより、範囲を明確化する方向で検討すべきである。</p> <p>また、「地方公営企業に勤務する職員」については、地方公営企業の労働関係に関する法律によって協約締結権が付与されていることから、除外されたという点は理解できるが、同様の規定が置かれることになるのであれば、地方公務員法と地方公営企業法などと適用法令が異なることは煩雑である一方、公務員も憲法上の勤労者であることにはかわりないのであるから、労働組合法の適用ないし準用など、民間の労働者と統一的な規定にすることを検討するべきである。</p> <p>2 団体交渉の当事者</p> <p>団体協約締結のためには、労働委員会の認証を要するとされ、認証の要件が「規約が法定の要件を満たすこと、構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること」という点に問題がある。</p> <p>そもそも、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること」を求めるのは、労働者の自由な団結権を制約するものであり、憲法２８条（労働者の団結権）、ILO 87号条約（自由設立主義）及び同98号条約（団体交渉権）に反する。</p> <p>また、上記案では、労委が、ある労働団体につきその適格性を証明した後、仮に、その構成員数の変動により過半数要件を満たさなくなった場合の取扱いをどうすべきかにつき問題が生じる。</p> <p>すなわち、もし、その場合に団体交渉適格を失うとするならば、結局、各団交ごとに適格性の審査をやり直さなければならず、円滑性と迅速性に欠け、労委の予めの証明を求めた趣旨が没却される。</p> <p>実質的にも、労委がその専門性から適格性を認めた後に、わずかの構成員の変動で過半数を割り込んだ場合、団体の実質的な同一性に変動がないのに適格性を奪うことは、著しく労働者の利益を害するものである。</p> <p>よって、「職員を代表する労働団体」である以上、団体交渉権及び協約締結権を認めるべきであり、過半数要件という一律的な形式要件を設けることは妥当でない。</p> <p>そして、この「職員を代表する労働団体」如何の判断基準は、中労委が混合組合について、不当労働行為申立人適格を判断する際の見解（別紙・中労委見解・第5第1項（3）ウ 参照）を基にすべきである。すなわち、労働組合の構成員のうち、公務員としての構成員が、全体の労働組合との、組織及び活動における分別性を明確にしていれば、混合組合であっても、「職員を代表する労働団体」と認めるべきである。</p> <p>3 団体交渉の対象事項</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>(1) 「基本的な考え方」は、3(1)で団体交渉対象事項として①～④の分類をした上で、その②で「昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項」(下線部筆者)とし、他の①②④の分類と異なり「基準」という文言を入れている。</p> <p>しかし、「昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒」(以下、昇任等という。)の「基準」に関する事項だけでなく、「昇任等そのもの」に関する事項も、公務労働者にとって、重要な労働条件に関する事項であるから、団交対象事項に含めるべきは当然である(個人的労働条件も団体交渉事項となるべきことは確立した判例の立場である。昭和57年10月7日東京高等裁判所判決/昭和57年(行コ)第1号・労働判例406号69頁など)。</p> <p>「基本的な考え方」が、この「基準」という文言を入れた趣旨は必ずしも明確でないが、これが「個別の昇任等」の事項を団交対象から除外する趣旨ならば不当であるし、そうでないとしても、これを除外するかなのような紛らわしい文言で誤解を導きかねない。</p> <p>よって、「基準」という文言は削除し、端的に「昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒に関する事項」とするべきである。</p> <p>また、次に、団体交渉対象事項に「任用」と「任期満了=雇い止め」を加えるべきである。</p> <p>すなわち、公務労働関係においても、たとえば「採用差別」が行われてはならないことは当然であるし、また、「採用内定」や「試用期間」を経た合理的理由のない「任用拒否」は違法となる。そして、試用期間中であっても労働者であることに変わりはないから、「任用」も、労働者の労働条件に関する事項に該当しうるものであり、団交事項とすべきである。</p> <p>さらに、有期雇用においても、解雇権濫用法理の類推が妥当しうる以上、雇い止めの形で実質上の免職がなされる事態も想定されるから、「雇い止め」も団交事項とすべきである。</p> <p>(2) 「基本的な考え方」は、3(2)「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項」については、団体交渉の対象とすることができない取扱とすると述べる。</p> <p>しかし、この「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項」(以下、管理運営事項という。)という文言は、民間企業における「経営権の事項」とともに、文言が極めて抽象的で基準として曖昧であり、これが拡大適用された場合には、労働者の権利が骨抜きにされてしまう。</p> <p>また、そもそも、「経営判断(管理運営判断)」が労働条件に大きく影響することは、いくらでも想定できることであり(例 日本プロ野球組織事件・平成16年9月8日東京高裁決定・労働判例879号90頁)、管理運営事項であっても、労働条件と関係する限りは義務的団交事項となると解すべきである。</p> <p>今回の新たな労使関係制度は、自律的な勤務条件の決定を目的に据えているにもかかわらず、管理運営事項を、これまで通り、民間の労働関係とは異なる「金科玉条の盾」として残すのでは、制度目的は没却される結果となる。</p> <p>4 団体交渉の議事の概要及び団体協約の公表</p> <p>「基本的な考え方」は3(4)において、団体交渉の議事の概要及び団体協約の公表について定めるが、反対である。</p> <p>納税者に対して交渉過程や交渉結果を透明化しようとする意図があると思われるが、まず、そもそも交渉過程というものは公</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>開になじまないのではないかと。地方公共団体の財政難が叫ばれ、大阪市など特定の地方公務員へのバッシングが存在する中で、いわゆる「世論」は、一方的に地方公務員の労働条件の低下の方向へ向けられることになりがちである。その中で交渉過程及び成果が公表されることは、労働側を、団体交渉において萎縮ないし「自粛」せざるを得ない状況に追い込む危険が高い。そのような状況下で行われる団体交渉は、いきおい当局の一方的なイニシアチブで行われることになり、真の団体交渉とはならないという危惧をめぐえない。</p> <p>5 不当労働行為の禁止 地方公務員に対して不当労働行為の禁止と労委による救済制度を設けることに異論はないが、公務員も憲法28条の定める勤労者であることからすれば、民間労働者と同様、労働組合法の適用という形で行うことが望ましいのではないかと。</p> <p>6 勤務条件の決定原則等 「基本的な考え方」は、5（1）において、「情勢適応の原則等、現行地方公務員法において規定されている勤務条件の決定原則については、引き続き法定する。」としているが、情勢適応の原則という抽象的な概念を持って限定を加えることは、地方公共団体の当局の交渉、裁量の幅を著しく狭くさせかねず、ひいては、組合が交渉により勤務条件の向上を勝ち取るに当たって、大きな障害となる恐れがある。確かに、勤務条件の決定原則に、情勢適応の原則を入れることは、一定の客観性を保とうとする側面があることは否定しないが、民間での労働環境の厳しさが認められる現状では、地方公務員の労働条件を抑制する原理に安易に使われかねない。</p> <p>次に、「基本的な考え方」は、5（2）において、「職員に協約締結権を付与するに伴い、勤務条件に関する人事委員会勧告制度を廃止する。」としているが、争議権（団体行動権）を剥奪したままで、その代償措置たる人事委員会勧告制度を廃止すれば、事実上、労働組合と地方公共団体との力関係の差から、地方公務員の労働条件を使用者たる地方公共団体が一方的に決めることになりかねず、現在の労働条件水準の維持すら覚束ない。なぜなら、労働組合は、時に争議権行使を背景にして、団体交渉で合意を求める必要があり、労働組合に争議権が保障されてはじめて団体交渉において、労使対等原則が実現されるからである。よって、協約締結権の付与に伴って、必然的に、争議権（団体行動権）も保障すべきである。</p> <p>また、「基本的な考え方」は、5（3）において、「住民への説明責任を果たし、住民の理解を得る観点から、民間の給与等の実態を調査・把握する。調査・把握する主体等については更に検討を進める。」としているが、住民に対する説明責任、住民の理解と言った点を過度に強調することは、労使間の交渉により労働条件を合意するという本来あるべき団体交渉を歪める危険性を帯びる。そもそも、地方公務員も労務を提供して、その対価として賃金を得るという観点からは、民間の労働者とまったく変わりはないところ、地方公務員について言えば、使用者とは、あくまで地方公共団体そのもの（その代表は首長）であり、仮に、地方公共団体の財政が究極的には、その住民の税金からなるとしても、住民が使用者に位置付けられるかのごとき視点を持ち出すことは許されない。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>さらに、各労働組合には、民間の給与等の実態を調査、把握するだけの人的、物的能力が必ずしも備わっていないと考えられることから、調査する主体が完全に公正な第三者であればともかく、少しでも地方公共団体寄りであれば、その調査結果を基礎とした団体交渉では、労働組合に圧倒的に不利に働くという危険が付きまとう。</p> <p>7 勤務条件の決定方法及び団体協約の効力</p> <p>「基本的な考え方」は、6（2）において、「勤務条件を定める条例の制定改廃を要する内容の団体協約を締結した場合には、地方公共団体の長は、条例案の議会への提出義務を負うこととする。」としているが、地方公共団体の長が、その義務に反して提出しなかった場合はどのようになるのか。また、提出した場合でも、議会において否決された場合は、締結した協約はどうなるのか。それらの点に関する定めがないと、協約は宙に浮いてしまい、団体交渉、協約締結権が有名無実となりかねない。</p> <p>同じく、「基本的な考え方」6（3）において、「勤務条件を定める規則等の制定改廃を要する内容の団体協約を締結した場合には、地方公共団体の長その他の機関等が規則等の制定改廃の義務を負うこととする。」としているが、長等が、その義務に反して、規則を改廃しなかった場合はどのようになるか。その点に関する定めがないと協約締結権は有名無実となりかねない。</p> <p>そもそも、労働組合が地方公共団体の当局と団体交渉した結果、締結に至った協約については、原則として、そのままの内容が、反映されて、効力が生じる制度設計とすべきであり、条例ないし規則において定めるというのは、あくまで手続き上の問題とすべきである。そうでなければ、団体交渉、そして協約締結権を付与した意義が決定的に失われてしまう。</p> <p>また、勤務条件のうち、条例で定めるべき事項と規則等により定めることができる事項につき、事前に振り分けが必要となるが、勤務条件条例主義を厳格に要求して、条例制定事項と規則制定事項の振り分けが適切にできていない場合、つまり、その多くを条例制定事項とした場合は、実効性を保てず、場合によっては、その時々の方議会の勢力により、勤務条件が大きく変動する恐れが生じる。</p> <p>8 交渉不調の場合の調整システム</p> <p>労働組合と地方公共団体の発生した紛争について、都道府県労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度で解決を図るといふ枠組みは、民間の例を見ている限り、解決まで膨大な時間がかかり、実効性に疑問が付きまとう。</p> <p>公務員関係を民間労働関係とは別の枠組みで運用する政策を採っている以上、紛争の解決手段については、それに特化した第三者機関を設け、迅速かつ円滑な調整システムを構築すべきである。</p> <p>9 人事行政の公正の確保</p> <p>従来の人事委員会、公平委員会を想定していると考えられるが、第三者機関の位置付け、権限については、現段階でまったく明らかでなく、早急な枠組み作りが求められる。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>10 消防職員の団結権</p> <p>「基本的な考え方」Ⅲにおいて、「消防職員の団結権については、付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める。」としている。</p> <p>日本も批准しているILO87号条約では、全ての労働者に団結権を保障すべきことを国際基準として定めている上に、ILOの結社の自由委員会から再三改善を勧告されているにもかかわらず、主要国では日本だけが、消防職員に団結権を付与していないのが現状である。</p> <p>日本では、消防職員に組合をつくれれば、組織の指揮命令系統が混乱し、消防活動に支障が出るのではないかといった懸念の声が一部にあるが、世界各国で、消防職員に団結権があることで消防活動に支障が生じたという例は見当たらない。逆に、組合があることで消防職員の士気が高まって活動にプラスになることも十分に予測される。</p> <p>また、世界（特に欧州）を見渡せば、消防職員に団結権のみならず、団体交渉権、ストライキ権が保障されている国も多数存在する。</p> <p>よって、「付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める。」などと悠長なことではなく、直ちに団結権は当然に認めた上で、さらに、団体交渉権、争議権の6付与に踏み込んで検討を進めるべきである。</p> <p>別紙</p> <p>「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」についての大阪労働者弁護団意見書の別紙として、2007年（19年）6月6日中労委18年（不再）第52号尼崎市・尼崎市教育委員会（17年度団交）事件命令の一部を、下記に引用する。</p> <p>第5 当委員会の判断</p> <p>1 争点(1)教育合同の申立人適格について</p> <p>(1) 教育合同が適用法規の異なる構成員、すなわち地公法上の職員及び労組法上の労働者により混成されるいわゆる混合組合であることについては当事者間に争いはない。</p> <p>そこで、本件においてはこのような混合組合が労組法の適用を受けて、同法上の制度である不当労働行為救済手続の申立人適格（以下、単に『申立人適格』という。）を認められるかが問題となる。</p> <p>(2)ア この点初審大阪府労委は、要旨、現行法体系上、地公法上の職員団体（以下、単に「職員団体」という。）と労組法上の労働組合（以下、単に「労働組合」という。）とは区別されており、一の団体がこの両面の性格を併せ有することは容認されていないこと、また混合組合はその構成実体に即して法的性格を決すべきであり、構成実体に照らして職員団体と解される混合組合には原則として申立人適格は認められるべきでないが、地公法上の救済制度との均衡から、労組法第7条第1号又は第4号に該当する場合（以下、号数に応じて「1号事件」等と略称する。）には当該職員団体たる混合組合に申立人適格を認められるべきことを前提として、量的構成において地公法適用構成員が60%を占める教育合同の法的性格は職員団体と解されるべきであり、1号事件又は4号</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>事件が判断対象となっていない本件においては教育合同には申立人適格がないとした。</p> <p>イ これに対し教育合同は、初審決定は既発の中労委命令ないし資格審査決定に違背する法律解釈の誤りがあると批判し、2号ないし3号事件である本件においても教育合同の申立人適格は認められるべきであるとする。</p> <p>(3)ア 混合組合の申立人適格について、当委員会はかねてより、このような組合も労組法適用構成員に関わる問題については労組法上の権利を行使することができるものと解するのが相当であり、その故に当然、当該組合は、労組法第7条各号の別を問わず不当労働行為制度による救済を申し立てることのできる地位にある、すなわち申立人適格を認めることができるとの立場を採っている(中労委平成12年(不再)第62号;神戸市・神戸市教育委員会事件、中労委平成16年(不再)第61号;門真市・門真市教育委員会事件、中労委平成17年(不再)第88号;大阪府・大阪府教育委員会事件、中労委平成17年(不再)第89号;尼崎市・尼崎市教育委員会事件等)。</p> <p>地公法適用構成員が人数比において多数を占める混合組合について、その労働団体の法的性格を地公法上の職員団体としてしか認めないとすると、労組法適用構成員について、労組法及び不当労働行為救済制度の趣旨である労働者の団結権の保護並びに労働組合加入の自由及び労働組合選択の自由の保障の趣旨が没却され、著しく妥当性を欠くことになるためであり、このような当委員会の立場は労働者の団結権の保護を図るIL087号条約(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)及び団交権、労働協約締結権の保護を明示するIL098号条約(団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約)等の国際条約とこれら条約の批准を受けて行われた国家公務員法、地公法を始めとする国内法諸法規の改正と整備を踏まえたものである。</p> <p>イ(ア) 初審が採用する労組法適用構成員と地公法適用構成員の人員構成により当該労働団体の法的性格を一元的に決するべきという考え方は、ある労働団体の一時点の構成員の量ないし質的構成を捉えて基準とするものであるが、このような基準の定立によると、その後構成員が変動すれば、実体的に同一の混合組合であっても法的性格が変じることとなり、構成員に不測の不利益を蒙らせることになるし、労組法適用構成員と地公法適用構成員がほぼ同数であるような境界例においてはいずれとも決し得ないこととなりかねない。</p> <p>また、特に、ある労働団体において地公法適用構成員が労組法適用構成員より人数比で少数派となった場合、上記の基準によると、その労働団体は労組法上の労働組合と判断せざるを得なくなり、地公法適用職員は、労働団体に加入しているにも関わらず、例えば労働条件に関する団体的交渉の場面などでは(その労働団体が職員団体と認められないために)地公法上も労組法上も保護されない事態となり得るなどの問題がある。</p> <p>(イ) また、初審決定は、当該混合組合を職員団体と認定した場合においても、地公法上の不服申立て制度が設けられていることとの均衡から、例外的に、当該不当労働行為救済手続において対象となる事件が1号事件及び4号事件である場合にのみ、職員団体たる当該混合組合に申立人適格を認めるとする。しかし、このような例外的解釈を必要とすること自体、混合組合の法的性格を先のような基準で決した上で一元的に取扱うことに問題があることを示している。</p> <p>ウ そして、事態の推移により現在では、教育合同はその構成員のうち地公法適用構成員が別途教育合同(職)を構成して大阪府人事委員会の登録を受けているから、組織及び活動の識別、分別性は明確であり、現に地公法適用構成員の労働条件に関する事項</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>については登録職員団体である教育合同(職)がこれら地公法適用構成員を代表して地方公共団体と交渉し、労働組合としての教育合同が地方公共団体との交渉に登場することはないし、また地公法適用構成員が労働組合としての教育合同を通じて権利行使をすることも無い仕組みとなっているから、特に法の規定ないし趣旨を潜脱する事態が生じることもない。</p> <p>(4) 以上のような事情を考慮すると、形式上は混合組合であるとしても、教育合同には申立人適格を認めるのが妥当であり、これを否定して救済申立てを却下した初審決定は、労組法の解釈適用を誤ったものといわざるを得ない。</p>	
317	<p>(協約締結権)</p> <p>人事院(委員会)勧告制度を廃止し協約締結権を付与するという案について、全面的に支持することはできない。</p> <p>自律的労使関係を確立すべきという声もあるが、地方自治体の財政が逼迫している現状では労使交渉による賃金決定の仕組みは労働者側に圧倒的に不利である。地方の、特に小規模な自治体では住民と自治体職員との結びつきが強く、相互の信頼関係のもとに行政が成り立っている。いくら労働者側の権利とはいえ、協約締結権を盾に民間給与水準以上の賃金要求を行なうことは到底理解が得られない。逆に、当局側から民間給与水準を大きく下回る給与を提示されても、「財政難」という錦の御旗を掲げられれば最終的に当局側提案に近い内容で合意せざるを得なくなる。労働基本権の回復は「絵に描いた餅」でしかないのである。</p> <p>今後も少子高齢化や国際社会における日本経済の相対的な地位低下により、社会保障費の急激な伸び(歳出増)と担税力のある住民、法人の減少(歳入減)が確実な情勢となっている。こうした状況下で、近年我々の賃金を下支えする役割を果たしてきた人事院勧告制度が廃止されれば、財政難を理由に下限なき賃下げが行なわれる可能性が高い。</p> <p>人事院勧告については調査方法等に不満がないわけではないが、長年にわたり民間給与の実勢を反映し、国公の賃金水準を決定する指標として定着している。あえてこの時期に廃止する必要性を感じられないが、もし人事院勧告を廃止し協約締結権を付与する方向で進むのであれば、各都道府県単位で民間給与の実勢を適正に調査し、その調査結果が各市町村の賃金水準の目安となるよう制度設計をお願いしたい。</p> <p>(消防職員への団結権付与について)</p> <p>消防職員の団結権についてはILOの勧告に基づき、早急に付与すべきだと考える。国際的にみて団結権すら認められていないのは日本だけであるし、団結権を認めたからといって住民の生命、財産を守るという消防職員の責務が損なわれるとは考えられないからである。一般行政職では団結権が認められているが、それによって行政機関が機能不全に陥ったという話は聞いたことがない。逆に、消防職員は労使間で話し合う場がないため、本来話し合いで解決できるような案件でも訴訟に発展してしまう事態が起きている。実際に我々の自治体でも手当の支払いを巡って消防職員が市を提訴し、訴訟に発展してしまった事例がある。こうした問題を解決するためにも、消防職員への団結権付与については早急に取り組むべきである。</p> <p>現在公務員の労働条件は、経済状況にもよるが選挙のたびに世論になびき悪化している。自治労が推している与党が公務員給与2割削減を謳い、人件費削減に躍起になっている現在、残念なことに人事院勧告が最後のよりどころとなってしまっているのが現状</p>	愛知県稲沢市 職員労働組合

番号	意見	意見提出者
	<p>である。</p> <p>しかしながら、人事院勧告にも当然欠点や利権守りの疑わしい点があり、国家公務員に準ずると定められている地方公務員給与が、国家公務員の数パーセントしか影響を受けない手当での削減で地方公務員が痛手を受けているという事実などが散見され、とても公平な制度とは言い難い。とはいえ、前述のような状況の中で、労使交渉を行ったところで東日本大震災の問題の解決の糸口すら見つかっていない今、税金の使い道という印籠を見せられれば、地域の人々との接触の多い地方公務員はひれ伏さざるを得ないのではないかと。ただし、このような震災などがあつた際に先頭に立ち、活動していた消防などの機関も、一定の権利を付与しなければ、使命感だけに頼ってはいずれ破綻するであろう。</p> <p>労働基本権は、労働者に当然付与されるべきものであるが、それを口実に公務員の生活を圧迫するものであっても行けない。しかし、国家公務員だけの手当てを存続させ、国家公務員に影響は少なく、地方公務員には影響が大きいような現在の人事院勧告は、いらぬ。労働基本権を尊重しつつ、最低保障も考慮した地方交付税に影響するという脅し文句が通用しない制度の設立を切に望む。</p> <p>団体交渉の当事者認証の要件については、慎重に審議されたい。</p> <p>また、地方は民間給与調査機能を持たないため、人事院勧告に変わる措置についてもご一考せられたい。</p>	
318	<p>「Ⅱ制度の概要、2 団体交渉の当事者、(1) 労働側の当事者、○認証の要件は、規約が法定の要件を満たすこと、構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること等とする。」となっているが、「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること」の定めは、日本国憲法第 28 条に抵触するものではありませんか。</p>	個人
319	<p>消防職員の団結権についてコメントします。</p> <p>私は消防職員です。</p> <p>我々の仕事は、住民の生命・身体・財産を災害から守ることです。</p> <p>人が逃げてくる場所に自らの命を賭けて突っ込んでいく仕事です。</p> <p>他人の命を守るため職に殉じた先輩方が多数おられます。</p> <p>殉職はあつてはならないことですが、労働権のない仕事だからこそ、人の命を守るためには覚悟もしています。</p> <p>そんな仕事に団結権なんていらぬ。</p> <p>「どれだけサービス残業してると思ってるんですか」、なんて言っている人たちとは志が違います。</p> <p>我々だけ労働権が付与されれば、東日本大震災でともに命を賭けて仕事をした警察官、自衛官、海上保安官に顔向けできない。</p> <p>政治家の票かせぎに、労働権問題を使わないでください。</p> <p>労組と民主党の関係なんて、現場で命を張っている消防職員には関係ないです。</p> <p>命がけの消防職員に「いうとおりにはしないと処分する」なんて言う大臣がいる政党が我々に団結権を与えるなんてちゃんちゃらおかしいでしょう。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>また、我々をひっぱってくれるべき、防災担当大臣があつていたらくでは、現政権が進めようとしている政策が、真に国民のためのものとは到底考えられません。票集めを抜きにして、国民の安全・安心をまじめに考えてください。総務省官僚の方々には、政治家の圧力に屈しない、理性ある判断を求めます。我々消防職員に団結権は必要ありません。</p>	
320	<p>消防職員に対する団結権の付与には反対です。なぜなら、中立的な立場での消防、救急活動、住民指導をすべきです。労働組合に指導されたくありません。</p>	個人
321	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員の制度と整合性をもって検討の上、早急に法案を作成し、国会に提出すべきと考えます。特に一般職の地方公務員に対しては、協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を、国家公務員に遅れることなく早期に確立すべきと考えます。消防職員に対する団結権についても、ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえ、これを付与すべきと考えます。</p>	府中町職員労働組合 執行委員長 岩井 彰
322	<p>①地方公務員の労働基本権については、ILOからの長年にわたる勧告等を踏まえ、「自律的労使関係制度」を確立すべく、国家公務員における制度改正に合わせ、同様の制度改正がおこなわれるべきであると考えます。また同様に消防職員に対しての団結権を付与すべきと考えます。</p> <p>②団体協約事項の履行を担保するため、地方公共団体の長に対し、議会への条例案提出義務のみならず、条例制定改廃及びその財源たる予算案成立の責務を負うこととしていただきたい。</p> <p>③地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項が団体交渉の対象とされておりませんが、抽象的な表現であり、拡大的な解釈が可能であると思います。人事異動・定員管理・人事評価等を含め、公務員労働者の労働安全衛生や経済的地位にかかわる事項は団体交渉の対象にすべきと考えます。</p> <p>④団体交渉の議事の概要及び団体協約の公表については、意図的に時期・方法を操作し、誤った世論喚起を促される恐れがあると考えます。条例の制定改廃や予算案の提案・職員給与に関する公表など現行制度により担保されるものではないでしょうか。</p>	個人
323	<p>消防への団結権付与反対</p> <p>1 公安職であるため、労働組合等のしがらみが介入してくると、本来の健全業務推進に口がはさまれ、円滑な業務に支障が出るのは必至である。</p> <p>2 職員間での団体勧誘が盛んになり、加入職員と非加入職員間での軋轢が生じるため、職場内が不安定になりやすい。</p> <p>3 団体の理解が必要なため、休みに行われる行事等、様々な面で業務停滞が発生する。</p> <p>4 警察と消防は公安職であり、一般の事業所とは違うため、実際に団結権が行われた場合の、地方市民へのトータル被害は多大である。</p> <p>5 過去の経緯をよく理解し、団結権が公安に認められるべきなのか考え、国民に調査かける必要がある。</p> <p>6 どうぞ、命の現場で戦っている職員に、純粋に業務をさせてあげてください。心からのお願いです。OBより</p>	個人

番号	意見	意見提出者
324	<p>総務省が示した「基本的な考え方」のなかで、消防職員の団結権を付与する方向で検討をされるとされた点について、「付与すべきでない」と考えます。</p> <p>現在まで、公務員制度改革の議論は、国民の無関心のもと行われてきました。</p> <p>まず、公務員制度改革の話は、パッケージとして色々な問題をまとめて民に問うのではなく、わかりやすい形で問題点ごとにきちんとした情報を国民に伝えていくべきです。</p> <p>特に、消防職員の団結権については、「外国では認められている」との報道が一部でなされ、国の検討会でもそうした資料を大々的に提示していますが、人事院のホームページ資料等をみると、諸外国の消防職員に付与されている「団結権」は私たちが思っているような権利では無いですよ。</p> <p>権利は認められていても、給与交渉はだめだったり、最終的には政府や議会の意思が尊重され、その結果、無意味なストが実施される・・・こうした外国のやり方が良いやり方とは思えません。</p> <p>日本には日本のやり方、日本国民の望んでいるやり方があると思います。</p> <p>そして、東日本大震災を経たいま、消防職員に団結権を付与するというような、国民の関心の対象外の問題をわざわざ国政の場で論じる時期で無いと思います。</p>	個人
325	<p>交渉不調の場合の調整システム</p> <p>認証された労働組合と権限ある地方公共団体の当局の間に発生した紛争・・・労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を設ける。という考え方になっているが、過去の状況を見るとときに立場の弱い労働組合と当局との間で公平な調停、仲裁ができるとは到底思えないし、まして調停等をしている時間があるのだろうか、疑問である。現状は当局からの一方的な提案を労働組合との交渉と言いながら押し付けているだけである。</p> <p>したがって、今回の調整システムも名ばかりのシステムであり、県民へのアピールにすぎないと思う。人事委員会勧告を廃止するのであれば、それなりに労働組合に権利を与えるべきではないか。</p>	個人
326	<p>地方公務員の労働基本権については、基本的考え方で「一般職の地方公務員に協約締結権を付与する」ことが明記されたことにより、国家公務員における制度と整合性を持って改革することが明示されたものと考えます。</p> <p>地方公務員についても国家公務員に遅れることなく、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自立的労使関係制度」を早期に確立すべきである。早急に法案を国会に提出すべきである。</p>	自治労島根県本部斐川町職員組合執行委員長

番号	意見	意見提出者
	<p>また、消防職員の団結権の付与について、明確にされなかったことは極めて残念なことである。ILO勧告等をふまえ、早期に消防職員に団結権を付与すべきであると考え。</p>	錦織 広徳
327	<p>消防への団結権付与反対</p> <p>1 公安職であるため、労働組合等のしがらみが介入してくると、本来の健全業務推進に口がはさまれ、円滑な業務に支障が出るのは必至である。</p> <p>2 職員間での団体勧誘が盛んになり、加入職員と非加入職員間での軋轢が生じるため、職場内が不安定になりやすい。</p> <p>3 団体の理解が必要なため、休みに行われる行事等、様々な面で業務停滞が発生する。</p> <p>4 警察と消防は公安職であり、一般の事業所とは違うため、実際に団結権が行われた場合の、地方市民へのトータル被害は多大である。</p> <p>5 過去の経緯をよく理解し、団結権が公安に認められるべきなのか考え、国民に調査かける必要がある。</p> <p>6 どうぞ、命の現場で戦っている職員に、純粋に業務をさせてあげてください。心からのお願いです。</p> <p>7 葬儀会社は、サービス業であります。お金をかければ、お客様のいかようにも、よくできるものです。しかし、公務については、税金の支払いの有無に関わらず、国民に対し平等でなければなりません。その中で、自分の利害要求を許すのは容認できません。どうか、団結件を認めるなんてやめてください。ただでさえ、公務員が羨ましいのに、これいじょう馬鹿な権利をあたえるな。馬鹿な民主党には、いい加減、騙され、自民・公明に切り替えます。早く終われ民主党！もう騙されるのはこりごりだ！＝解散しろ！</p>	個人
328	<p>消防への団結権付与反対</p> <p>これ以上、公務員に権利をあたえるな。＝</p> <p>水戸の工場は大変被害を被っている。団結権を付与する暇があったら、もっと別の所に頭を回せ＝。</p> <p>工場が潰れる危機なのに、的はずれなことばかりするな！＝</p> <p>絶対に民社党には1票たりともいれない＝</p> <p>国民を馬鹿にするな！騙すな！ペテンシ党が＝</p> <p>絶対！絶対！絶対！これ以上騙されないぞ＝</p>	個人
329	<p>地方公務員の労働基本権については、国家公務員の制度との整合性に留意し、成立を目指すべきである。特に、一般職の地方公務員に対して協約締結権を付与し、労使がともに責任を持って自らの賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」の確立が急がれる。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>しかし、基本的な考え方をみると、労使双方が対等な立場で交渉し、賃金・労働条件を決定するシステムになるとは考えられない。</p> <p>「地方公共団体の当局は、団体交渉の議事の概要及び団体協約を公表しなければならないこととする。」とあるが、労使交渉における確認事項の公表を義務化すれば、労使間の確認にもかかわらず、第三者の不当な干渉にあうことが十分想像されるため賛成できない。</p> <p>勤務条件を条例で定めることにしているが、首長には条例の議会への提出義務を課すだけで、条例の成立は議会の判断に委ねることになる。労使合意した内容を、労使の当事者以外が変更できる余地を与えるものであり、正常な労使関係の構築は不可能となるのではないかと。労使の確認事項は、首長の責任において確実に履行できる制度が必要である。</p> <p>また、争議権を与えぬまま労働基本権剥奪の代償措置である勤告制度を廃止することは、これまで以上に公務員を不完全な権利状態におくことになるのではないかと。憲法で保障された争議権を含む労働基本権の付与が本来の姿であると考えます。</p>	
330	<p>①労働協約権の付与は当然として、ストライキ権の付与も必要。</p> <p>理由 労使が真摯な交渉を踏まえ、自主的かつ主体的に自らの賃金労働条件を決めることが、住民サービスの向上につながる。賃金労働条件を労使以外の誰かが、どこかで決めているという労使にとって無責任な状況は、その仕事ぶりにも少なからず影響を与えると考えます。</p> <p>真摯な交渉をするための労使双方にとっての最大の担保はストライキ権である。ストライキ権は、決して労働側のみの武器ではない。</p> <p>②労使が責任を持って決めることのできる範囲すなわち交渉事項は制限しないこと。</p> <p>理由 管理運営事項は、引き続き団体交渉の対象とすることはできないとなっているが、地方公務員の職場、職種、業務は多種多様であり、例示されている事項に収まらない状況が職場実態からは起こることが容易に想定できる。さまざまな状況の現場に働く職員の勤務労働条件の向上は住民サービスの向上と密接不可分にあると考えます。</p> <p>しかし、管理運営事項という、使用者側にとって都合の良い言い訳が使われ、それにより現場職員の士気に悪影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>自律的労使関係の構築の原則に立ち返り、労使双方が責任をもって決めることのできる範囲は、制限しないことが必要。自らの仕事にふさわしい勤務労働条件を自らが決めることが自らの仕事に自信と誇りを再び呼び起こし、それが住民サービスの向上にもつながる。</p>	個人